

水産基本計画の変更についての中間論点整理

資料 3 - 1 水産基本計画の見直しと施策の展開

資料 3 - 2 中間論点整理のポイント

資料 3 - 3 水産基本計画の見直しに関する中間論点整理

資料 3 - 4 用語集

資料 3 - 5 参考資料

「指針」

14年3月

現行水産基本計画の策定

今後10年間にわたる水産施策についての基本的な指針



【おおむね5年ごとに変更】

水産基本計画の見直し

18年1月

- 農林水産大臣より水産政策審議会に対して諮問



企画部会「中間論点整理」

企画部会におけるこれまでの議論の整理
(→可能なものから具体化〔19年度予算要求・制度改正への反映〕)

この度、とりまとめ

18年7月



(「中間論点整理」をたたき台とした更なる検討)

19年3月

- 新たな水産基本計画の策定



～「指針」たる基本計画を具体化し、「実行」へ～

「実行」

19年4月

水産基本計画に基づく水産施策の展開

〔予算措置〕

〔・19年度予算執行
・20年度予算要求・執行
等により毎年度具体化〕

〔制度・規制〕

・指定漁業許可の一斉更新
(19年8月)
・各種制度・規制の見直し 等

〔その他〕

・金融
・税制 等



関係者の取組

漁業者をはじめとする幅広い関係者による主体的な取組

平成 18 年 7 月

中間論点整理のポイント

1 . 水産業・漁村をめぐる情勢の変化

水産物の我が国における重要性と消費流通構造の変化

- ・ 食の外部化、スーパーマーケットによる販売シェアの上昇（約 7 割）など消費流通構造が大きく変化。

国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり

- ・ 水産物の世界的需要が高まるなか、他国との購入競争に敗れる「買い負け」が発生。一方、我が国による輸出は増加（昨年是对前年比 2 割増）。

資源状況の悪化

- ・ 我が国周辺水域の半数以上の資源が低位水準。また、世界的にも資源状況が悪化。

漁業生産構造の脆弱化

- ・ 就業者や船齢の高齢化が進行（65 歳以上の割合が 3 割超）。

水産業・漁村に対する国民の期待の高まり

- ・ 自然環境の保全をはじめとする多面的機能への期待の高まり。

2 . 現行基本計画等に関する検証

- ・ 生産量が現状のまま推移すれば、自給率目標の達成は厳しい状況（平成 24 年の食用魚介類自給率目標 65 %、平成 16 年実績値 55 %）。

3 . 政策改革の方向性

(1) 水産資源の回復・管理の推進

- ・ 経営改善にできる限り結びつく取組を含め、我が国の排他的経済水域等における資源回復・資源管理を推進。
- ・ IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策をはじめとする国際的な取組を強化。
- ・ 水産エコラベル（生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表すラベル）の導入。

(2) 将来展望の確立と国際競争力ある経営体の育成・確保

- ・ 自助努力を前提に、一定の経営体に支援施策を集中。
 - ア) 省エネ・省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換等を促進するための漁船漁業構造改革対策を実施。
 - イ) 収入変動の影響を緩和する経営安定対策を導入（漁業共済制度の仕組みの活用が効率的・合理的）。
- ・ 漁協改革の促進。
- ・ 意欲と能力のある若者や他産業経験者の就業の促進。
- ・ 新技術の企業化や他産業からの新規参入を促進する観点から規制緩和を検討。

(3) 水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開

- ・ 産地の販売力強化と流通の効率化。
 - ア) 産地市場の統廃合や買参権の開放等を通じ、市場を核とした流通拠点を整備。
 - イ) 需要者との直接取引など、地域の創意工夫の下に多元的な流通経路を構築。
- ・ 調整保管事業の効果的な運用による水産物価格の安定。
- ・ 鮮魚販売員の育成・鮮魚小売業の振興。
- ・ 水産物輸出の振興。
- ・ 消費者への情報伝達・情報提供の強化と食育の推進。

(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

- ・ 排他的経済水域等における基礎生産力の向上に向けた集中的な取組の実施。
- ・ 生産コストの削減や衛生管理の強化に必要な漁港機能の充実。
- ・ 地域の主体性と創意・工夫による漁村づくりの推進。
- ・ 藻場・干潟の維持管理等漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進方策の検討。

水産基本計画の見直しに関する中間論点整理

平成 1 8 年 7 月

水産政策審議会企画部会

１．はじめに

我が国の水産行政においては、平成１３年６月に新たな政策指針として水産基本法が制定され、平成１４年３月に策定された水産基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、計画的な施策の推進が図られてきた。

こうしたなか、本年１月、中川農林水産大臣は、水産政策審議会に対して基本計画の変更について諮問を行った。諮問に際し、大臣からは、見直しの視点として、

公海資源を含む水産資源の回復と管理の取組みの強化

将来展望の確立と施策の集中・規制緩和による国際競争力のある経営体の育成
省エネルギーの推進

水産物の加工・流通の合理化・高度化と消費者との信頼のネットワークの構築
漁村地域の振興と環境・生態系の保全を重視した施策の展開

の５点が示された。

本審議会は、これに応え、企画部会並びにその下に設置された漁業経営・資源管理小委員会及び加工流通消費小委員会において、現行の基本計画の検証や大臣から示された見直しの視点を中心に検討を進めることとし、本年２月２３日以来、１７回にわたって議論を重ねてきた。

その結果、水産業・漁村が現在直面している課題については、相当程度認識の統一が図られるに至った。今秋以降、明年３月の基本計画見直しを目指して企画部会において基本計画全体に関する審議を深めていくこととしているが、その素地は醸成されたものと考えている。一方、水産行政の改革は迅速に進める必要があり、可能な限り、平成１９年度の予算措置や制度改正の中で具体化を図るべき事項もある。これらを踏まえ、秋以降の審議を効率的・効果的に行うとともに、可能なものから施策を具体化していく観点から、この度、これまでの議論に関して、中間的に論点を整理した。

秋以降の企画部会における審議に当たっては、今回の中間論点整理で示した諸課題について施策の具体像を明確化するとともに、中間論点整理で十分に示されていない課題があれば併せて検討することが必要であり、これらの作業を通じて水産政策の改革の途を拓くべきである。

水産政策の改革の実施は、世界有数の魚食民族である日本国民の生活に深く関わっている。改革に当たっては、漁業者をはじめとする関係事業者だけでなく、消費者、地域住民、ＮＰＯ、民間企業等の多様な主体の参加と連携の促進が必要であり、それらの主体がそれぞれの役割に応じて適切に行動することが成否の鍵を握っている。この中間論点整理がたたき台となって、水産業・漁村に関する国民的な議論が広く展開されることを強く期待するものである。

２．水産業・漁村をめぐる情勢の変化

我が国水産業・漁村をめぐるのは、次のように、大きな情勢の変化が生じている。こうした状況に対応し、水産政策の思い切った改革を行うことにより、国民の負託に応える強い水産業、豊かで活力ある漁村を確立することが必要である。

水産物の我が国における重要性と消費流通構造の変化

水産物は、国民への動物性たんぱく質供給の約４割を占め、我が国の栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実現を図る上で、極めて重要な食料である。こうしたなか、我が国は水産物消費量についても世界のトップクラスの水準となっており、国民生活の安定のため、安全で良質な水産物の安定供給の確保が不可欠なのは言うまでもない。

また、水産物の消費については、家庭での調理時間の減少とともに、外食や中食とも呼ばれる調理済食品の利用が増加し、いわゆる食の外部依存が進展する一方、水産物の購入形態も一尾のものから切り身、刺身といった加工度の高いものが中心となっている。

さらに、流通面では、スーパーマーケットによる販売が７割程度のシェアにまで高まる一方、卸売市場経由率の低下が見られている。スーパーマーケット、とりわけ大型店舗を多数有し一度に大量の商品を計画的に販売する大手量販店は、取扱品目がマグロ、サケといった消費者になじみがあり流通量の多い魚種やロットがまとまった輸入品や養殖品が中心となる傾向がある。

国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり

ＷＴＯ（世界貿易機関）交渉やアジア諸国等とのＥＰＡ（経済連携協定）交渉が進められ、貿易の自由化や経済社会の国際的な一体化がより一層進展している。

また、世界の水産物需要量は、欧米において健康志向を背景として増加しているほか、アジアでも増加しており、特に中国においては、所得水準の上昇に伴って３０年前の約５倍と大きく増加している。世界人口が中長期的に発展途上国を中心として大きく増加する見込みであることから、水産物の需要量は今後とも増大するものと見込まれる。こうしたなかで、加工原料魚を中心に海外市場で他国との購入競争に敗れるいわゆる「買い負け」が起きている。一方、我が国による水産物輸出は増加を続けており、昨年は、対前年比２割増の約１，４５０億円、国内生産額の１割弱相当となっている。

国際化が進展し、水産物の世界的需要が高まるなかで、適切な管理を行えば再生産が可能である食料資源として水産物の重要性が高まっている。

資源状況の悪化

我が国は、国土面積の１２倍に相当し世界で第６位の広大な排他的経済水域等を有し、周辺水域は世界の三大漁場のひとつと言われているが、資源評

価を実施している 93 系群のうち太平洋系群マイワシなど 50 系群と半数以上の資源が低位水準である。世界の水産資源についても、半分以上が満限まで、4 分の 1 程度が過剰に漁獲されていると見られている。

また、漁場環境については、藻場・干潟の減少や磯焼けが進むとともに、漂流・漂着ゴミによる悪化が深刻化している。

漁業生産構造の脆弱化

漁業就業者は、新規就業者数が 1,500 人程度と低水準にとどまっているなかで、若い漁業者を中心に減少しており、高齢化が進行して 65 歳以上の割合が 3 割を超える状況となっている。また、生産資本である漁船についても船齢の高齢化が進行しているが、資源状況の悪化、魚価安に加え、燃油価格の高騰といった経営環境の悪化により代船が困難な状況となっている。

沿岸漁業、沖合・遠洋漁業ともに経営体数が減少しているにもかかわらず、一経営体当たりの生産額の減少が続いている。こうした状況が続けば、我が国漁業の将来を担う就業者の確保や代船取得が十分には望めず、近い将来において漁業の活力が急速に低下し、国民への水産物の安定供給を担う漁業生産の継続が困難となる深刻な事態が予想される。

水産業・漁村に対する国民の期待の高まり

水産業・漁村は、水産物を安定供給するという本来的な機能以外に、自然環境の保全、国民の生命・財産の保全、居住や交流の場の提供等の多面的機能を有し、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えており、このような水産業・漁村が果たす役割についての国民の期待が高まっている。こうした役割は漁業者を中心とした地域の活動によって支えられているが、近年、漁村における過疎化・高齢化に伴って、このような活動に後退がみられる状況となってきた。

3. 現行基本計画等に関する検証

基本計画の見直しに向けて政策改革の方向性を検討するに当たっては、まず、現行基本計画等に掲げる平成 24 年における目標値と実績値について検証を行い、現行施策の成果を評価することが必要である。また、それらとともに、こうした検証と評価を踏まえ、次期基本計画における目標値を設定することが必要である。

水産物（食用魚介類）の自給率の検証

ア 我が国漁業の持続的生産目標

食用魚介類の生産量は、近年は下げ止まり傾向が見られるが、増加には転じていない。現状のまま推移すれば持続的生産目標の達成は厳しい状況にある。

生産量の変化を部門別にみると、沿岸漁業（養殖業含む）はほぼ横ばい、遠洋・沖合漁業は減少が続いているが、生産量や資源の状況は漁業種類や魚種によって異なることから、より詳細に、具体的には漁業種類や魚種に着目して生産量の推移や生産目標との関係进行分析することが必要である。

イ 望ましい水産物消費の姿

食用魚介類の消費量は、変動はあるものの長期的にはほぼ横ばいで推移しており、直近では平成13年まで増加を続けた後減少に転じ、廃棄や食べ残しの削減により消費量が若干減少するとした目標値に近い水準にある。

1人1年当たり消費量について、廃棄や食べ残しの削減による「緩やかな減少」を望ましい姿とした当初の設定については、食育による「日本型食生活」の推進や魚食普及といった施策との整合性の観点や廃棄・食べ残り削減の実現可能性を含め、改めて検討することが必要である。

ウ 水産物自給率の目標

アの「我が国漁業の持続的生産目標」及びイの「望ましい消費の姿」に基づいて設定された食用魚介類の自給率目標については、生産量の下げ止まりにより自給率も下げ止まり傾向が見られるが、生産量が増加に転じていないことから、現状のまま推移すれば自給率目標の達成は厳しい状況にある。

なお、自給率目標を検討する際には、我が国周辺水域の水産資源の多くが低位にあり、まず回復に努める必要のある水準にとどまっていることから、生産量目標の設定水準によっては、漁業生産の持続可能性を危険にさらすおそれがあることや、漁業種類によっては、生産量の増大により需給バランスが崩れ、魚価が低下し、漁業経営に悪影響を与える可能性があることについて留意する必要がある。加えて、近年好調が続いている輸出に関して、その増加の可能性と国内生産や自給率に与える影響についても検討することが必要である。

漁業生産構造の検証

ア 沿岸漁業（養殖業含む）

新規就業・新規参入が低調ななか、世代交代が停滞し高齢化が進んでいる。その結果、就業者数、経営体数ともにすう勢値・展望値を上回って推移しているが、逆に、主業的漁家数はすう勢値・展望値を下回っており、生産構造の改善は進んでおらず、近い将来における活力の急速な低下が想定される。

（注1）「主業的漁家」とは、専業及び第1種兼業漁家のうち、基幹的漁業従事者（経営体の中で、海上作業従事日数が最も多い者）が65

歳未満の漁家のことをいう。

(注2)「すう勢値」は、平成14年において、当時の減少傾向がそのまま継続した場合の数値。「展望値」は、すう勢に対し、政策努力を加味した目指すべき数値。

イ 沖合・遠洋漁業

就業者数がすう勢値を超えて減少しているのに比して経営体数はすう勢値ほどには減少しておらず、1経営体当たりの就業者数が減少している。

1経営体当たりの生産額が減少傾向、すなわち事業規模が縮小傾向にあるなかで、船齢は急速に高齢化しており、生産構造が脆弱化している。

4. 政策改革の方向性

2で述べた情勢変化のなか、水産政策は大きな課題に直面している。

まず、世界的な水産物需要の高まりを背景とした他国との購入競争の激化が国内供給へ影響をもたらすことも懸念されるなか、資源状況の悪化や、我が国漁業存亡の危機ともいえるべき生産構造の脆弱化に対応し、将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、資源の回復・管理の推進とともに、持続可能な漁業生産構造の実現が必要である。他方、世界的な水産物需要の高まりは水産物輸出の好機でもある。

また、食の外部化など消費流通構造の変化に我が国水産業が的確に対応するとともに、消費者には食生活や水産物に関する正確な情報に基づく消費行動が求められており、これらを踏まえた加工・流通・消費施策の展開が必要である。

さらに、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮を支える漁村地域の活動に後退がみられるなか、国民の高まる期待に応え、漁村の振興等と併せ、こうした多面的機能を十分に発揮させていくための施策の確立が必要である。

以上を踏まえ、各分野の水産政策の改革に向け、次に述べる方向性に沿って検討することが適当である。

(1) 水産資源の回復・管理の推進

水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は国民に対する水産物の安定供給の確保及び我が国水産業の健全な発展の基盤である。特に、我が国の排他的経済水域等の水産資源の保存・管理は、国連海洋法条約により我が国に課せられた責務であり、その合理的利用を推進することが必要である。

このため、科学的知見に基づく水産資源の回復・管理を着実に推進するとともに、我が国の排他的経済水域等の水産資源の基礎生産力の向上に集中的に取り組むこと、藻場・干潟の減少や沿岸域の漂流・漂着ゴミ問題、磯焼け問題の深刻化に対応して、早急な対策を講ずることが必要である。

我が国の排他的経済水域等における資源管理

我が国周辺水域の水産資源の多くが低位水準にある状況を踏まえ、種苗放流、休漁・漁獲制限や漁場環境の保全といった手法を活用した資源回復・資源管理の取組を積極的に推進していくことが必要である。併せて、漁船漁業の構造改革を進め、資源状況に見合った生産体制の再編を進めることが必要である。また、水産資源の動向や管理の状況について、流通関係者との情報の共有を図るとともに、国民の理解を促進することが必要であり、このような観点からできる限りわかりやすい形で情報提供を行うことが重要である。

水産資源を積極的に回復させることを目的として平成14年からスタートした資源回復計画については、76魚種を対象として全国的な取組みが進められており、一部の魚種で資源の回復傾向が見られるなど、一定の成果を上げつつあるところである。しかしながら、資源量の回復のみでは、必ずしも漁業者の経営の改善につながらない面があるため、資源回復が経営の改善にできる限り結びつくような更なる取組が必要である。具体的には、漁獲物の高付加価値化や需要動向に即した機動的な漁獲による資源の合理的利用の促進方策、資源回復施策と各種経営関連施策との関連付けについて検討することが必要である。

また、回復目標を達成した資源について、関係者の共通認識の下、その水準の維持安定及び合理的な利用を計画的に推進する新たな枠組みを検討することが必要である。

他方、平成17年3月、FAOにおいて水産エコラベル（生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表すラベル）のガイドラインが合意されたところである。ガイドラインは、第三者機関が生産者の取組を審査し、その適正性を証明する仕組みを定めたものであり、第三者機関の関与によりエコラベルの信頼性を高め、消費者が水産物を購入する際に、生産段階での資源保全などの取組に基づいて商品選択ができるようにすることをねらいとしている。我が国においても、FAOのガイドラインに即しつつ、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映したシステムの導入を推進することが必要である。

公海域を含む国際的な資源管理

ア 日中韓三国の連携・協力の強化

我が国周辺水域では、近隣の国・地域と共有している水産資源もあり、資源管理における周辺国等との連携は重要である。特に日中韓三国の排他的経済水域における資源の保存・管理を図るため、国別の漁獲割当量・総隻数の遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、資源調査・資源管理について、協調的な取組を目指し、各国の連携・協力を強化することが必

要である。

イ 公海域等における資源管理の推進

公海域における資源管理を推進するため、過剰漁獲能力を削減するための対策やIUU（違法、無報告、無規制）漁業対策をはじめとする国際的な取組を強化することが必要である。

特に、世界的に過剰漁獲の状態にあるマグロ資源について、我が国漁業の操業を確保しつつ、地域漁業管理機関の連携を強化し、公海域を含む国際的な資源管理を一層推進することが必要である。

ウ 海外漁業協力の見直し

我が国が進めている海外漁業協力について、科学的根拠に基づく資源評価、混獲問題への対応をはじめ、国際的な資源管理に資する分野への重点化が必要である。

(2) 将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保

将来展望の確立

我が国漁業生産構造が極めて脆弱化しているなか、将来にわたって国民への水産物の安定供給を確保していくためには、国際競争力のある経営体、すなわち、経営改革を通じて国際競争力を備え継続的に漁業活動を担い得る「効率的かつ安定的な漁業経営」を早急に育成・確保し、それらによって漁業生産の大宗が担われる構造を実現する必要がある。このため、こうした望ましい漁業生産構造の展望を速やかに確立するべきである。

また、需給動向、資源状況等の情報・見通しに基づき、地域や漁業種類の実情に応じて、「効率的かつ安定的な漁業経営」の具体像についても可能な限り明確にしつつ、漁業経営に関する将来の展望を確立していくことが必要である。

経営体の育成・確保に向けた施策の集中

国際競争力のある経営体を効果的に育成・確保するためには、一定の経営体に支援施策を集中することが必要である。集中的な支援施策の対象は、他産業と比べてそんな色のない水準の所得・収益を確保できる生産規模や経営の継続性・将来性（法人格の有無、就業者の年齢等）、漁業経営体自らの取組内容（資源管理・漁場環境の改善、安定的な収益確保に向けた経営改善、消費者の信頼確保等）の面から、真に将来にわたって水産物の安定供給という重要な使命を果たすことができる経営体とするべきである。

また、集中的な政策支援は、経営体自らが、漁業経営に関する将来の展望に即し、経営改革に向けた取組を積極的に行うことを前提として実施すべきである。具体的には、まず、経営者自身が、これまで一般に多く見られた漁獲量優先の考え方から、経営の安定を第一に捉える収益性優先の考え方へと

経営思想を転換する必要がある。その上で、自主努力による生産体制の再編・整備や新技術の導入、省エネ・省人化への取組を強化することにより、生産コストを引き下げるとともに、販売力の強化、生産物の高付加価値化を図ることが重要である。

以上の考え方の下、国際競争力のある経営体の育成を早急に進めるため、次の対策に着手するべきである。また、融資保証機能の強化等の経営支援策の強化についても早急に検討するべきである。

ア 漁船漁業構造改革対策

船齢の高齢化が進むなか、燃油価格の高騰等に伴う収益率の低下により代船取得が困難な状況に陥り、その継続が危ぶまれている漁船漁業について、緊急に構造改革を進める必要がある。このため、将来にわたって漁船漁業を担う経営体を対象として、自助努力を前提に、経営改善に当たって必要となる省エネ・省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換等を促す施策を実施するべきである。

イ 経営安定対策

就業者及び漁船の急速な高齢化により予想される近い将来に起こる生産構造の急速な脆弱化に備え、経営体の育成・確保を図るためには、経営改革に向けてリスクをおそれない積極的な取組が展開されるよう、漁業経営に関するセーフティネットを充実する必要がある。このため、経営改善の取組を積極的に行い、将来にわたって水産物の安定供給を担う一定の経営体を対象として、収入の変動による影響を緩和するための経営安定対策を導入することが必要である。特に、経営改善等経営体自らの積極的な取組を対象者の要件とすることは、漁業者が経営安定対策に依存し努力を怠るといったモラルハザードを招かないためにも重要である。

この場合、漁業共済制度が、漁獲金額の変動に着目して減収時に支払を行う収穫高保険方式を通じて、既に一定の経営安定機能を果たしていることに加え、既に整備された事業執行組織（漁業共済団体）が存在することからこの制度の仕組みを活用することが効率的かつ合理的である。

漁協改革の促進

漁業者の協同組織として、漁業者のために直接奉仕することを目的に設立された漁業協同組合は、漁業者や漁業生産の減少を受けて、現在、組織、経営、事業の3つの面で危機に直面している。こうした現状を直視し、自主的な取組を基本として、以下に述べる改革を促進することが必要である。

ア 組織基盤の強化を図るための漁協合併等

地域毎の漁協の将来像を念頭に、組織基盤の強化に加え、経済事業（購買・販売事業）の実施基盤の強化を図るため、漁協合併促進法が平成20

年３月に最終期限を迎えることを踏まえ、合併を早急に進め規模を拡大することが必要である。

また、組合員の定数要件の強化や漁協の組合員資格審査の厳格化を検討することが必要である。

イ 経営改革

事業部門別の収益性向上や管理費削減に努め、単年度事業利益の黒字化を達成することが必要である。大きな繰越欠損金を有する漁協については、個別事例ごとに原因の分析を行い、再建計画の早急な策定・実行が必要である。

ウ 事業実施体制の改革

各漁協の事情に応じ、人材・施設・財産を最適配置すること、漁協経営に対する青年・女性の参画を促すこと、系統における役員の定年制・任期制の導入に向けた自主的な動きを促進することが必要であるほか、役員を含め漁協事業の趣旨や目的を正確に理解し、漁業協同組合本来のあり方を実現できる人材の育成が必要である。

また、一定の事業規模を有する漁協について、事業部門別の事業利益の把握を義務づけることについて制度改正を含めた検討が必要である。

さらに、各事業部門について、その改善・強化に向け、以下の対応が必要である。

販売事業：市場の統廃合や買参権の開放による産地市場の構造改革と一体化した強化や買参権の取得等による新しい事業モデルの確立が必要

購買事業：組織の現状及び将来予測に応じた施設の統廃合、職員再配置等による効率化・コスト削減が必要

信用事業：１県１信用事業責任体制の強化による安定的な事業運営体制の確立が必要

共済事業：契約者保護及び事業の健全性確保のための制度改正も含めた検討並びに事業実施基盤の確立が必要

漁業共済事業の改善

漁業共済事業については、先述したとおり収穫高保険方式による支払等を通じ、漁業経営の安定に貢献してきたところであり、今後とも、漁業経営の安定に向け、漁業者のニーズによりの的確に対応する共済商品の開発や制度の設計を図るべきである。

一方、事業収支が赤字基調で推移していることにより、多額の繰越損失（平成１６年度末で、制度全体で約４５３億円。うち政府特別会計が約３２７億円、うち共済団体が約１２６億円）を計上していることから、事業の効率性

の向上や共済母集団の拡大により、共済事業経営の健全性を早急に確保することが必要である。このうち、共済母集団の拡大に向けては、漁業共済事業が漁業経営の安定に資する点について漁業者の理解を促進するとともに、漁業者ニーズへのよりの確な対応を通じて、加入促進を図ることが重要である。また、各事業の目的との整合性に十分留意した上で、融資を含む施策の実施条件として共済加入を位置付けることも、加入促進を図る上で有効な手段であると考えられる。

イで述べた漁業共済制度の仕組みを活用した経営安定対策の検討に当たっても、事業収支の改善を早急に図ることが必要である状況を十分に勘案するべきである。

こうした漁業共済事業の改善に当たっては、平成１７年１２月に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計について農業共済再保険特別会計との統合を含めて取扱いを検討することとされたことを踏まえ、この特別会計改革との整合性を保って進めていくことが必要である。

新規就業・新規参入の促進

漁業者の減少や高齢化が進むなか、活力ある漁業就業構造を確立するため、漁村地域の出身者のみならず漁業となじみの薄い都会の若者なども対象として、意欲と能力のある若者や他産業経験者の就業を促進することが必要である。このため、我が国漁業の将来を担う国際競争力のある経営体の育成・確保に関する施策の一環として、実践研修を含む研修制度の充実や積極的な就業情報の提供、地域における受入れ体制の充実などを図り、就業環境の整備を推進するべきである。

また、漁業の産業としての活力を向上させるためには、新技術の企業化や食品産業をはじめとする他産業からの新規参入を促進することが重要であり、このような観点から規制緩和について検討するべきである。

個別漁業毎の課題への対応

国際競争力のある経営体を育成するため、上記のような各漁業に共通する課題に加え、以下に示す漁業種類毎の官民にわたる課題についても検討を進めるべきである。

ア 沖合・遠洋漁業

我が国漁業の生産の過半を占める生産性の比較的高い沖合・遠洋漁業について、経営改革の取組を支援するため、漁船の設備・トン数や検査、操業等に関する規制の緩和や、船齢の高齢化の進展に対応して、省エネ・省人型、低コスト船への円滑な代船を進めることが必要である。

また、日本人船員の養成・確保に万全を期すことを前提として、生産コ

ストの削減を図る観点から、外国人労働力の活用についても検討することが必要である。

イ 沿岸漁業

我が国漁業の生産量の4分の1、従事者の3分の2を占める沿岸漁業について、現状では生産性の低い零細な経営が多いことを念頭に、その生産構造の改革を進めるため、下記をはじめとする課題に積極的に取り組むことが必要である。

- 大宗を占める個人経営体の高齢化が急速に進んでいることに対応した担い手を確保すること
- 沿岸漁業者の活動を支える系統組織を再編強化すること
- 遊漁について、都市と漁村の交流促進や地域活性化を図る上で重要な役割を担い、また、漁業者の所得向上の機会ともなり得る一方、資源や漁場の競合に起因するトラブルも発生している現状を踏まえ、漁業とのより円滑な調整を図ること

ウ 海面養殖業

我が国漁業の生産量の約2割を占め、特に食品としての水産物の供給において重要な役割を担っている海面養殖業について、その経営改革を進めるため、下記をはじめとする課題に積極的に取り組むことが必要である。

- 養殖魚の安全性や品質への消費者の関心に応え、消費者に信頼される養殖魚づくりや漁場環境の改善について責任ある養殖業を実践すること。特に、生産履歴の保持・公表や消費者との交流を通じて、生産物の品質等について消費者へ積極的な情報発信を行うことや消費者ニーズの的確な把握を行うこと
- 需要を上回る生産量の拡大が価格の大幅な低下につながっていることや他の漁業と比して計画的な生産が可能であることを踏まえ、消費者ニーズに応じた供給により積極的に取り組むこと
- 漁業権の利用度合にアンバランスが生じている場合には、より広域を対象として総合的な漁場の有効利用を進めること
- 輸入枠の段階的な拡大が見込まれるノリ養殖業については、国際競争力強化の観点から、協業化・委託加工・共同利用化を通じた生産コストの削減や、色落ち対策等による高品質化・輸入品との製品差別化や流通加工対策を進めること

エ 内水面漁業・養殖業

淡水性の魚介類の供給に加え、自然とのふれあいの機会の提供という重要な役割を担っている内水面漁業・養殖業について、その活性化を図るため、下記をはじめとする課題に積極的に取り組むことが必要である。

- 外来魚・カワウ被害の軽減・防止対策や生育環境の改善・修復対策を進めるとともに、環境に配慮した資源増養殖を推進すること
- アユ冷水病及びコイヘルペスウイルス病対策を推進すること

(3) 水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開

国産水産物の競争力強化

ア 産地の販売力強化と流通の効率化

産地の国際競争力を強化することが必要であり、新鮮な水産物を低コストで供給できるフードシステムを構築するとともに、消費実態や消費動向を十分に把握した上で、最適な流通経路を構築して販売することが必要である。

このため、水産物流通の主流であり、産地と消費地の橋渡しという重要な役割を担っている市場流通については、産地市場の統廃合や買参権の開放など市場運営の改善を進めることにより、市場機能を強化し、市場を核とした水産物の流通拠点を整備することが必要である。

また、市場流通と併せ、例えば鮮度・品質を重視した水産物を生産者団体と需要者が直接取引するなど、地域の実情に応じた創意工夫の下に多角的な流通経路を構築して水産物を販売していくことが必要である。

さらに、地域の水産物について様々な手法を活用して旬などの情報を消費者に提供することなどを通じて、新たな需要の掘り起こしに努めることが必要である。

イ 水産物価格の安定

水産物価格の安定を図る調整保管事業について、その効果を高めるため、改善を行うべきである。

まず、需給変動調整型調整保管事業は、供給量の平準化による価格安定効果が有効に発揮される魚種に対して実施することが必要である。

また、安定供給契約型調整保管事業については、海外市場も含む国産水産物に対する需要に対応した安定供給のために活用することが必要であり、市場統廃合や買参権の開放等の取組と一体として実施することなどにより効果的な運用を図ることが必要である。

(注) 需給変動調整型調整保管事業とは、漁期中の水揚げ集中による価格の一時的な低下時に水産物を買取り、一定期間保管し、漁期外の価格上昇時に流通業者に販売する事業。一方、安定供給契約型調整保管事業とは、事業実施団体(漁業者団体)が、量販店、加工業者等の最終実需者との間で直接取引契約を締結し、最終実需者が求める種類、規格の水産物を買取り、一定価格で安定的に販売する事業。

ウ 小売部門の強化

量販店経由で販売される水産物は限られた品数になっていること、また、旬の時期などの商品特性が必ずしも消費者に伝わっていないことが、魚食が普及しない一要因と考えられることから、地域毎の多様な水産物の地産地消を進めるとともに、量販店における鮮魚販売員の育成や対面販売を通してきめ細かな顧客サービスを行える鮮魚小売業の振興が必要である。また、消費者に商品特性などの情報を伝えるため、産地、市場、販売店など生産から流通に携わる関係者が連携する必要がある。

エ 水産加工による水産物の付加価値向上

世帯構造の変化、食の簡便化志向など、水産物の消費構造が変化していることから、調理の手間のかからない商品等消費者ニーズに合った新製品を開発することや近年需要の伸びている惣菜産業等の中食産業との連携による販路開拓により、水産加工品の新たな需要を掘り起こしていくことが必要である。また、チルド形態加工品や複数回凍結させない製品を提供することにより輸入加工品との差別化を図ることが必要である。

国際的な原料不足が懸念される中で、産地と加工業との連携の強化により国産水産物を原料として一層活用する必要がある。

オ 水産物輸出の振興

水産物の輸出振興は、日本の漁業の活性化に資するよう、積極的な戦略の下で行うとともに、輸出先国における衛生管理基準への適合など外国政府が求める要件に適切に対応していくことが必要である。

消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大

ア 消費者への情報伝達・情報提供の強化

魚種名の表示について、広域的な取引を行うためには、全国的な名称が必要である一方で、地域の独自性を出すためには地方名も大切である。したがって、魚介類の名称のガイドラインの「最終取りまとめ」に向けては、地方名については引き続き使用できることとするが、全国的な名称については標準和名を使用する現行の考え方が実用的でない面もみられるため、この考え方の見直しが必要である。

消費者の鮮度面等の理解に資する観点から、漁法や漁獲日などの店頭における表示も有効と考えられる。また、販売時に調理法などの情報も併せて消費者に伝達することは、水産物の消費を拡大する上で有効である。さらに、安全・安心の確保の観点からは、トレーサビリティシステムの導入による情報伝達・提供機能の強化が必要である。

(注) 水産庁は、小売業者等が魚介類の名称の店頭表示を行うに当たってのルールや具体例を示したガイドラインを「中間取りまとめ」として

平成15年に公表し運用を開始したが、その後の運用状況や流通実態の変化等を踏まえた見直しにより「最終取りまとめ」を行う予定。

イ 水産物の安全性の向上

消費者に対し安全で信頼できる水産物を供給するため、HACCP手法の導入や衛生管理に係る施設の整備を推進することにより、生産から加工・流通に至る水産物の品質管理の高度化を図ることが必要である。

ウ 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

魚介類の産地や旬といった情報が消費者に提供されにくくなり、また、食生活が簡便化する中、食味や季節を楽しみながら健康増進を図るといった食事本来の姿が失われてきている現状に対応して、消費者に対し、様々な手法を活用して旬などの情報を地道に提供していくとともに、地域ぐるみで都市と漁村との交流に取り組むことなどにより、生産者と消費者との「顔が見える」関係が構築されるよう、食育を進めることが必要である。また、水産物の生産、加工、流通における関係者が食文化を守る観点から、積極的に食育に取り組む努力を行うことが重要である。

(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

漁港整備は、国民への水産物の安定的供給のほか、漁港背後の漁村住民の生命や財産の保全等の多面的な役割を担っている。また、漁場整備は、水産資源の増殖を促し豊かな海洋環境の保全創造に貢献し、海洋の有するポテンシャルの発揮を促進する役割を担っている。さらに、漁村整備は、漁業者をはじめとする地域住民の生活の場を整備することにより、水産業の発展の基盤たる役割を果たしている。

これらの整備は漁港漁場整備法及び同法に基づく長期計画に従って行っているが、我が国周辺水域における漁業生産量、漁船数や漁業従事者の減少傾向を念頭に、これまで以上に次の観点に立って実施していくことが必要である。

漁場環境の整備

漁場整備は、水産資源の増殖や豊かな海洋環境の保全創造を通じ、水産物の供給に寄与しており、漁業生産量の減少を食い止めるためにも、その充実が急務である。このため、我が国の排他的経済水域等の水産資源の基礎生産力の向上に集中的に取り組むことが必要であり、また、近年磯焼けなどによる藻場・干潟の消失が顕著に現れている状況や沿岸域の漂流・漂着ゴミ問題に早急な対応が必要である。

漁港機能の充実

漁港整備は、漁船数の減少等を受けて必要性が低下しているとの意見もあるが、漁業生産活動の根拠地としての漁港の機能の継続的な発揮や新たなニーズを的確に把握した整備は今後とも必要である。特に、競争力のあ

る産地づくりを推進するため、生産コストの削減や衛生管理の強化に必要な漁港機能の充実を図ることが必要である。これらの整備に際しては、漁港・漁場施設の建設コストを縮減することや修理の実施による耐用年数の延長により、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等に係る全てのコスト）の低減を図ることが必要である。

漁村の振興

漁村は、概して、前面が海、背後が山という狭隘な土地に立地しており、家屋が密集していることから、高潮、火災等の災害に対して脆弱な面を有しているとともに、都市と比較して社会生活基盤の整備が立ち後れている。こうした漁村の総合的な振興に貢献するよう、以下の点について検討を行うことが必要である。

ア 漁村地域の防災力の強化

台風などによる災害の多発、大規模地震・津波の襲来が予測されるなかで、施設の耐震化や避難路等の整備を推進することにより、漁港・漁村の就労者・来訪者の安全性や水産物の流通機能を確保することが必要である。

イ 生活環境の改善

依然として生活環境の整備が都市部と比べて立ち後れており、都道府県間の整備格差が拡大している状況を踏まえ、污水处理施設や情報通信施設など社会生活基盤の整備・充実に積極的に取り組むことが必要である。

ウ 地域資源を活かした漁村づくり

都市と漁村の間で「人・もの・情報」の往来を活発にすることにより、新しいライフスタイルと健全な社会の形成を目指すための「都市と漁村の共生・対流」の取組が進められているが、未だ試行的取組に止まっている場合もあることから、国民の水産業・漁村に対する理解の促進と関心を深めるとともに、全国的な展開を図ることが必要である。その際、国民が海や漁村に親しめるような良好な漁村景観の形成を促進することも必要である。

また、漁村における地域資源を活用し、地域の主体性と創意・工夫により活性化している地域が増加しており、このような先進事例を全国へ発信・奨励していく「立ち上がる農山漁村」の取組を推進することが必要である。

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

水産業・漁村は、安全で新鮮な水産物を安定的に供給する機能以外に、生命・財産の保全、物質循環の補完、生態系の保全、交流の場の形成、地

域社会の維持・形成などの多面にわたる機能を有し、国民生活や国民経済の安定に貢献している。この水産業・漁村の有する多面的機能について幅広く国民の理解・支援を得るために、積極的な普及啓蒙活動を展開するとともに、次のような取組を進めることが必要である。

ア 離島漁業の再生を通じた多面的機能発揮

漁業が基幹産業である離島においては、一般に輸送、生産資材の取得等販売面において不利な条件にあり、また、漁業者の減少・高齢化等により生産構造の脆弱化が一際進んでいるなど、厳しい状況が続いている。このため、離島交付金の着実な推進を通じて離島漁業の再生を図り、多面的機能の発揮に資することが重要である。

イ 漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進

海面・海底ゴミの回収や藻場・干潟の維持管理等の沿岸域の環境・生態系を守るための取組が、漁場環境の改善や水産資源の回復に資するとともに、水質の改善や生物多様性の維持を通じて幅広く国民全体にメリットをもたらすものであることを踏まえ、漁業者を中心としたこうした活動を促進する方策の確立を図る必要がある。

5．今後の水産施策の展開に当たって留意すべき点

真に国民利益に適う水産施策を展開していくためには、次の点に十分留意することが必要である。

メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築

施策の実施に当たっては、施策の目的を明確に示した上で、そこから導き出される適切な対象者に集中するべきである。その際、例えば、経営体の育成・確保と水産業・漁村の多面的機能の発揮とでは、施策目的の違いから、施策の対象者が異なる面がある。このように、施策分野の状況や施策の目的に応じて対象者を明確にする必要がある。さらに、施策間の連携を強化することが重要であり、4で示した各分野の政策改革については、相互に強く関連し、その連携を図ることによって相乗効果が高まるものであることから、一体的に推進していくべきである。これらを通じて、効率的かつ効果的で、国民に分かりやすい政策体系を構築することが重要である。

消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対しては、安全で良質な水産物の合理的な価格での安定供給、豊かな自然環境の保全など多くの消費者・国民ニーズが存在する。これを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開する必要がある。また、消費者が生産現場を、生産者が消費の実態を十分に把握して、例えば、生産サイドからの消費者に選ばれる商品の提供、

消費サイドにおける正確な知識・情報に基づく商品選択や食品廃棄の抑制などの適切な行動が可能となるよう、相互理解を促進することが重要である。

事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

我が国においては、各地域・各海域において、多くの魚種を対象に多様な漁業が営まれ、このことも反映して、多岐にわたる水産加工・流通が展開されている。また、厳しい状況にある水産業・漁村にあっても、欧米や東アジアといった世界市場に挑む輸出の取組や、需要を的確に捉えて商品価値を高める産地の販売力強化の取組など意欲的な動きが確実に現れつつある。これらを踏まえ、水産施策においては、官と民、国と地方の役割分担を明確にした上で、漁業者などの事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進することが重要である。こうした観点から、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行っていくべきである。

改革の工程管理と必要に応じた施策の改善

各分野における改革を着実に具体化し、速やかに実施に移していくとともに、国民に対して改革実行の透明性・予測性を確保する観点から、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示したプログラムを公表し、明確な目標設定の下での工程管理を実施するべきである。

また、施策の工程管理において、政策評価を積極的に活用し、施策の実施状況や自給率などの目標の達成状況に照らし、必要に応じて施策内容の見直しを適切に行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくことが必要である。

水産基本計画の見直しに関する水産政策審議会の開催状況

水産政策審議会（本審）

第8回 1月25日 「水産基本計画」の変更について諮問

第9回 7月25日 中間論点整理についての報告

企画部会

第10回 2月23日 現行基本計画の検証

第11回 3月14日 漁協問題

第12回 4月21日 漁港漁場整備

第13回 5月18日 漁業保険制度

第14回 7月 6日 中間論点整理

加工流通消費小委員会

第1回 2月27日 水産物の流通と消費

第2回 3月13日 水産加工業

第3回 4月13日 水産物の表示制度の現状と課題 食育・魚食普及への取組

第4回 5月26日 産地の販売力強化への取組 （平成17年度水産白書）

第5回 6月16日 有識者ヒアリング

第6回 6月28日 論点整理

漁業経営・資源管理小委員会

第1回 3月 1日 資源管理

第2回 3月27日 養殖

第3回 4月20日 漁船漁業

第4回 5月25日 沿岸漁業

第5回 6月15日 有識者ヒアリング

第6回 6月29日 論点整理

水産政策審議会委員企画部会委員名簿

氏 名	現 職	所属した小委員会		備 考
		経営	加工	
井上 繁 いのうえ しげる	常磐大学コミュニティ振興学部教授		○	
小野征一郎 おの せいいちろう	近畿大学農学部教授	○		部会長
西橋久美子 にしはし くみこ	熊本市消費者懇話会会長		○	
野村 一正 の むら かずまさ	(株)農林中金総合研究所 顧問	○		部会長代理
原田 厚 はらだ あつし	日本水産株式会社 国際漁業推進室長		○	
福島 哲男 ふくしま てつお	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会理事	○		
増田 淳子 ますだ あつこ	明治大学農学部客員教授		○	
宮原 邦之 みやはら くにゆき	全国漁業協同組合連合会代表理事専務	○		
森川 良子 もりかわ りょうこ	福井県美浜町教育委員会社会教育指導員		○	
山口 敦子 やまぐち あつこ	長崎大学水産学部助教授	○		
山下 東子 やました はるこ	明海大学経済学部教授			

経営：漁業経営・資源管理小委員会

加工：加工流通消費小委員会

は、小委員長

(委員数11名:五十音順)

水産政策審議会企画部会特別委員名簿

氏 名	現 職	所属した小委員会		備 考
		経営	加工	
いしだ みか 石田 美香	農林水産省平成14年度食料品消費モニター		○	
いとう ひろやす 伊藤 裕康	(社)全国中央市場水産卸協会会長		○	
いりえ とくなり 入江 徳成	西日本魚市(株)東京営業所所長	○		
ききうら としゆき 崎浦 利之	東京海洋大学客員教授		○	
さわだ てつじ 沢田 哲治	沢田水産(株)代表取締役		○	
たなか ひでゆき 田中 秀幸	(株)ロック・フィールド購買部マネージャー		○	
たまだ こうや 玉田 耕也	大阪魚市場(株)総合企画室部長	○		
たや かつひろ 田谷 克弘	全国水産加工業協同組合連合会副会長理事	○		
なかお いくこ 中尾 郁子	五島市長	○		
なかだ くにはこ 中田 邦彦	全国水産加工業協同組合連合会副会長理事		○	
はせがわ ともえ 長谷川 朝恵	主婦・消費生活アドバイザー	○		
ば ば おさむ 馬場 治	東京海洋大学教授	○		
ひらの しげみ 平野 重美	全国漁青連顧問	○		
ますい よしお 増井 好男	東京農業大学教授			
みやざわ まさゆき 宮澤 正之 (さかなクン)	お魚イラストレーター		○	
や の つねのぶ 矢野 恒信	新湊漁業協同組合代表理事組合長		○	
よしおか しゅういち 吉岡 修一	(社)全国底曳網漁業連合会副会長理事	○		
ろう しょうは 婁 小波	東京海洋大学教授	○		
わたなべ としたか 渡邊 俊隆	(株)デニーズジャパン取締役執行役員商品部長	○	○	

経営：漁業経営・資源管理小委員会

加工：加工流通消費小委員会

は、小委員長

(委員数19名:五十音順)

用 語 集

以下の用語については、中間論点整理の文脈に即して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではない。

あ

アユ冷水病 アユが細菌(フラボバクテリウム・サイクロフィラム)に感染して起きる感染症。主な症状は、鰓(エラ)や内臓の貧血で、体側や尾部に潰瘍症状(いわゆる穴あき)を示すものも多い。我が国では昭和62年に徳島県で初めて確認されて以来、全国の河川で被害が発生しており、アユ漁業に多大な影響を与えているため、国、都道府県、(独)水産総合研究センター、全国内水面漁業協同組合連合会等の連携により、科学的知見を踏まえた指導・普及とともに、ワクチンの実用化等の研究を推進している。

磯焼け 海洋環境の変化や藻食性動物の影響などによって藻場が大規模に消滅し、岩肌が表れ焼け山のような状況となり、その状態が継続し藻場が回復しないものは「磯焼け」と呼ばれている。水産庁のアンケート調査によると、現在、沿岸に隣接する27の都道府県で磯焼けが発生・進行している。

色落ち対策 色落ちとは、プランクトンの大量発生等により、海水中の栄養分が少なくなり、ワリの色が黄色く変色してしまい、商品価値が失われる現象。対策として、プランクトンの発生状況を調査・予察し、網の張り込み時期の決定等の養殖管理に活用する技術の開発やダム貯水の弾力的放流による栄養分の漁場への供給の試みが行われている。

か

外来魚・カワウ被害 外国から国内に持ち込まれた外来魚であるブラックバス、ブルーギル等は、繁殖力が強いことからほぼ全国に分布が拡大し、在来生物を大量に捕食する被害が生じている。こうした被害を防ぐため、法律(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)によりブラックバスやブルーギル等の放流や移動は規制され、駆除が行われている。
カワウは河川部や湖沼に生息する魚食性の大型鳥類であるが、近年生息数、生息場所が急増し、各地でアユやウグイを大量に捕食して漁業被害を引き起こしており、追い払いや一定数の駆除が行われている。

基礎生産力 植物プランクトンなどが光合成により有機物を合成することにより、単位時間・単位面積あたりに生物量が増加する割合。

行政改革の重要方針 行政のスリム化、効率化を一層徹底する観点から、さらに推進すべき行政改革の重要課題について取りまとめ、平成17年12月24日に閣議決定されたもの。
特別会計改革については、複数ある特別会計を統合、独立行政法人化・一般会計化等することにより、当面1/2～1/3程度に減少させ、事業類型が近似している農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計については、両特別会計の統合を含めその在り方を平成20年度末までに検討することとされている。

漁協の組合員資格 法律上、漁協の組合員資格は、漁協の地区内に居住し、かつ、漁業を営む又は、それに従事する日数が、年間90日から120日の間で漁協の定款に定められた日数を超える者等に対して認められることとされており、新規加入希望者を含め、個々人の資格の有無については、各漁協が判断する。

漁協合併促進法	正式名称は「漁業協同組合合併促進法」で、漁業協同組合（以下「漁協」という。）の合併の促進に関する基本的な構想及び漁協の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、漁協の合併についての援助や合併後の漁協の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、漁協の合併の促進を図ることを目的としている。
漁業共済制度	漁業共済は、台風災害等の不慮の事故又は異常の事象によって漁業者が受ける損失の補てんを漁業共済団体が行うことにより、漁業経営の安定に貢献。漁船漁業を主な対象とする漁獲共済、魚類養殖を主な対象とする養殖共済、貝類・藻類養殖を主な対象とする特定養殖共済、養殖施設、定置網等を主な対象とする漁業施設共済の4共済を実施。漁獲共済、特定養殖共済は生産金額に着目した収穫高保険方式、養殖共済、漁業施設共済は物損保険方式を採用。
漁業権	漁業権は、漁業を営むことを権利の内容とするものであり、都道府県知事より許認可がなされるものであり、貸付の禁止、担保権の設定・実行の制限、移転の制限など自由な処分が禁じられている。本文では、漁業権の許認可の状況により、密に漁業が営まれている地域と、疎に漁業が営まれている地域があることを問題点としてあげている。
漁港漁場整備法及び同法に基づく長期計画	漁港漁場整備法とは、水産業の健全な発展と水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業（漁港の整備等を図るための事業並びに魚礁の設置、水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場の保全のための事業）を総合的かつ計画的に推進すること等を定めたもので、平成13年に従来の「漁港法」が一部改正され、「漁港漁場整備法」として成立。 また、同法に基づく長期計画とは、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき作成される漁港漁場整備長期計画（漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に実施するために定める長期の計画）で、計画期間（5ヶ年間）における漁港漁場整備事業の実施目標と事業量を定め、閣議の決定を受けることとされているものである。
共済事業	漁協が行う事業の一つで、漁協が組合員やその家族、地域住民の暮らしを保障するための事業。ケガや病気等による生活上の危険を保障する普通厚生共済、火災等による建物や家財の損害を補償する火災共済などのメニューがある。
（ノリ養殖業の）協業化・委託加工・共同利用化	協業化、委託加工、共同利用化はいずれもノリ乾燥機等の機械・施設の効率的な利用を通じてコストを削減する方法である。 協業化とは、複数の養殖業者がグループを作って、機械・施設を共有して作業すること。 委託加工とは、海上作業は各自が行い、陸上での干ノリへの加工を漁協等に委託すること。 共同利用化とは、複数の養殖業者が機械・施設を共同で利用すること。
組合員の定数要件	現在、漁協が存続するためには、20名以上の組合員が所属していなければならないことが法律で定められている。定数要件の強化とは、この定数を20名からさらに引き上げることである。
コイヘルペスウイルス病	マゴイとニシキゴイに発生するウイルス病であり、死亡率が高く、持続的養殖生産確保法に定める特定疾病として、同法に基づくまん延防止措置の対象となっている。我が国では、平成15年11月に霞ヶ浦で初めて確認され、以来、平成18年6月末現在までに、全国のコイ養殖経営体の約9.3%、1・2級河川水系の約3.6%で感染コイが発見されており、各都道府県において移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置がとられるとともに、（独）水産総合研究センターを中心にワクチン開発を含め、同病の診断・防疫技術等の研究開発を推進している。

公海域等	「公海」とはいずれの国の排他的経済水域、領海又は内水にも含まれない海洋の部分という。国連海洋法条約は、公海漁業の自由を原則とする一方で公海における生物資源の保存・管理についての相互協力を締約国に対して一般的に義務付けるとともに、マグロ類等の高度回遊性魚類資源については、沿岸国及び漁業国が排他的経済水域の内外を問わず当該資源が存在する水域全体を対象として保存・管理に協力することを義務付けている。従って、マグロ資源の国際管理が行われる「公海域等」とは、当該資源が存在する公海、排他的経済水域、領海及び内水を指す。
購買事業	漁協が行う事業の一つで、組合員の事業や生活に必要な物資（漁業用燃油、漁網、養殖用の飼料など）を漁協が一括購入して組合員に供給する事業。
国連海洋法条約	海洋に関する国際連合条約。沿岸国は原則として、領海基線より200海里の範囲内の水域（領海を除く）において、排他的経済水域を設定することができ、その水域における主権的権利を行使することができる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有することなどを規定。我が国は平成8年に批准。
さ	
暫定水域等	日韓、日中間の排他的経済水域の境界画定について合意が得られるまでの間の暫定的取極として、相手国の漁船の取締り等を行わないこととされている水域。日韓間では「暫定水域」、日中間では「暫定措置水域」「以南水域」「中間水域」が設定されている。これらの水域では、協定に基づき設置された共同委員会等を通じて適切な資源管理措置を実施することとされている。
資源回復計画	緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための減船、休漁等の漁獲努力量の削減、種苗放流等による資源の積極的培養、漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和する措置等を実施。
資源評価	調査対象魚種又は系群（遺伝的構造が同一か、分布域等が同一である資源の最小構成群）について、漁獲調査や生物学的調査により得られたデータに基づいて資源の特性や資源量を解析し、資源の水準、動向及び漁獲が資源に与える影響を評価すること。
自給率目標	漁業生産の面及び水産物消費の面において、関係者が取り組むべき具体的な課題を明らかにした上で、これらの課題が解決された場合に実現可能な漁業生産量及び消費量の水準を、持続的生産目標、望ましい水産物消費の姿として提示し、に対するの割合のことを自給率目標として設定。 平成14年3月の水産基本計画策定時には、平成24年の持続的生産目標を682万トン（魚介類全体）、望ましい消費の姿を1,037万トン（魚介類全体）として設定し、自給率目標を66%としている。
種苗放流	魚介類は多くの卵を産むが、卵から稚魚になるまでの時期に、他の魚による捕食などにより、その多くが死亡してしまう特性がある。この時期を人の手で管理し、生存力が高い大きさまで飼育した稚魚（種苗）を天然の水域に放し、自然の生産力を活用して水産資源を増やす取組を「種苗放流」という。現在、さけ、まだい、ひらめなど約80種の魚介類を対象に種苗放流の取組が行われている。

食育	様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
信用事業	漁協が行う事業の一つで、漁協が組合員に資金の貸付けを行ったり、組合員の貯金等の受入れなどを行う事業。現在、信用事業が健全に運営され、その破たんを未然に防ぐため「1県1信用事業責任体制」によって運営体制の強化を図るなどの取組がなされている。 (1県1信用事業責任体制とは、[1]1県1漁協(県内の漁協すべてが合併し、合併後の漁協において信用事業を実施)、[2]統合信漁連(信漁連が県内漁協すべてから信用事業を譲り受け、信用事業を実施)、[3]再預け転貸方式(漁協が組合員から預かった貯金は信漁連に預け、逆に組合員に貸し出すときは信漁連からの借入金を転貸する方式)等による信用漁業協同組合連合会を中心とした複数漁協体制のいずれかにより、県域において一体的に信用事業が運営される体制。)
水産基本法	水産に関する施策について、基本理念とその実現を図るのに基本となる事項を定める法律として、沿岸漁業等振興法に代わって、平成13年6月に制定されたもの。 基本理念として、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展を定めるとともに、この実現を図るため、水産基本計画を策定することや、それぞれの分野について講ずべき施策を定めている。
水産基本計画	水産基本法に基づいて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画で、情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。 平成14年3月に定められた計画には、今後10年程度を見通して、水産物の自給率の目標や政府が講ずべき施策などが定められている。
水産業・漁村の有する多面的機能	水産業・漁村が果たしている、国境監視、海難救助などの「国民の生命・財産の保全機能」、陸域から海に流出した栄養塩類を漁獲を通じて海から回収する「物質循環の補完機能」、藻場・干潟の維持・管理、海岸清掃、油濁等汚染源の除去、植樹等による「生態系と海域環境保全機能」、体験学習、交流イベント、文化の創造・継承等の「交流などの場の提供の役割」などについていうものであり、平成16年8月の日本学術会議答申にてその内容が明確化されている。
た	
トレーサビリティシステム	食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に資するもの。 国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化された。 これに対し、国産牛肉以外の食品全般については、トレーサビリティシステムの導入は任意であり、生産者、流通業者などの自主的な導入の取組に対する支援が行われている。

地域漁業管理機関	ある一定の広がりをもつ水域(例:インド洋)の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。 カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としては大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)のほか、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)、全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)等がある。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定。
は	
買参権の開放・取得	買参権とは、水産物産地市場の場合、生産者が市場に水揚げした魚介類を、卸売人を通じて購入する権利のことであり、一定の資格(法令資格、実績、保証金など)を有することにより、市場開設者から買参権を取得することができる。 多くの産地市場では、買受人の新規参入が必要以上に制限され、十分な数の買受人がないため、公正な価格形成と水産物の安定供給に支障をきたしているとの指摘がある。制度上は、開設者の権限により買受人の新規参入は可能となっているが、競争激化を嫌う既存業者の反発に配慮し、権限を行使できないとの声がある。
排他的経済水域等	排他的経済水域、領海、内水及び大陸棚のことをいい、水産基本法において水産資源の適切な保存及び管理を図るため、必要な施策を講ずるものとされている。 排他的経済水域:沿岸国の海岸線の外側 200 海里(約 370km)までの海域(領海を除く)であり、この海域においては生物資源、海底資源の採取や管理等限定された事項に関して、沿岸国の主権的権利が及ぶ。 領海:海岸線からその外側 12 海里(約 22km)までの海域で、沿岸国の主権が及び、領土と並んで国家の領域の一部である。 内水:領海基線(海岸線)から陸地側の水域で沿岸国の主権が及ぶ。 大陸棚:沿岸国の海岸線からその外側 200 海里(約 370km)の線までの海域(領海を除く)の海底及びその下。なお、大陸棚においては、天然資源の開発等に係る主権的権利、人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権などの権利が認められている。大陸棚は原則として海岸線から 200 海里だが、地理的条件等によっては海洋法条約の規定に従い延長することが出来る。
販売事業	漁協が行う事業の一つで、組合員の漁獲物、その他の生産物を販売する事業。
フードシステム	一般に食品供給の行程と訳され、食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の行程のこと。
ま	
藻場・干潟	「藻場」とは海藻が多く繁っている場所であり、「干潟」とは遠浅で海が満ちれば隠れ、引けば現れるような砂や泥の場所である。これら藻場・干潟は、栄養分(チッソ・リン)などを取り込み、水をきれいにする働きがあり、魚の産卵や生育の場所となっている。しかし近年、「磯焼け」と呼ばれる大規模な藻場の喪失や干潟の水質浄化機能の低下が全国的に広がっているところである。

や

遊漁

「遊漁」とは、いわゆるレクリエーションのために行う釣りや潮干狩等の営利を目的としない水産動植物の採捕等を意味したものである。

また、船舶を利用した遊漁の一つとして「遊漁船業」という事業があり、これは船舶により乗客(遊漁者)を漁場に案内し、釣りその他の方法で水産動植物を採捕させる事業である。「遊漁船業者」は、漁業者の兼業も多く、全国に約1万8千業者存在しており、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な規制が行われている。

(ノリ養殖業の)輸入枠の段階的な拡大

我が国は、ノリを始めとする一部の水産物に対し、外国為替及び外国貿易法に基づき、輸入割当(IQ)制度を設けている。

その割当については、毎年、国内の需給状況等を勘案し設定しているが、ノリについては、韓国、中国に対し国別割当を行っていることから、この両国との協議の結果も反映して枠の量を決定している。

2006年1月、韓国との間において、10年後(2015年)12億枚まで韓国からの輸入割当枠を拡大することが合意されている。

アルファベット

EPA交渉

EPAは、経済連携協定といい、Economic Partnership Agreementの略称。特定の二国間又は複数国間で、地域のヒト、モノ、カネの移動自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする交渉。

FAO

正式名称は「国際連合食糧農業機関 Food and Agriculture Organization of the United Nations」。世界的な農業、漁業及び食料問題に責任を有する国連専門機関として1945年に設立。本部はローマ。

HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析・重要管理点)の略。食品安全上重要な危害要因(有害な微生物や化学物質等)を同定し、評価し、制御するシステム。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている。

IUU漁業

国際的な資源管理の枠組みを逃れて操業する漁船。

IUUとはIllegal Unreported and Unregulated(違法、無報告、無規制)の略称。

WTO交渉

WTOは、世界貿易機関(World Trade Organization)の略。WTOは、GATT(自由貿易の促進を目的とした国際協定)を発展的に引き継いだ組織である。現在は、2001年11月にカタル・ドーハで行われた閣僚会議で採択されたドーハ開発アジェンダ(GATT時代から数えて通算九回目の多角的貿易交渉)の結果に基づき、農産品・非農産品の関税削減等について交渉中。市場アクセス(関税引き下げ等を目指す交渉)では、物品により二つの交渉グループ(米・肉・野菜等の農産品を対象とした農業交渉、鉱工業品を対象とした非農産品市場アクセス交渉の二つ)に分かれて議論されている。水産物については、非農産品市場アクセス交渉で関税及び非関税措置について議論が行われ、ルール交渉で漁業補助金の規律について議論が行われている。

【中間論点整理における用語索引】

用語	中間論点整理の 参照ページ	用語	中間論点整理の 参照ページ
あ行		た行	
アユ冷水病	P12	トレーサビリティシステム	P13
磯焼け	P3,5,14,	地域漁業管理機関	P7
色落ち対策	P11		
か行		は行	
外来魚・カワウ被害	P12	買参権の開放・取得	P9,12
基礎生産力	P5,14	排他的経済水域等	P2,5,6,14
行政改革の重要方針	P10	販売事業	P8,9
漁協の組合員資格	P9	フードシステム	P12
漁協合併促進法	P8		
漁業共済制度	P8,10	ま行	
漁業権	P11	藻場・干潟	P3,5,14,16
漁港漁場整備法及び同	P14		
法に基づく長期計画		や行	
共済事業	P9	遊漁	P11
(ノリ養殖業の)協業化・	P11	(ノリ養殖業の)輸入枠の	P11
委託加工・共同利用化		段階的な拡大	
組合員の定数要件	P9		
コイヘルペスウイルス病	P12	アルファベット	
公海域等	P7	EPA交渉	P2
購買事業	P9	FAO	P6
国連海洋法条約	P5	HACCP	P14
		IUU漁業	P7
さ行		WTO交渉	P2
暫定水域等	P6		
資源回復計画	P6		
資源評価	P2,7		
自給率目標	P4		
種苗放流	P6		
食育	P4,14		
信用事業	P9		
水産基本法	P1		
水産基本計画	P1		
水産業・漁村の有する多	P3,5,15,16		
面的機能			

参考資料

1	水産基本法と水産基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	水産業・漁村をめぐる情勢の変化・・・・・・・・	4
3	現行基本計画等に関する検証・・・・・・・・	17
4	政策改革の方向性	
(1)	水産資源の回復・管理の推進・・・・・・・・	28
(2)	将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保・・・	34
(3)	水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の展開・・・	41
(4)	漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的 機能の発揮・・・・・・・・	48

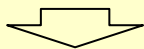
1 水産基本法と水産基本計画

- 水産政策の理念と基本的な施策の方向を明らかにするため、平成13年6月、水産基本法制定。
- 水産基本法に基づき、平成14年3月、水産基本計画を策定し、自給率目標を設定するとともに、体系的に取り組むべき今後の水産政策の具体的な方向を明確化。

水産基本法 (平成13年6月制定)

基本理念

水産資源の持続的利用の確保



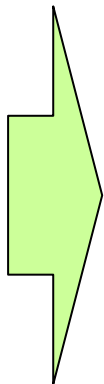
- ・水産物の安定供給の確保
- ・水産業の健全な発展

水産基本計画

水産施策の総合的かつ計画的な
推進を図るため、基本計画を策定
〔おおむね5年ごとに、情勢の変化
等を踏まえ、変更〕

水産基本計画 (平成14年3月閣議決定)

- 今後10年程度を見通して定めた水産施策の基本的指針
- 水産物(食用魚介類)の自給率目標
55%(H11年度)→65%(H24年度)
- 水産物の自給率目標の達成に向けて、
 - ・水産物の安定供給の確保
 - ・水産業の健全な発展
 - ・団体の再編整備



○ 水産基本計画の見直しの視点

- 水産基本計画について、国際化の進展、燃油価格の高騰など我が国水産業を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、平成19年3月を目途に見直し。

我が国水産業をめぐる状況

国際情勢の変化

- WTO交渉やEPA/FTA交渉による貿易自由化の進展
- 世界の水産物需要の拡大: 12年間で約3.5割増 7,250万トン('90) → 10,098万トン('02)
- 貿易量の増加
 - ・輸入: 158万トン(S60) → 334万トン(H17) (20年間で2倍以上)
 - ・輸出: 22.2万トン(H12) → 46.9万トン(H17) (5年間で2倍以上)
 - H17の水産物の輸出額は1,448億円 (対前年比約2割増)

資源状況の悪化と国内生産の減少

- 我が国周辺水域の主な水産資源 93系群のうち半分以上の50系群が低位水準
- 公海における過剰漁獲・IUU (違法・無規制・無報告) 漁業による資源状況の悪化 (8割の資源が満限又は満限以上に利用)
- 国内生産量の減少: 10年間で約3割減 810万トン(H6) → 578万トン(H16)
(自給率 113% (ピーク時、S39) → 55% (H16))

生産構造の脆弱化

- 漁業経営体数の減少: 10年間で約2割減 16.7万(H6) → 13.0万(H16)
- 漁業就業者の高齢化の進展: 65歳以上の割合 21% (H6) → 35% (H16)
- 燃油価格の上昇 - 新たなコスト増要因
 - ・燃油価格 約2年で約7割高 42,500円/KL (H16.3) → 72,900円/KL (H18.5)
 - ・漁船支出に占める燃油の割合: 中小漁業平均14.3% (H16) (トラック業12.2%より大)

見直しの視点

公海資源を含む水産資源の回復と管理の取り組みの強化

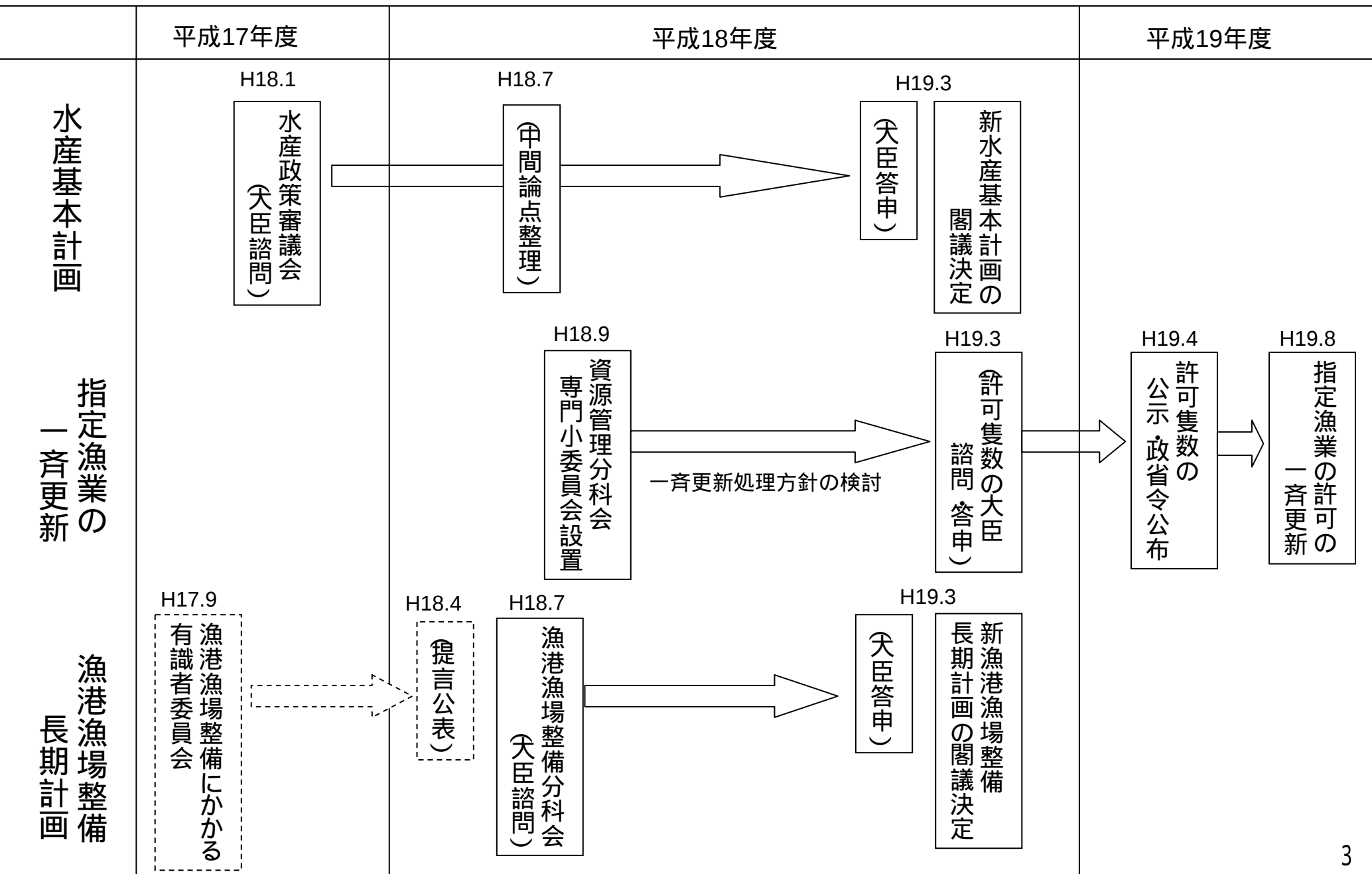
将来展望の確立と施策の集中・規制緩和による国際競争力のある経営体の育成

省エネルギーの推進

水産物の加工・流通の合理化・高度化と消費者との信頼のネットワークの構築

漁村地域の振興と環境・生態系の保全を重視した施策の展開

○水産基本計画の見直し等のスケジュール

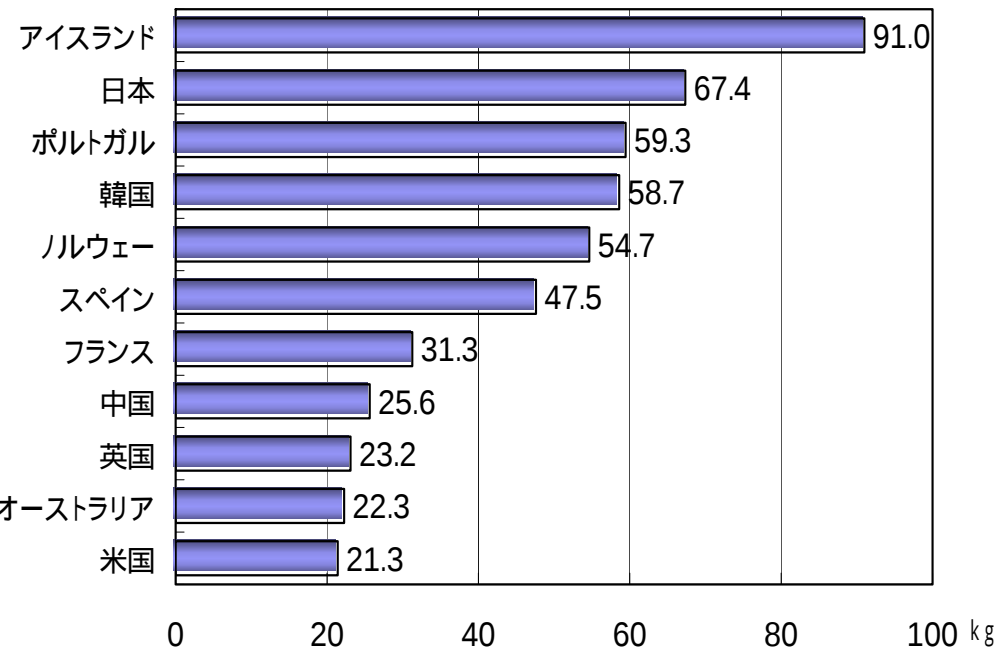


2 水産業・漁村をめぐる情勢の変化

○ 我が国における水産物の重要性

- 日本は、世界有数の魚食国家。動物性たんぱく質の約4割を魚介類で供給。

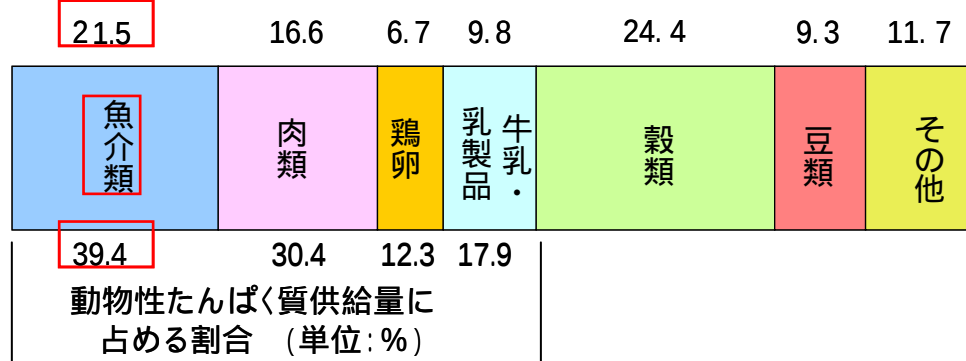
■ 1人・1年当たり魚介類供給量の国別比較（2002年）



資料：FAO「Food Balance Sheets」及び農林水産省「食料需給表」

■ 1人・1日当たりたんぱく質供給量の内訳（2004年）

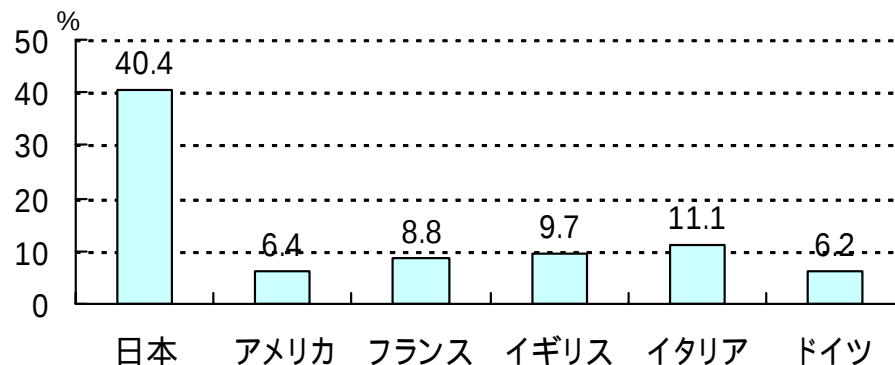
総たんぱく質 供給量に占める割合 (単位：%)



動物性たんぱく質供給量に占める割合 (単位：%)

資料：農林水産省「食料需給表」

■ 1人・1日当たり摂取動物性たんぱく質に占める魚介類たんぱく質割合の国別比較（2002年）

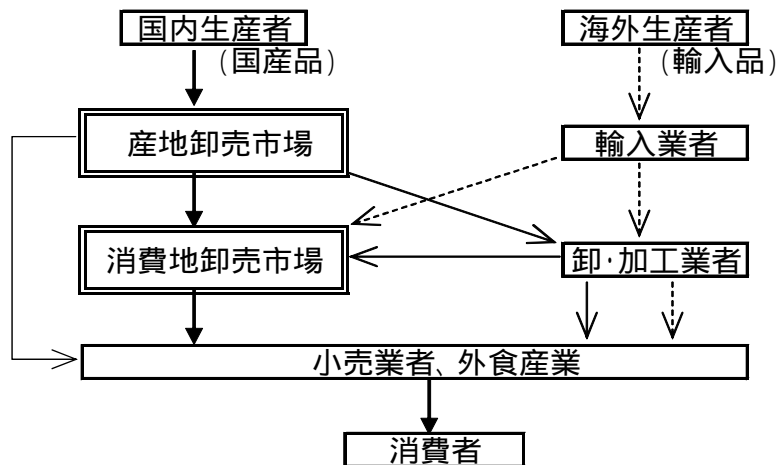


資料：FAO「Food Balance Sheets」及び農林水産省「食料需給表」

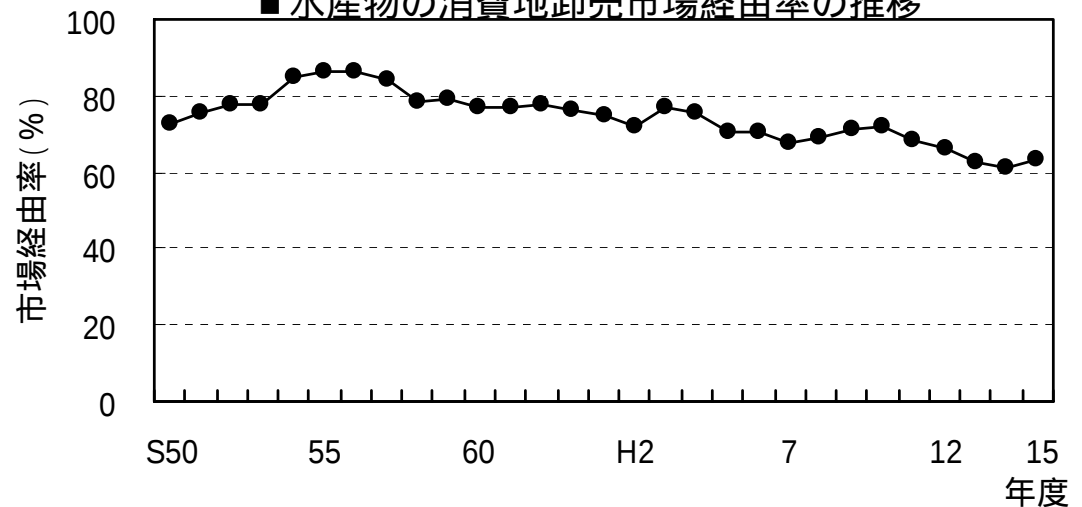
○ 水産物流通の現状

- 我が国の水産物流通は、産地卸売市場や消費地卸売市場を経由する市場流通が中心。
- 近年は、消費地において市場外流通が進展しており、消費地卸売市場経由率は、昭和50年代は80%を超える時期があったが、平成15年度は63%となっている。

■ 水産物の主要な流通経路



■ 水産物の消費地卸売市場経由率の推移



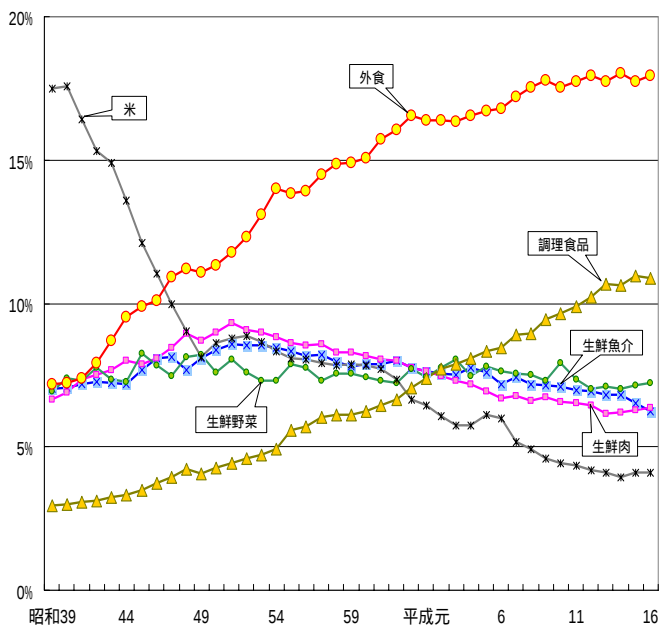
資料：農林水産省総合食料局調べ

注：輸入も含めた総供給量に対する消費地卸売市場の取引量の割合で算定。

○ 水産物の消費流通構造の変化

- 家庭の食料支出の中で、魚介類は米、肉類とともに減少。外食や調理食品の支出額が増加。特に中食とも呼ばれる調理食品は増加傾向が続いている。
- 消費者が購入するのは、一尾ものの魚よりも、切り身や刺身をはじめとする加工処理されたものが中心。

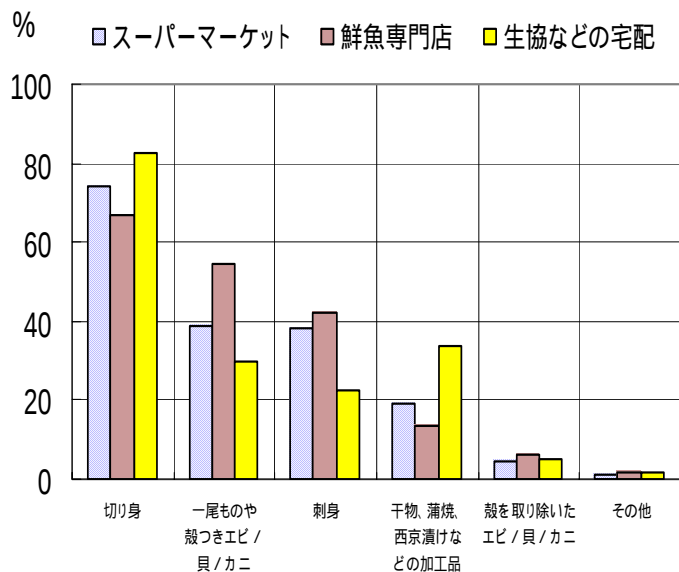
■ 食料支出額に占める品目・形態別の割合の推移



資料：総務省「家計調査年報」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））から作成

注：「調理食品」は、工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品。冷凍調理食品、レトルトパウチ食品及び複数素材を調理したものも含む。弁当、おにぎり、調理パン、中華まんじゅう、レトルトパウチ食品、各種惣菜など。カップめん、即席めんは含まない。

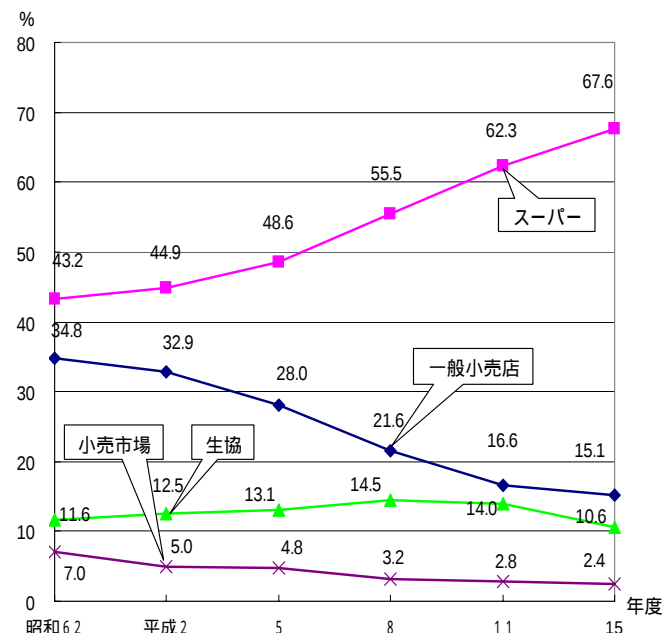
■ 日ごろ最もよく購入する魚介類の形態（複数回答2つまで）



資料：（社）大日本水産会「水産物を中心とした消費に関する調査」（平成16年度水産庁補助事業）

注：回答は複数回答

■ 鮮魚の購入先の経年変化



資料：農林水産省「食料品の購買行動について」（平成15年度食料品消費モニター第3回調査結果）

○ 水産物の世界的需要の高まり

- 世界の魚介類の消費量(食用魚介類供給量)は、増加傾向で推移。主要地域における国民一人当たりの魚介類消費量をみると、中国が30年前の約5倍と大幅に増大。
- 世界人口は、中長期的には、開発途上国を中心に爆発的に増加すると見込まれ、また、一人当たりの魚介類消費量も増加傾向で推移している中、今後、世界の魚介類需要は大きく増加すると見込まれるところ。

○ 主要地域における推移

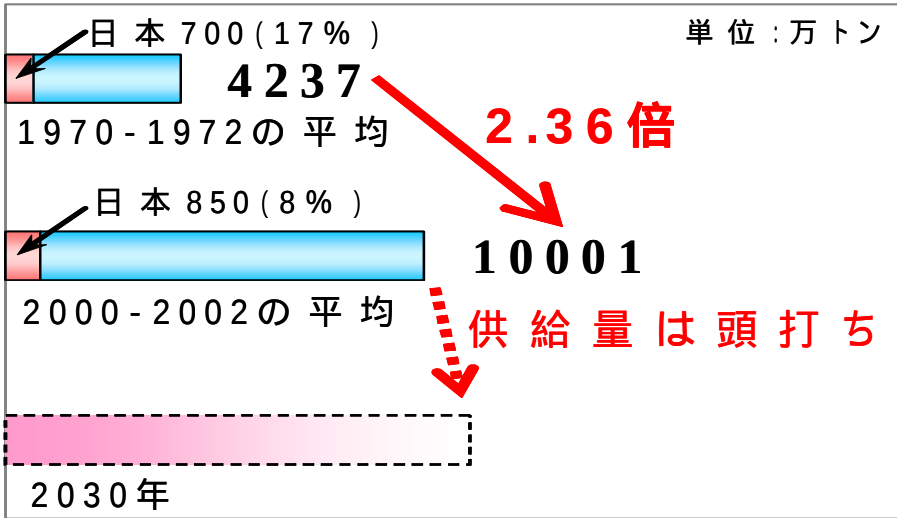
(食用魚介類供給量(粗食料ベース)、kg / 人・年)

	1970～1972年 (平均)	1990～1992年 (平均)	2000～2002年 (平均)
日本	66.2	68.9	66.8
EU	19.6	24.2	25.8
北米	15.0	21.2	22.0
中国	4.8	12.0	25.7

資料:FAO「Food balance sheets」から作成

● 世界の人口と水産物供給動向

世 界 の 人 口



我が国の水産物輸入

- 我が国は、金額、数量とも世界最大の水産物輸入国。
- 世界的な資源状況の悪化等を背景に、ここ数年、水産物の輸入は減少傾向。輸入額は平成9年をピークに減少傾向に転じ、輸入量も13年をピークに、14年以降の輸入量は13年を下回っている。

■我が国の水産物輸入

○水産物総輸入量の推移

(単位:万トン)

	昭和50年	60年	平成13年	14年	15年	16年	17年
総輸入量	71	158	382	382	332	349	334
うちマグロ・カジキ類	10	15	32	37	34	34	34
エビ	11	19	26	26	24	25	24
サケ・マス類	1	12	28	27	22	24	22
カニ	1	3	11	11	11	11	10
ウナギ調製品	-	1	7	6	4	5	3
5品目計	23	51	103	106	95	99	94

資料:財務省「貿易統計」から作成(17年は速報値)

○水産物総輸入額の推移

(単位:億円)

	昭和50年	60年	平成13年	14年	15年	16年	17年
総輸入額	3,855	11,760	17,237	17,622	15,692	16,371	16,680
うちマグロ・カジキ類	382	860	2,268	2,434	2,229	2,337	2,205
エビ	1,375	3,356	3,022	2,974	2,481	2,380	2,350
サケ・マス類	58	1,166	1,101	1,046	1,016	1,036	1,084
カニ	48	335	816	898	854	807	684
ウナギ調製品	-	325	667	667	412	657	500
5品目計	1,864	6,041	7,874	7,977	6,992	7,216	6,823

資料:財務省「貿易統計」から作成(17年は速報値)

○輸入金額上位5か国からの主要輸入品目(17年)

(単位:億円)

	金 額
中 国 (香港、マカオを除く)	3,564
ウナギ調製品	462
カニ調製品	188
エビ	185
米 国	1,577
タラ類	389
タラの卵	359
サケ・マス類	174
ロ シ ア	1,234
カニ	449
タラの卵	237
サケ・マス類	142
タ イ	1,088
エビ調製品	226
イカ	171
エビ	160
チ リ	
サケ・マス類	482
魚粉	81
ウニ	65

資料:財務省「貿易統計」から作成(値は速報値)

我が国の水産物輸出

- 近年、韓国、中国等の海外に販路を開拓する動きがみられ、水産物輸出量は増加傾向にあり、ここ5年間で倍増。
- 輸出に関する積極的な取組は、国内市場価格が低下している中で、のより高い収益の確保、漁業の活性化、更にこれらを通じた我が国の水産物供給力の維持・増大の観点から重要。

■ 我が国の水産物輸出

○ 水産物総輸出量の推移

(単位: 万トン)

	昭和50年	60年	平成13年	14年	15年	16年	17年
総輸出量	60.3	78.6	31.3	30.7	37.0	42.4	46.9
うちサケ・マス類	0.1	0.0	2.9	3.4	6.4	6.1	6.6
スケトウダラ	-	-	-	1.4	3.2	9.2	6.2
マグロ・カジキ類	0.5	1.5	2.7	3.1	2.6	4.6	2.5
水産練り製品	-	-	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7
ホタテガイ	-	-	0.3	0.5	0.9	0.4	0.6
ヒラメ・カレイ類	-	0.9	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1
真珠(単位: トン)	38	213	64	47	52	49	59

資料: 財務省「貿易統計」から作成(17年は速報値)

○ 水産物総輸出額の推移

(単位: 億円)

	昭和50年	60年	平成13年	14年	15年	16年	17年
総輸出額	1,687	2,876	1,352	1,365	1,354	1,482	1,753
総輸出額(真珠を除く)	1,510	2,050	978	1,033	1,111	1,207	1,451
うちサケ・マス類	12	2	39	37	74	91	147
スケトウダラ	-	-	-	14	58	98	78
マグロ・カジキ類	8	54	108	86	78	126	89
水産練り製品	-	-	42	40	39	41	47
ホタテガイ	-	-	55	91	121	62	109
ヒラメ・カレイ類	-	44	12	10	7	4	4
真珠	177	826	375	332	243	275	302

資料: 財務省「貿易統計」から作成(17年は速報値)

○ 輸出金額上位5か国への主要輸出品目(17年)

(単位: 億円)

	金 額
香 港	434
真 珠	139
貝柱調製品	87
干しナマコ	71
米 国	303
真 珠	79
ホタテガイ	63
水産練り製品	21
中 国 (香港、マカオを除く)	271
サケ・マス類	131
カニ	24
スケトウダラ	22
韓 国	194
スケトウダラ	48
タイ(活)	18
真 珠	8
タ イ	129
カツオ	71
マグロ・カジキ類	28
サケ・マス類	9

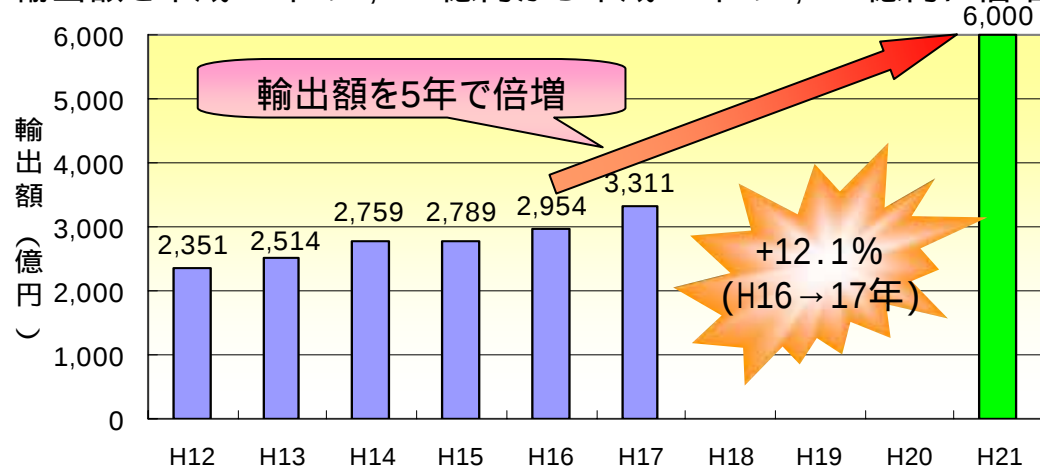
資料: 財務省「貿易統計」から作成(値は速報値)

○ 農林水産物・食品の輸出倍増目標

- 農林水産物・食品の輸出額を5年間で倍増するという輸出拡大目標の達成に向け、農林水産物等輸出促進全国協議会の設立など官・民一体となった取組体制を整備。
- 平成17年の農林水産物・食品(たばこ、アルコール飲料、真珠を除く)の輸出実績は、約3,311億円
で前年に比べ+12.1%増加。中でも水産物は+19.9%と大幅に増加。

● 農林水産物・食品の輸出倍増目標

・輸出額を平成16年の3,000億円から平成21年の6,000億円に倍増

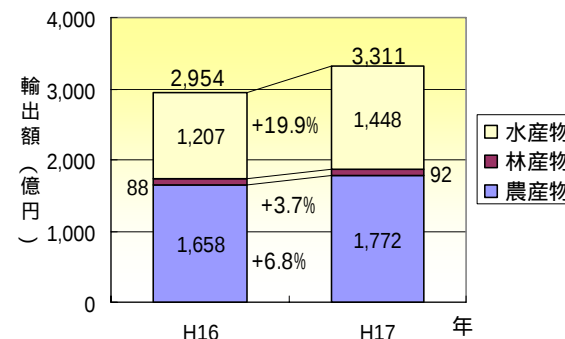


注)たばこ、アルコール飲料、真珠を除く。平成17年の数値は速報値。

● 官と民が一体となって取り組む体制の整備

- ・平成17年 4月27日、幅広い関係者で構成する農林水産物等輸出促進全国協議会を設立
- ・平成17年6月30日、「農林水産物等輸出倍増行動計画」を策定し、取組を推進中

● 産物毎の輸出実績(H16→H17)



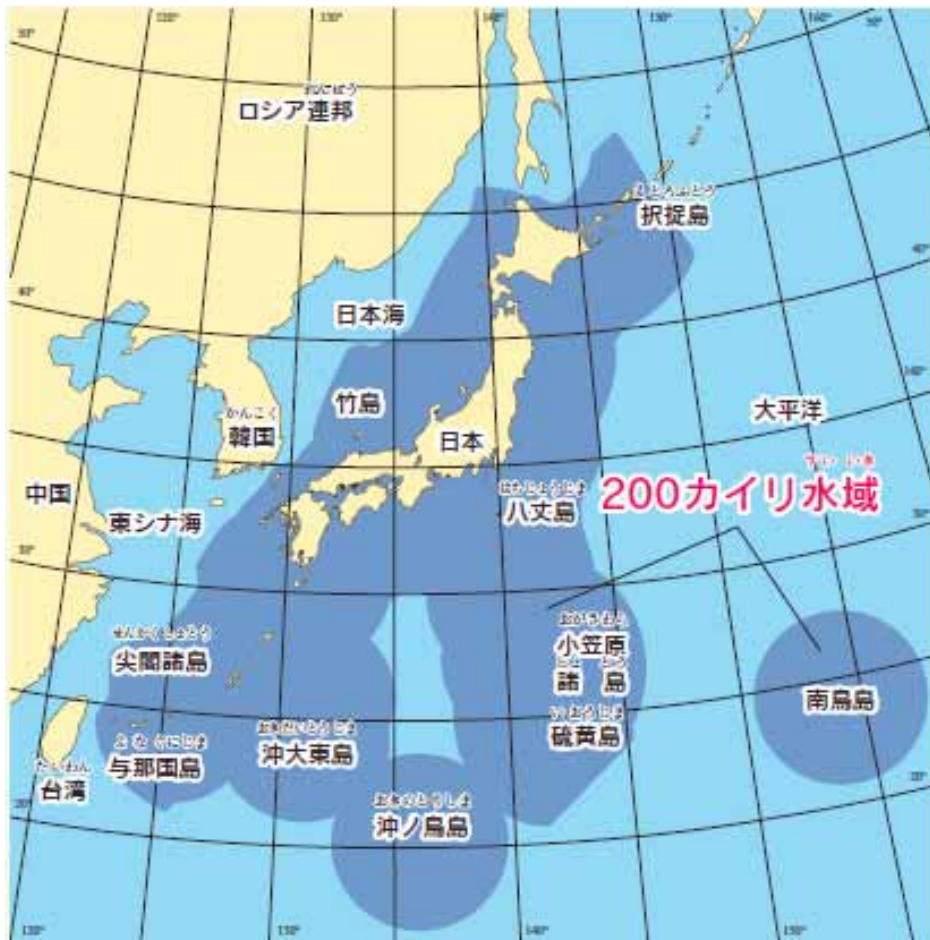
注)たばこ、アルコール飲料、真珠を除く。平成17年の数値は速報値。
%は対前年伸び率。



○ 我が国の排他的経済水域

- 我が国の国土面積は世界で第60位(約38万km²)であるが、排他的経済水域は、世界で第6位、国土面積の約12倍の約450万km²。

■ 我が国の排他的経済水域



■ 排他的経済水域の広さ

単位: 万km²

1位		アメリカ	762
2位		オーストラリア	701
3位		インドネシア	541
4位		ニュージーランド	483
5位		カナダ	470
6位		日本	447

(参考) 日本の国土面積: 約38万km²(世界第60位)

○ 水産資源の状況

- 資源評価が行われた我が国周辺水域の水産資源のうち、半数以上が低位水準。
- 資源評価が行われた国際漁業の水産資源のうち、西大西洋クロマグロなど約 1 / 4 が低位水準。

■ 我が国周辺水域における資源の水準

資源水準	平成16年	平成17年	主な魚種・系群
高位	12系群	13系群	サンマ(太平洋北西部系群)、 スルメイカ(秋季発生系群)、 マダイ(太平洋中部系群)等
中位	30系群	30系群	マアジ(太平洋系群 対馬暖流系群)、 ズワイガニ(太平洋北部系群 日本海系群) ハタハタ(日本海西部系群 日本海北部系群)等
低位	49系群	50系群	マサバ(太平洋系群 対馬暖流系群)、 スケトウダラ(日本海北部系群 太平洋系群)、 ズワイガニ(オホーツク海系群)、 マイワシ(太平洋系群 対馬暖流系群)等

資料: 水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」

■ 国際漁業の資源の水準

資源水準	平成15年	平成16年	主な魚種・系群
高位	16系群	15系群	ピンナガ(北太平洋 南太平洋)、 カツオ(東部太平洋 中西部太平洋 インド洋 大西洋)、 シロザケ(日本系)等
中位	17系群	21系群	クロマグロ(太平洋)、 メバチ(中西部太平洋 インド洋)、 キハダ(東部太平洋 中西部太平洋 インド洋 大西洋)等
低位	11系群	11系群	クロマグロ(西大西洋)、 ミナミマグロ(全海域)、 メバチ(大西洋 東部太平洋)等

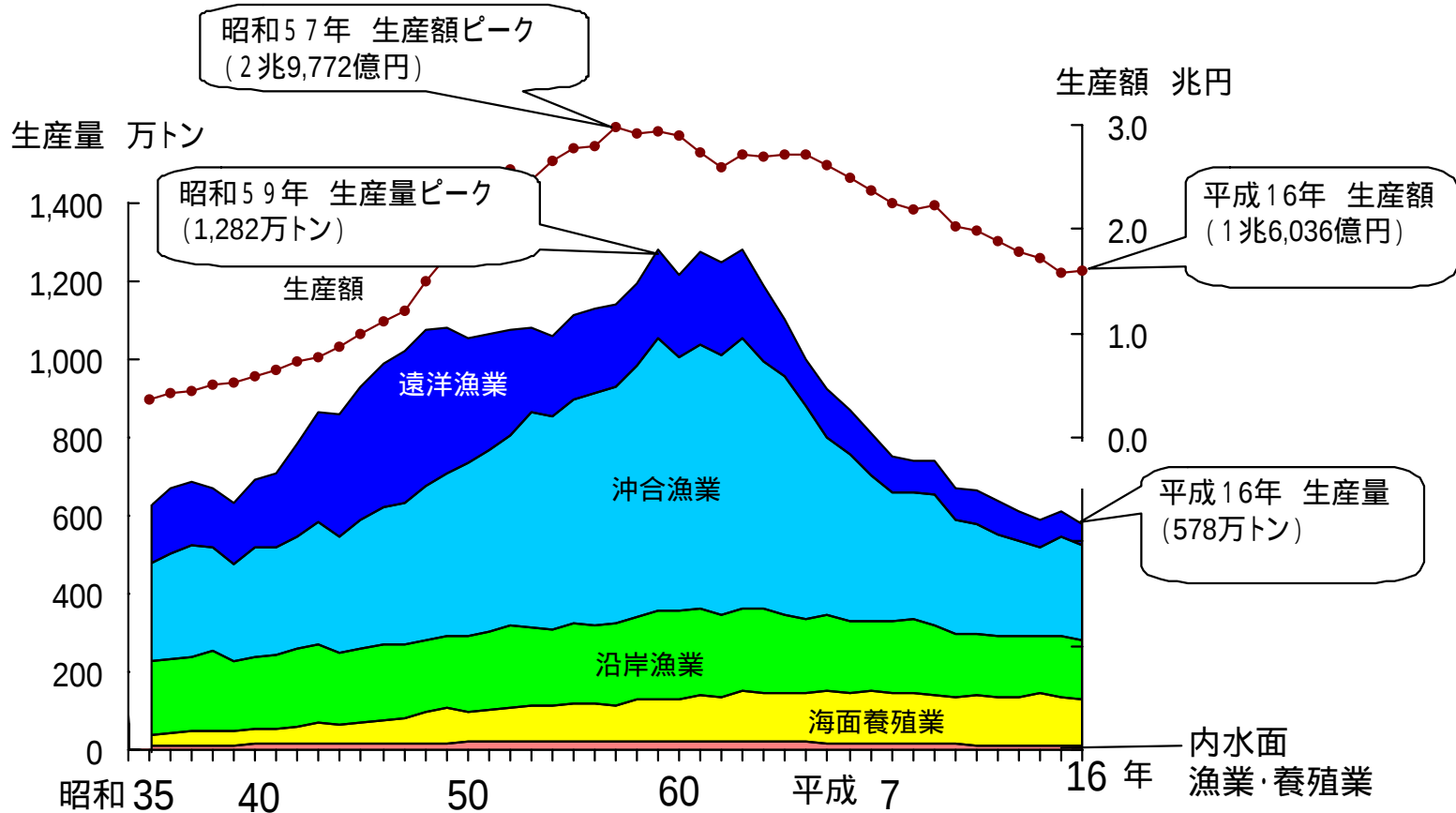
各魚種の系群については、便宜上、地域漁業管理機関の管理水域毎に一つの系群とみなしている。

資料: 水産庁・(独)水産総合研究センター「国際漁業資源の現況」

我が国の漁業生産量・生産額の推移

- 我が国の漁業生産量は、平成16年においては578万トンとピーク時から半減。
- 漁業生産額は、平成16年においては1兆6,036億円とピーク時からおよそ1.3兆円(46%)減少。

■ 漁業部門別生産漁等の推移

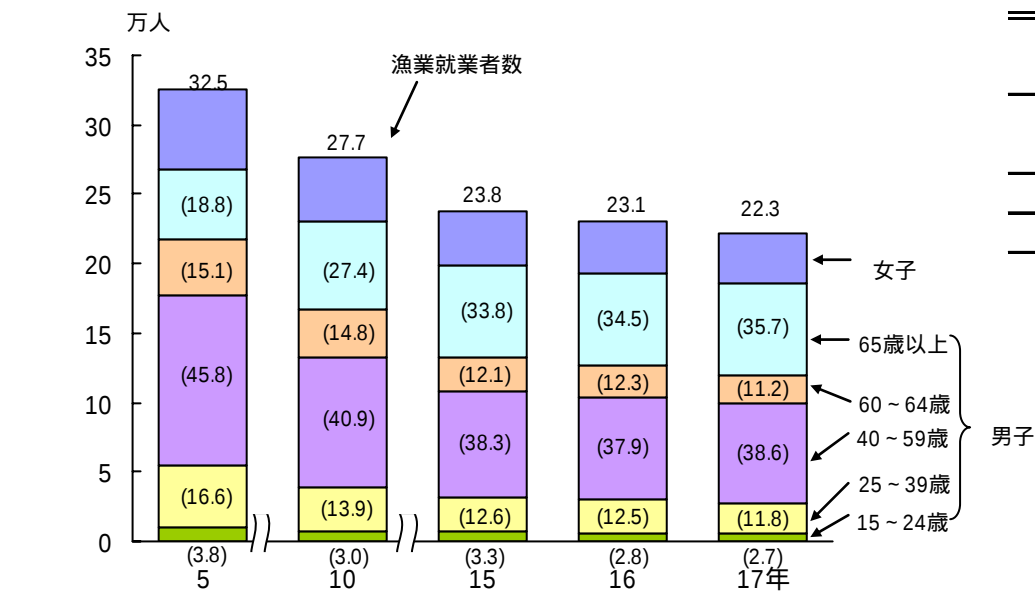


資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」から作成

○ 漁業就業者数の動向

- 我が国の漁業就業者数は、減少してきており、平成17年で約22万人。高齢化が進んでおり、男子就業者数では65歳以上が3分の1。若年層の就業者に占める割合は依然として低水準。
- 漁業への新規就業者数は、年1,500人程度。

■ 漁業就業者数と年齢構成（男子）の推移



(漁業就業者数)

総数	32.5	27.7	23.8	23.1	22.3
女子	5.7	4.6	3.9	3.8	3.6
男子	26.7	23.1	19.9	19.3	18.6

資料：農林水産省「漁業就業動向統計年報」(14年)

「漁業センサス」(5、10、15年)及び

「漁業就業動向調査報告書」(16年)

注：パーセンテージは男子合計を100%とした構成割合(%)である。

■ 新規就業者数の推移

	12年	13	14	15	16	17
新規就業者数(人)	1,370	1,370	1,481	1,514	1,423	1,256
(参考)うち、新規参入者(%)	(16.9)	(13.8)	(15.5)	(16.9)	-	-
新規学卒就業者(%)	43.4	42.7	35.2	33.0	-	23.4
離職転入者(%)	56.6	57.3	62.0	64.2	-	47.5

資料：農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」(13年まで)、「新規就業者調査

結果」(14、15年)、都道府県が実施している新規就業者に関する調査からの推計(16年)

及び(社)大日本水産会調べ(17年)から作成

注：1) 各年の新規就業者数は、前年の6月から当年の5月までの間に新たに漁業に就業した者の数である。

2) 新規就業者数の14年以降の数値には、従来含まれていなかった他産業に従事していた漁家の在宅世帯員の新規就業を含んでいることから13年以前とは連続しない。

3) 新規参入者は、土地や資金等を独自に調達し、漁業経営を開始した経営の責任者である。

4) 新規学卒就業者は、学校を卒業した者又は卒業後直ちに研修に入り修了した者で当該年次に新たに漁業に就業した者である。

5) 離職転入者は、他産業に主として従事していた者で当該年次に新たに漁業に主として従事した者である。

6) 14年以降の新規参入者、新規学卒就業者及び離職転入者の比率は、新規就業者のうち回答のあった者における割合である。

7) 16年は都道府県調査による推計結果であるため、15年と16年は連続しない。

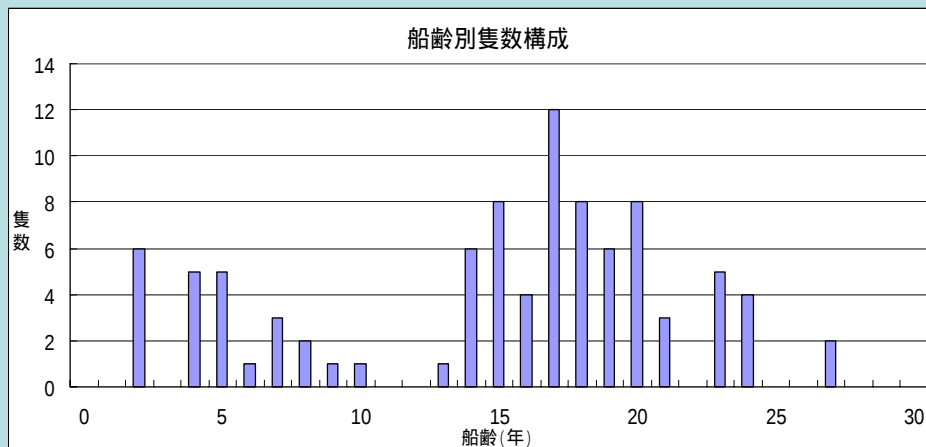
8) 17年は(社)大日本水産会によるアンケート調査結果であるため16年と17年は連続しない。

○ 漁船の高齢化

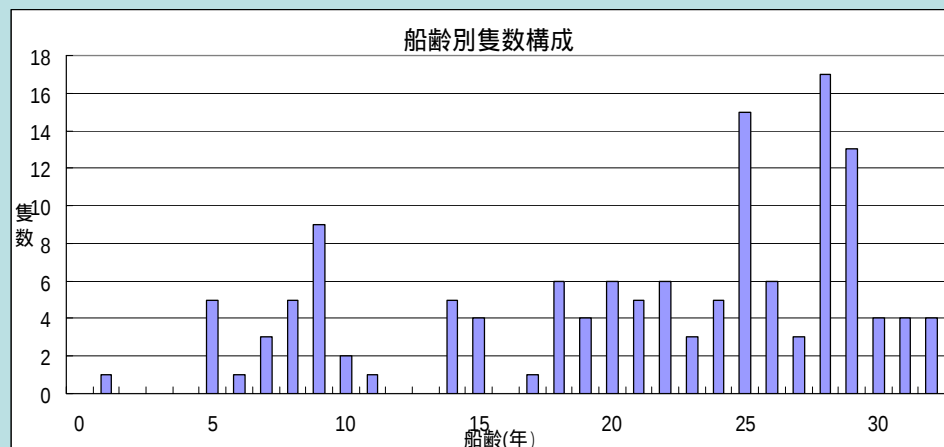
- 漁船の船齢が高まっており、経営を安定的に継続する体力が低下。代船の取得が重要な課題。

■ 主な漁業種類における船齢別隻数構成

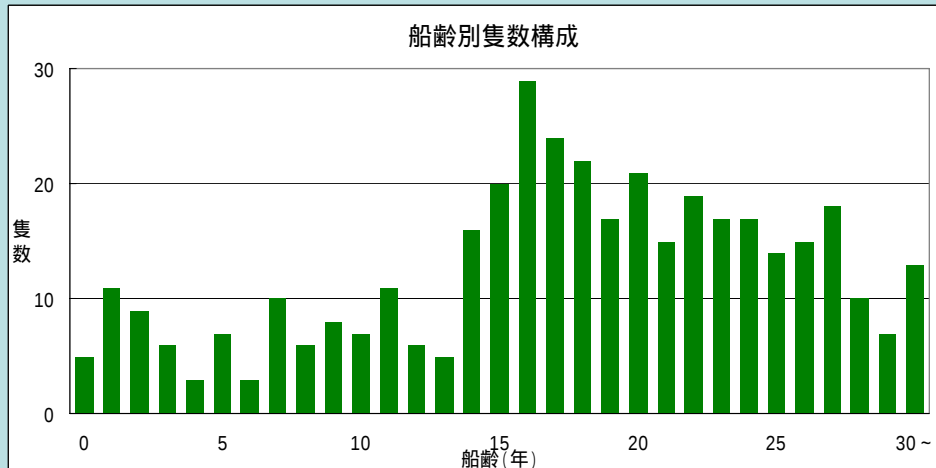
● 大中型まき網漁業(海まきを除く。)



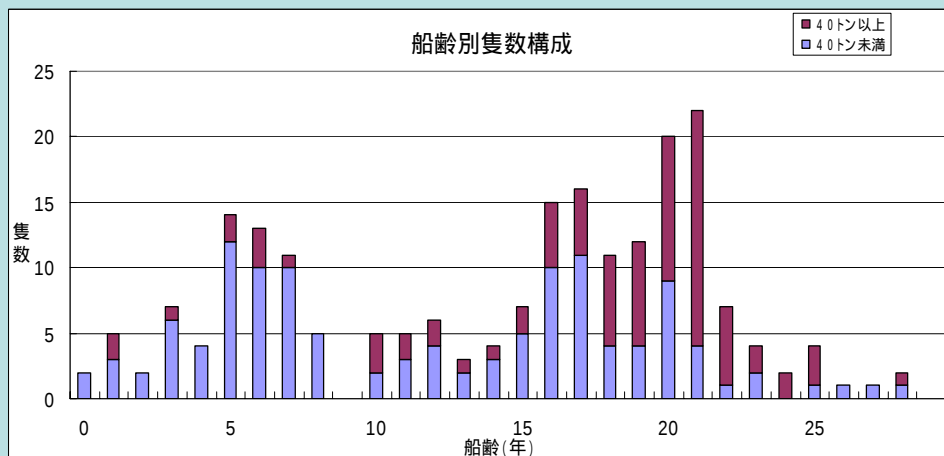
● (中型)いか釣り漁業



● 沖合底びき網漁業



● 北太平洋さんま漁業



○ 水産業・漁村の有する多面的機能

- 水産業・漁村には、水産物の安定供給という本来的機能のほか、物質循環の補完、環境の保全、生命財産の保全などの多面的機能。
- 水産業・漁村の多面的機能の内容及び評価については、平成16年8月、日本学術会議より農林水産大臣に答申（「地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について」）

■ 水産業・漁村の多面的機能



○ 水産業・漁村の有する多面的な機能の評価事例（試算）

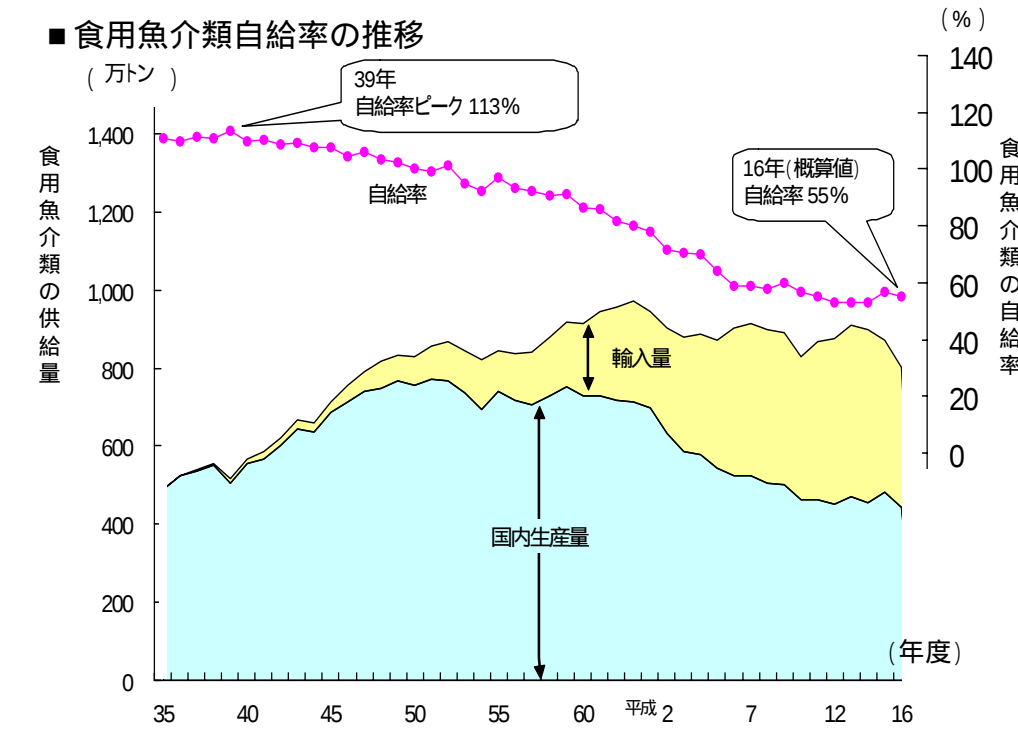
機能	指標・事例	備考
物質循環の補完機能 (再資源化リサイクル機能)	22,675億円	年間漁獲による窒素、リンの回収を下水処理費用で代替
環境保全機能	60,898億円 1,602億円 847億円	貝類などの海水浄化を下水処理日で代替 海浜、漁港、海底清掃費用 魚付林植樹による効果算出
生態系保全機能	2,157億円 5,527億円	干潟の水質浄化を下水処理(COD除去)費用で代替 藻場の水質浄化を下水処理費(窒素、リン回収)で代替
生命財産保全機能 (国境監視機能等)	2,017億円	出漁による監視機能を公的機関が代替
防災・救援機能	6億円	油濁除去費用
保養・交流・教育機能	13,846億円	漁村への訪問旅費

注) 評価額は、(株)三菱総合研究所による試算(2004年)

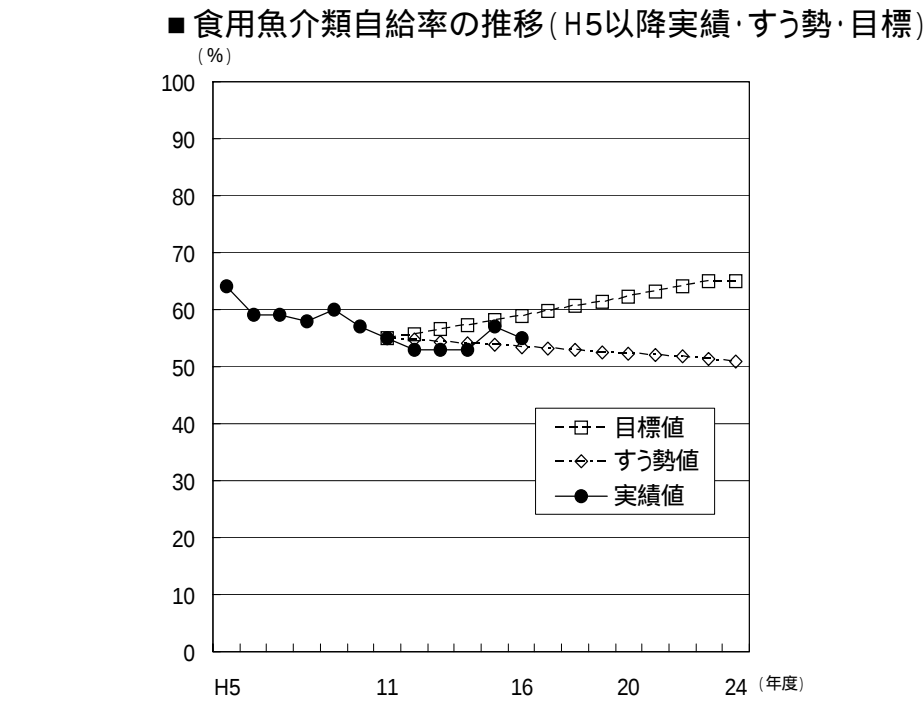
3 現行基本計画等に関する検証

○ 水産物自給率の検証

- 食用魚介類の自給率は、長期的には低下傾向で推移しているが、近年は下げ止まりの傾向
- 24年度におけるすう勢値を51%と見込み、目標値を65%と設定。ここ2年(15年度:57%、16年度:55%)の実績値は、目標値ラインには届かないものの、すう勢値ラインを上回る状況。



資料:農林水産省「食料需給表」



資料:「水産基本計画」、農林水産省「水産基本計画参考付表」、農林水産省「食料需給表」

年度	11 (基準年)	12	13	14	15	16 (概算)	24年度 (目標)
魚介類(非食用を含む全体)	56	53	48	47	50	49	66
食用魚介類	55	53	53	53	57	55	65
海藻類	61	63	62	66	66	65	70

○ 漁業生産（魚介類）

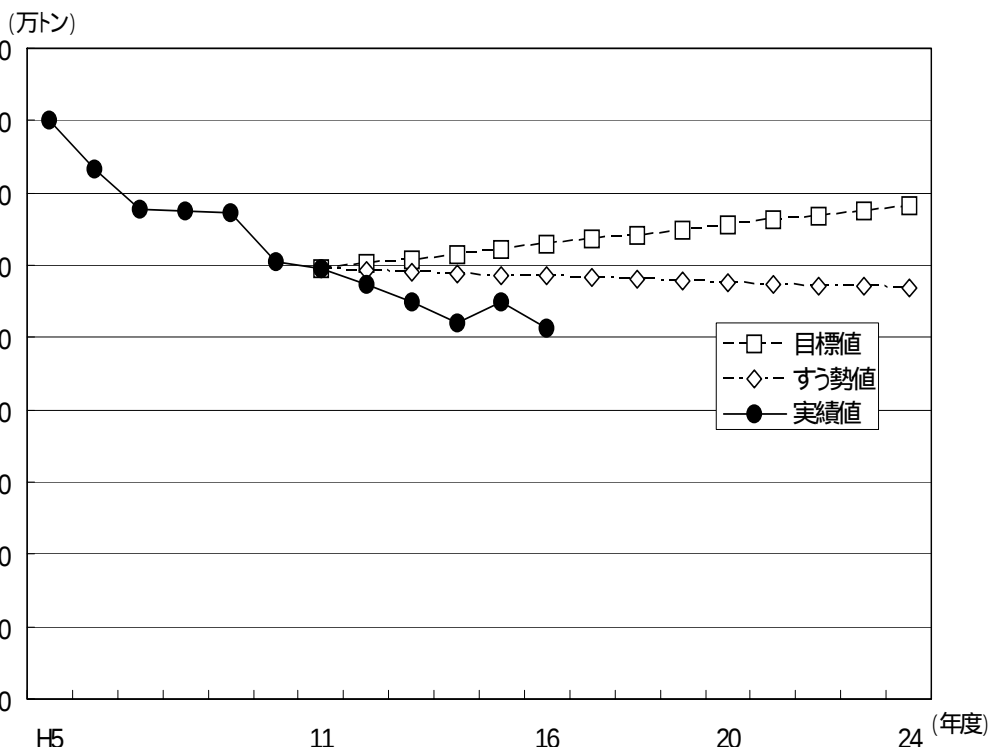
- 魚介類の生産量は、長期的には減少傾向で推移。

24年度におけるすう勢値を568万トンと見込み、目標値を682万トンと設定。近年の実績値も、引き続き減少傾向にあり、すう勢値ラインも下回る状況。

- 食用魚介類の生産量は、長期的には減少傾向で推移しているが、近年は下げ止まりの傾向。

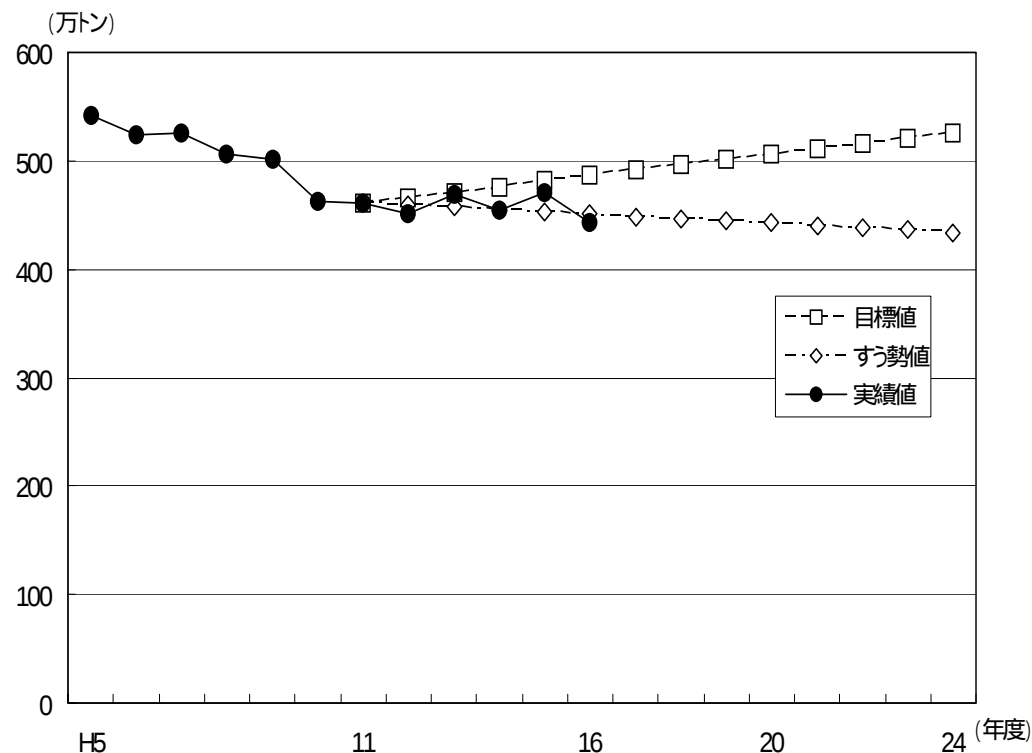
24年度におけるすう勢値を434万トンと見込み、目標値を526万トンと設定。近年の実績値は、すう勢値ラインと近似している状況。

■ 魚介類の生産量の推移（実績・すう勢・目標）



資料：「水産基本計画」、農林水産省「水産基本計画参考付表」

■ 食用魚介類の生産量の推移（実績・すう勢・目標）



資料：「水産基本計画」、農林水産省「水産基本計画参考付表」

農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

農林水産省「食料需給表」

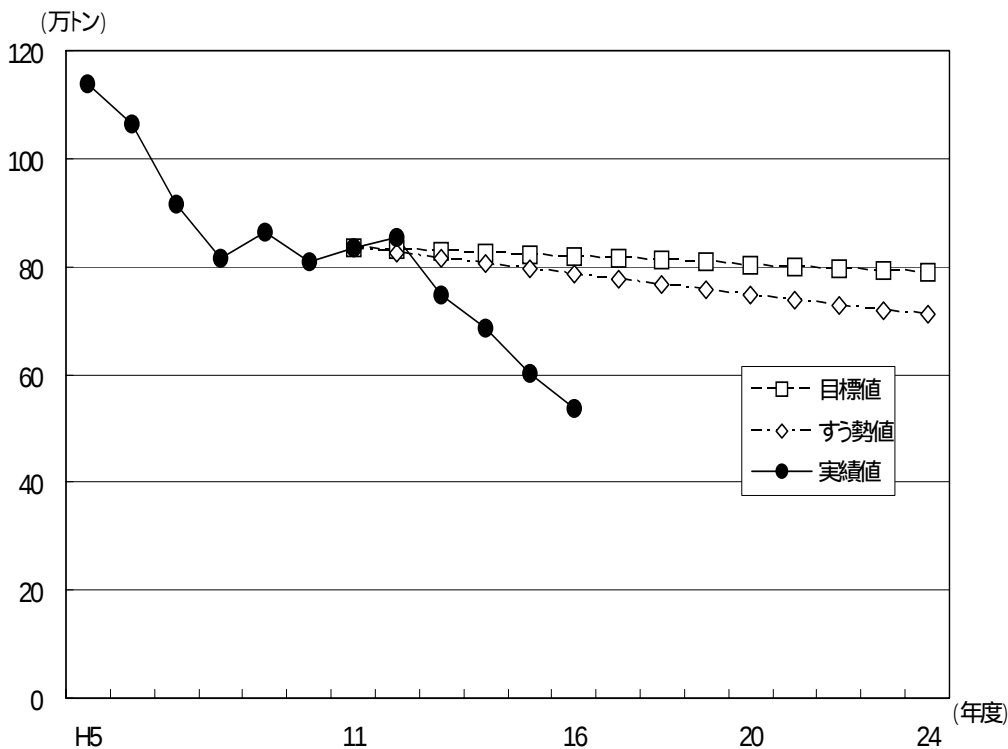
【遠洋漁業・沖合漁業の生産量】

- 遠洋漁業の生産量は、200海里体制の定着による海外漁場の減少、公海漁業の規制強化により、長期的に減少傾向で推移。

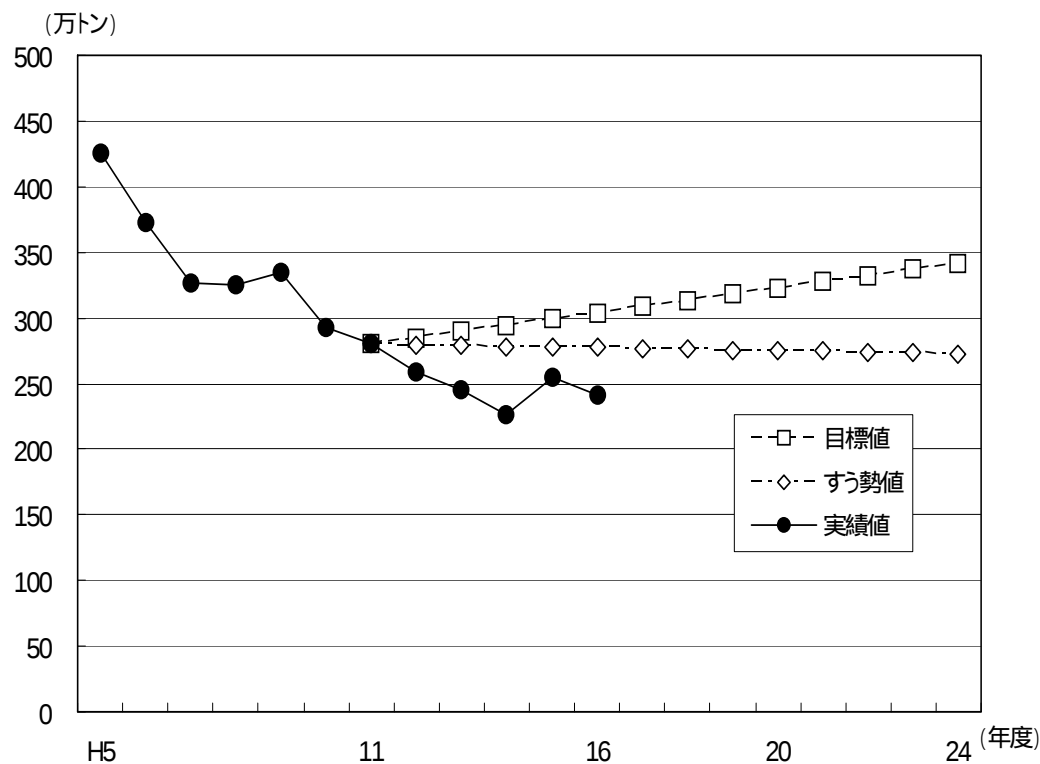
24年度におけるすう勢値を71万トンと見込み、目標値を79万トンと設定。近年、遠洋底びき網漁業、遠洋いか釣漁業の生産量が大きく減少していることなどから、実績値の減少傾向が加速化し、すう勢値ラインも大幅に下回る状況。
- 沖合漁業の生産量は、マイワシ、マサバなどの資源状況の悪化により、長期的に減少傾向で推移。

24年度におけるすう勢値を273万トンと見込み、目標値を342万トンと設定。近年の実績値も、大中型まき網漁業の生産量が大きく減少していることなどから、引き続き減少傾向にあり、すう勢値ラインも下回る状況。

■ 遠洋漁業の生産量の推移(実績・すう勢・目標)



■ 沖合漁業の生産量の推移(実績・すう勢・目標)

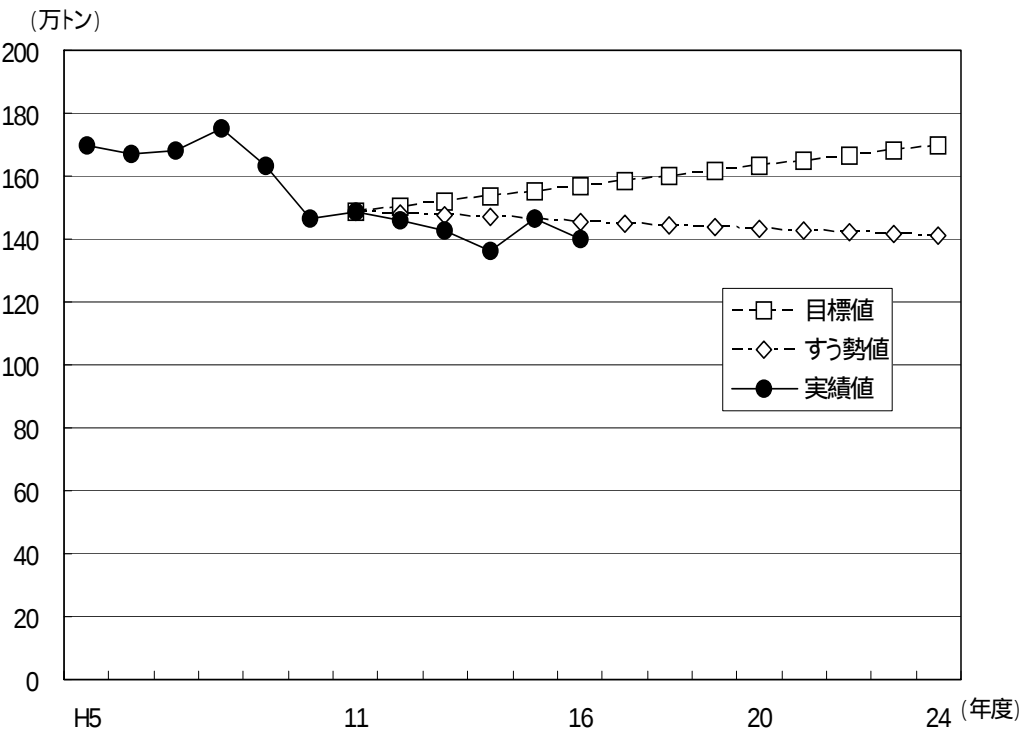


資料:「水産基本計画」、農林水産省「水産基本計画参考付表」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

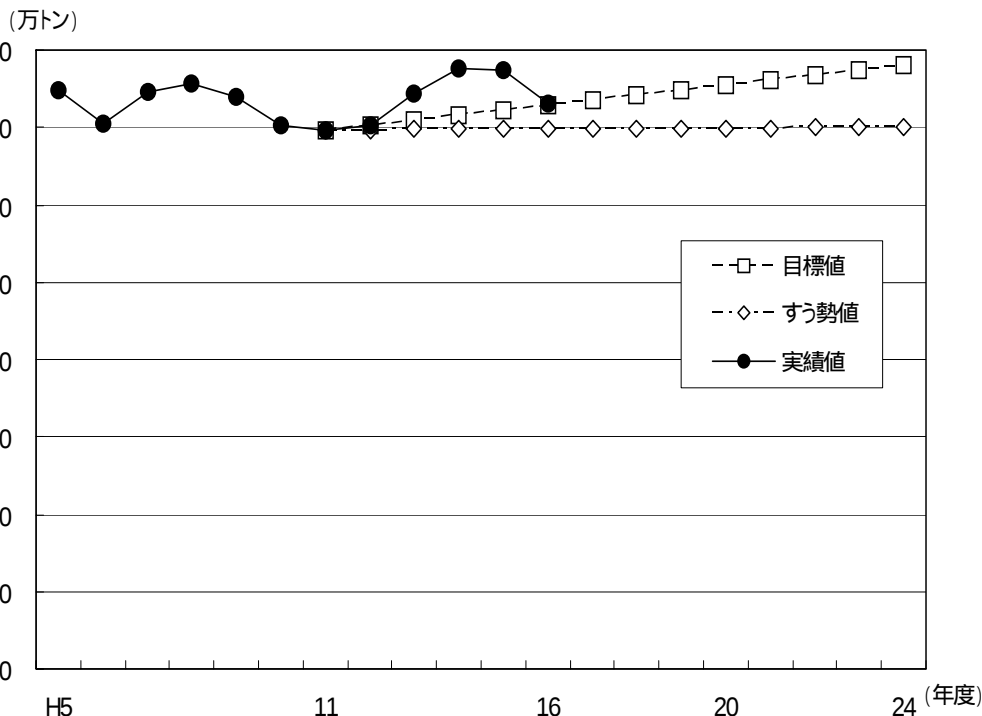
【沿岸漁業・海面養殖業の生産量】

- 沿岸漁業(海藻類を除く)の生産量は、底魚類の資源状況の悪化により、長期的に減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を141万トンと見込み、目標値を170万トンと設定。近年の実績値も減少傾向にあったが、ここ2年(15・16年度)は、サケ定置網漁業の生産量の増加などにより若干増加し、すう勢値ラインに近い状況。
- 海面養殖業(海藻類を除く)の生産量は、変動はあるものの、長期的にはほぼ横ばい。
24年度におけるすう勢値を70万トンと見込み、目標値を78万トンと設定。近年の実績値は、魚類養殖業の生産量が横ばいである一方、貝類養殖業の生産量が増加していることから、全体として増加傾向にあり、目標値も上回る状況。

■ 沿岸漁業(海藻類除く)の生産量の推移(実績・すう勢・目標)



■ 海面養殖業(海藻類除く)の生産量の推移(実績・すう勢・目標)

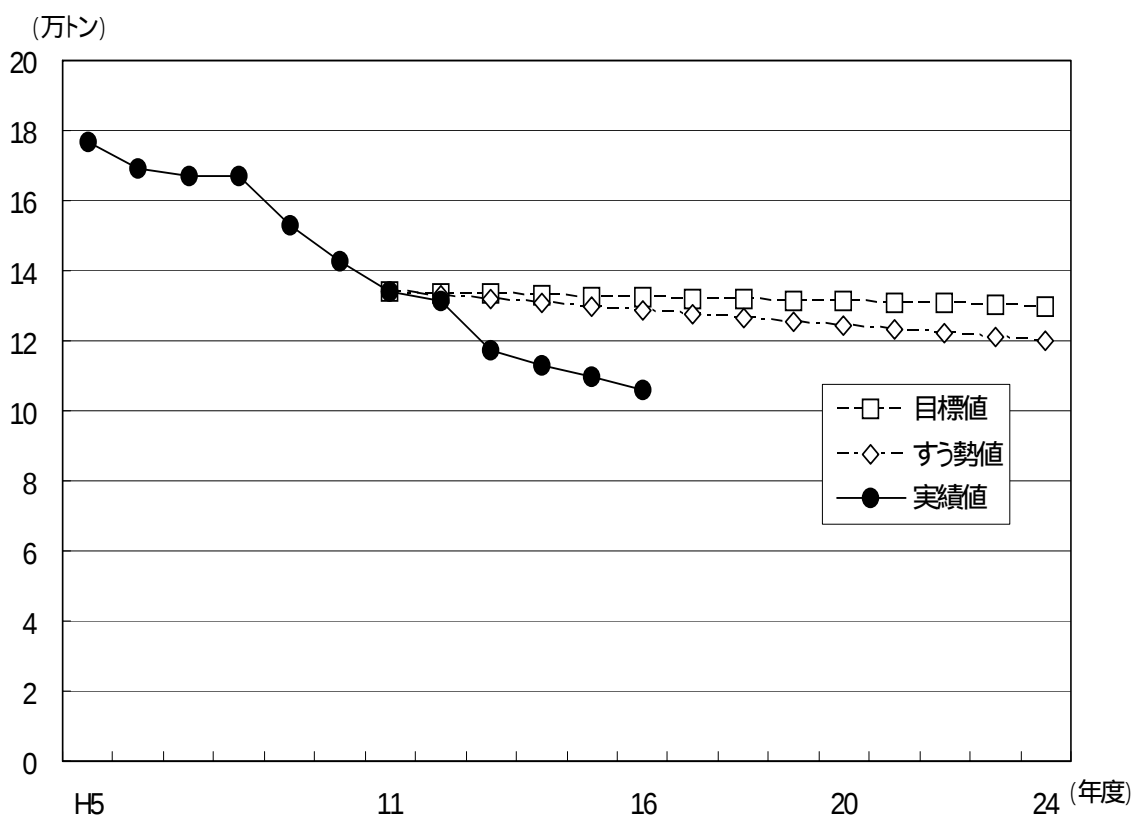


資料：「水産基本計画」、農林水産省「水産基本計画参考付表」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

【内水面漁業・養殖業の生産量】

- 内水面漁業・養殖業の生産量は、長期的に減少傾向で推移。24年度におけるすう勢値を12万トンと見込み、目標値を13万トンと設定。近年の実績値も、コイやアユの生産量が大幅に減少していることから、引き続き減少傾向にあり、すう勢値も下回る状況。

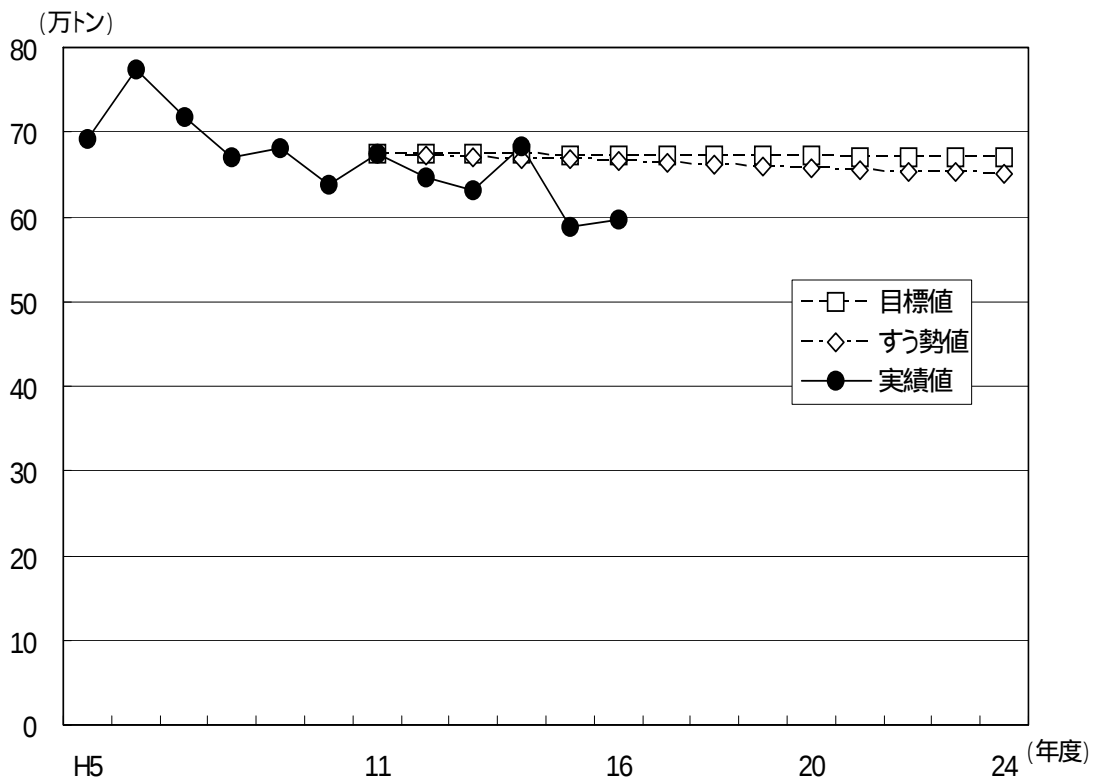
■ 内水面漁業・養殖業の生産量の推移(実績・すう勢・目標)



○ 漁業生産（海藻類）

- 海藻類の国内生産量は、変動はあるものの、長期的には減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を65万トンと見込み、目標値を67万トンと設定。近年の実績値も、大宗を占める
ノリ養殖業の生産量の変動に伴って変動しているが、すう勢値ラインを下回る年が多い状況。

■ 海藻類の生産量の推移（実績・すう勢・目標）

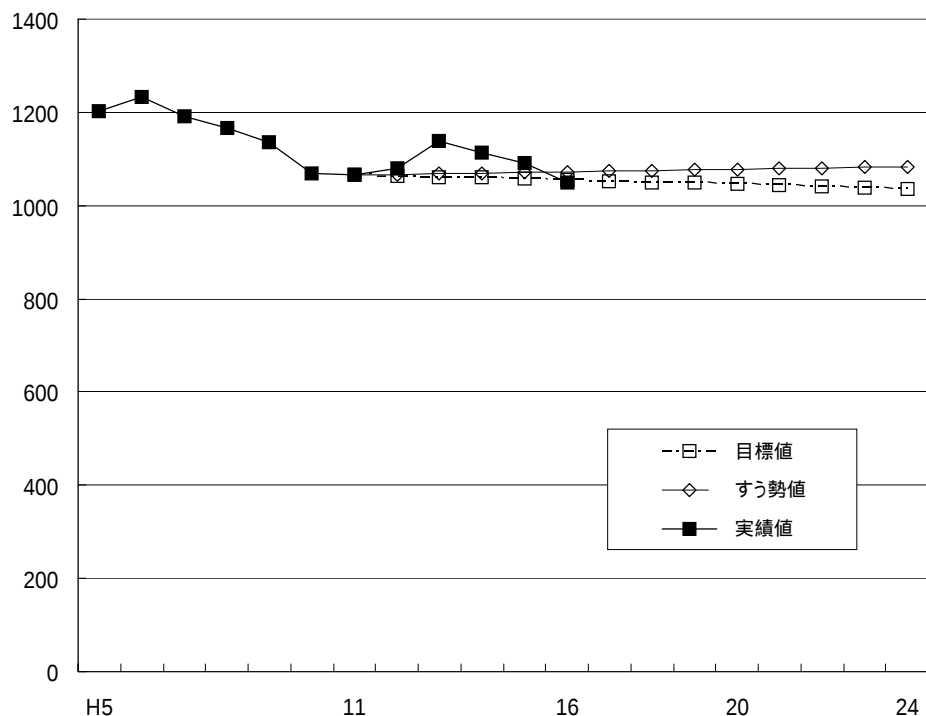


○水産物消費（魚介類）

- 魚介類の消費量(国内消費仕向量)は、変動があるものの、長期的にはゆるやかに減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を1,082万トンと見込み、目標値を1,037万トンと設定(廃棄や食べ残しの削減により消費量を削減)。近年の実績値は、13年度に増加した後、減少傾向で推移。
- 食用魚介類の消費量は、変動があるものの、長期的にはほぼ横ばい。
24年度におけるすう勢値を848万トンと見込み、目標値を806万トンと設定(廃棄や食べ残しの削減により消費量を削減)。近年の実績値は、13年度に増加した後、減少傾向で推移。

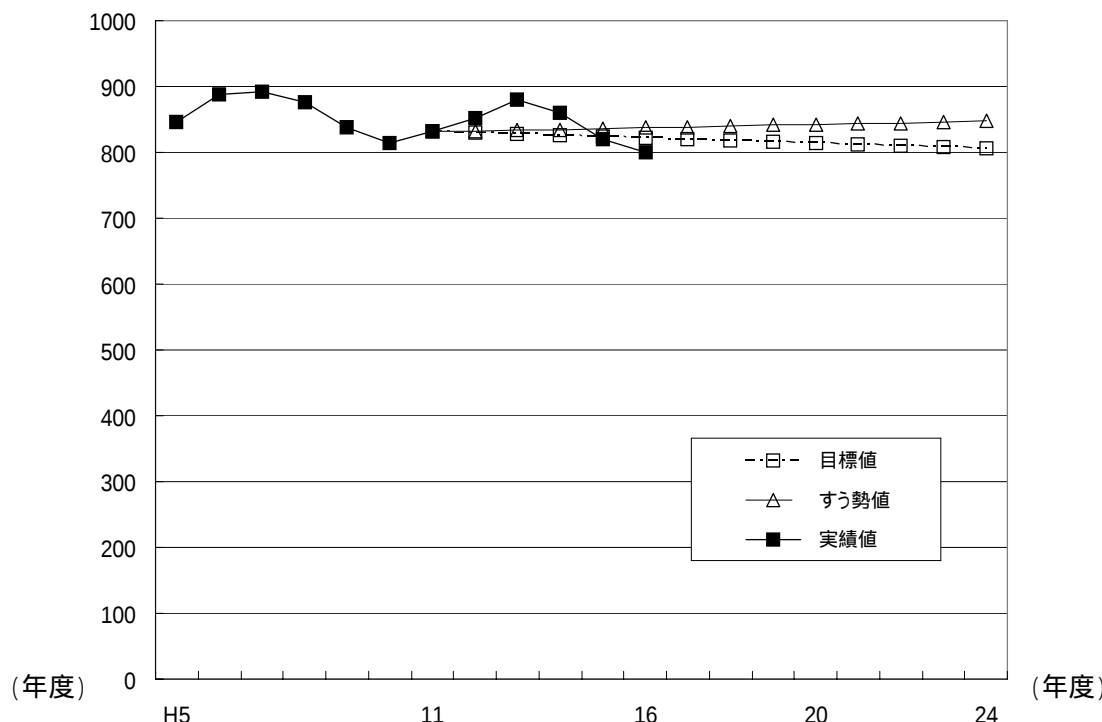
■ 魚介類の消費量の推移(実績・すう勢・目標)

(万トン)



■ 食用魚介類の消費量の推移(実績・すう勢・目標)

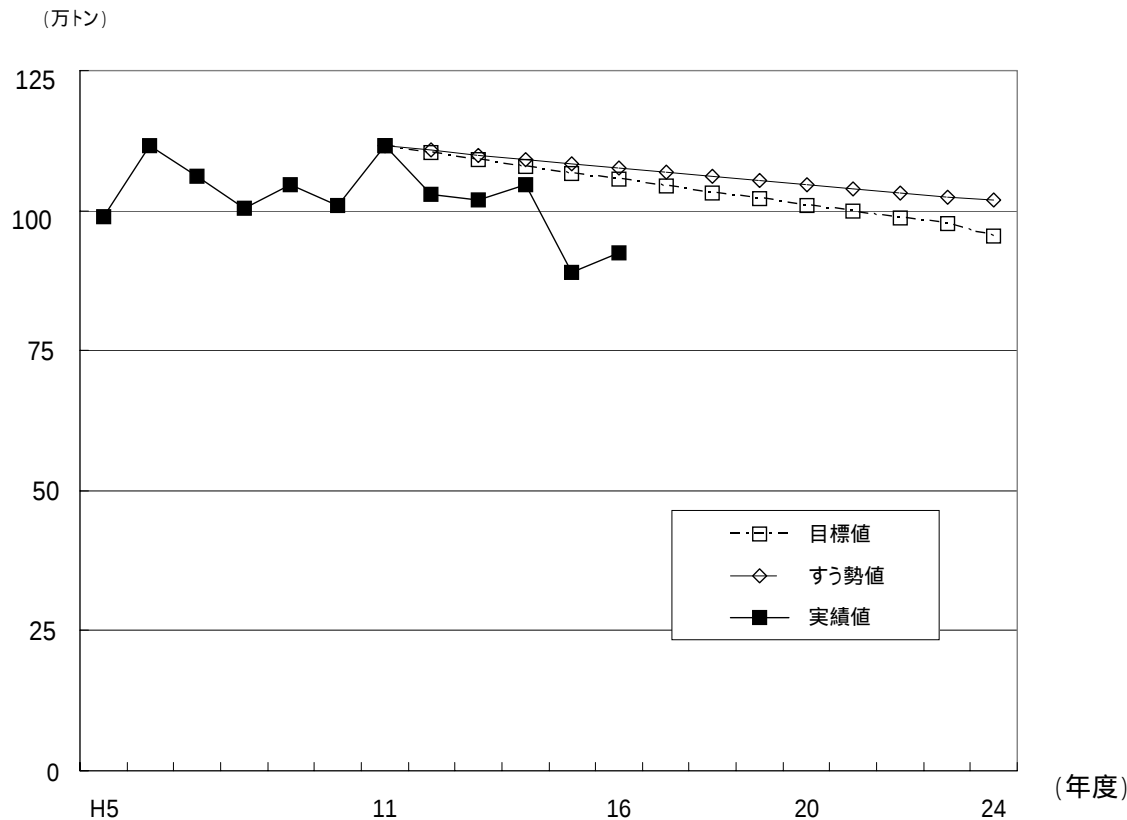
(万トン)



○ 水産物消費（海藻類）

- 海藻類の消費量は、変動があるものの、長期的にはほぼ横ばい。
24年度におけるすう勢値を102万トンと見込み、目標値を96万トンと設定（廃棄や食べ残しの削減により消費量を削減）。近年の実績値は、減少傾向で推移。

■ 海藻類の消費量の推移（実績・すう勢・目標）



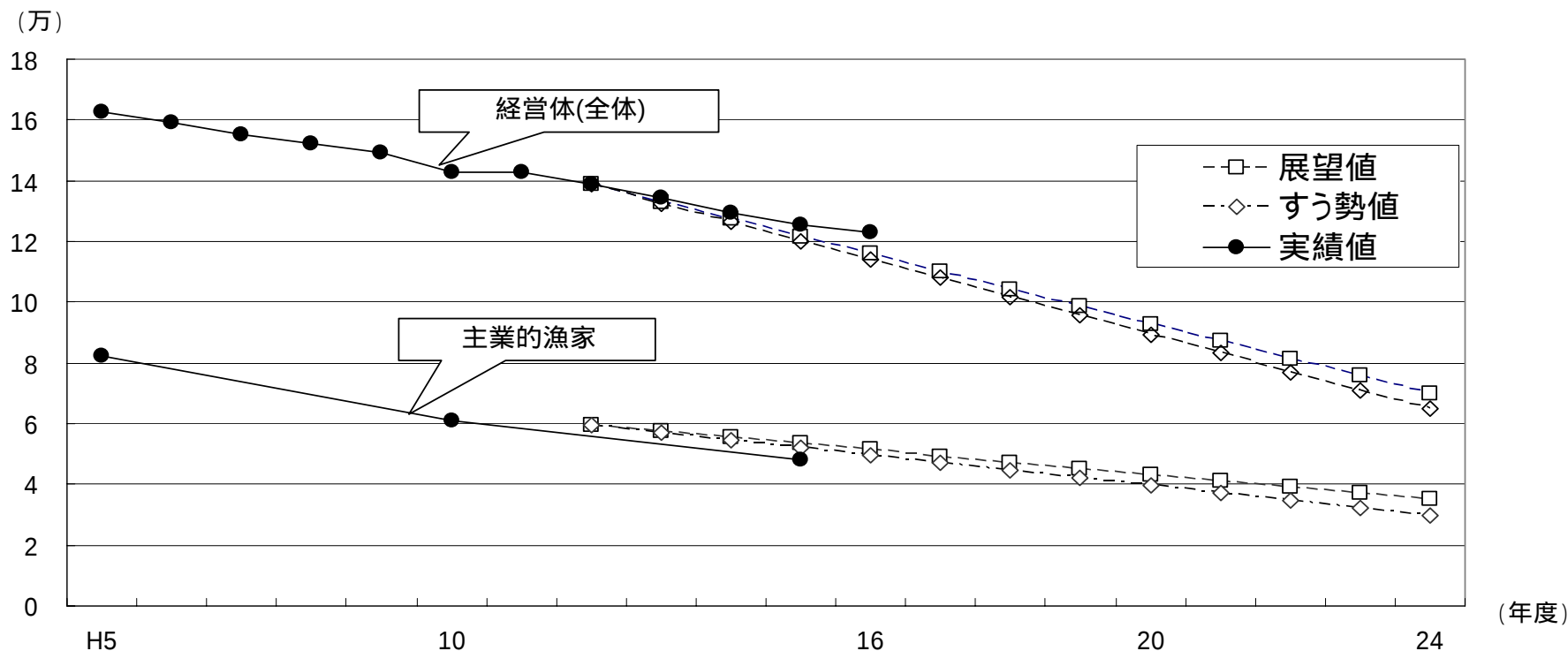
○ 漁業生産構造の検証

(1) 沿岸漁業

ア) 経営体数及び主業的漁家数

- 沿岸漁業における経営体数は、長期的に減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を6.5万経営体、展望値を7万経営体と設定。近年の実績値は、引き続き減少傾向にあるものの、比較的高齢な漁業者の減少率が従来より低下したことから、展望値ラインを上回る状況。
- 沿岸漁業における主業的漁家の数は、長期的に減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を3万経営体、展望値を3.5万経営体と設定。近年の実績値は、引き続き減少傾向にあり、すう勢値ラインも下回る状況。

■ 沿岸漁業における経営体数及び主業的漁家数の推移(実績・すう勢・展望)



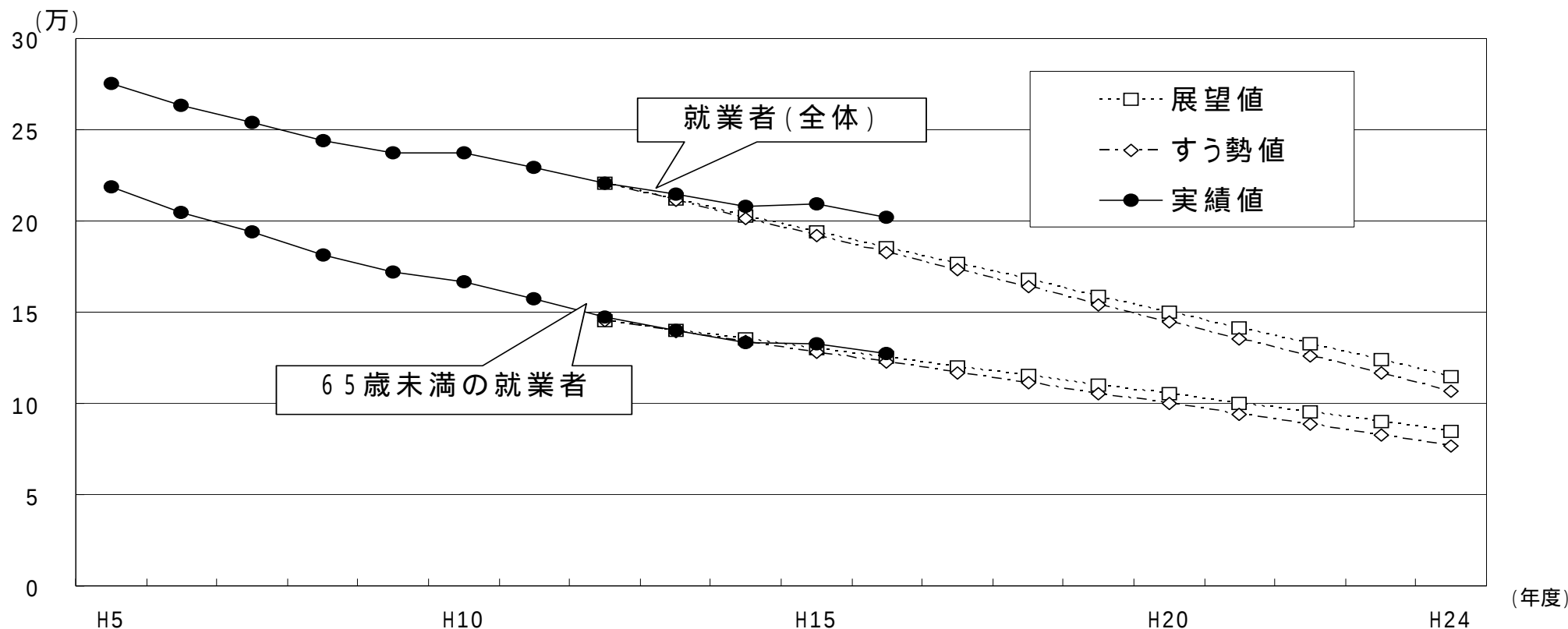
注) 主業的漁家とは、専業及び第1種兼業漁家のうち、基幹的漁業従事者(経営体のなかで、海上作業従事日数が最も多い者)が65歳未満の漁家。

資料: 農林水産省「沿岸漁業の生産構造の展望」、農林水産省「漁業センサス」、農林水産省「漁業動態統計年報」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

イ) 就業者数

- 沿岸漁業における就業者数は、長期的に減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を10.7万人、展望値を11.5万人と設定。近年の実績値は、引き続き減少傾向にあるものの、比較的高齢な漁業者の減少率が従来より低下したことから、展望値ラインを上回る状況。
- 沿岸漁業における65歳未満の就業者数は、長期的に減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値を7.7万人、展望値を8.5万人と設定。近年の実績値は、引き続き減少傾向にあり、展望値ラインに近似している状況。

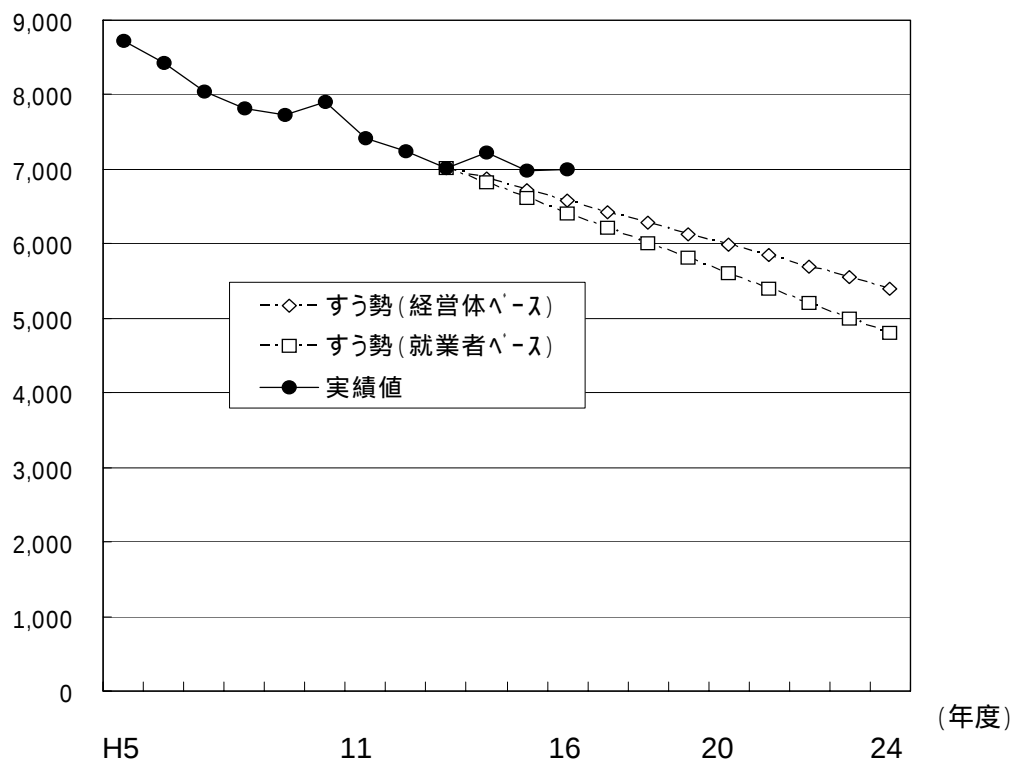
■ 沿岸漁業における就業者数の推移(実績・すう勢・目標)



(2) 沖合・遠洋漁業

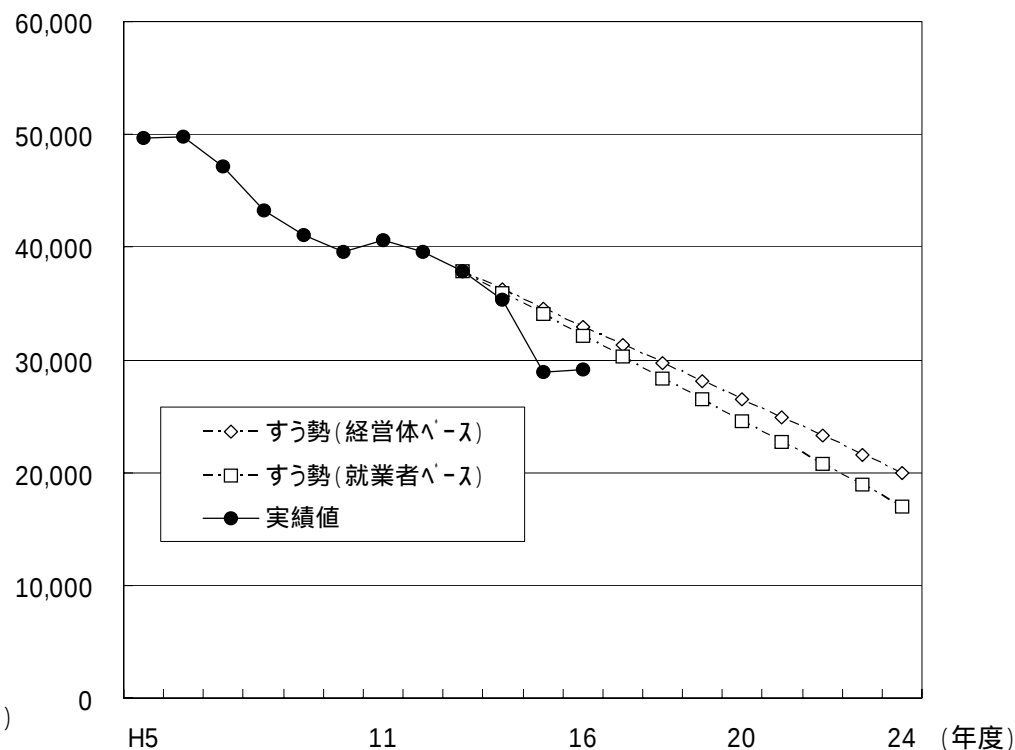
- 沖合・遠洋漁業の経営体数は、減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値について、経営体ベースで5.3千～5.4千経営体、就業者ベースで4.8千経営体と見込んでいるところ。近年の実績値は、すう勢値ラインを上回る状況。
- 沖合・遠洋漁業の就業者数は、減少傾向で推移。
24年度におけるすう勢値について、経営体ベースで1.9万～2.0万人、就業者ベースで1.7万人と見込んでいるところ。近年の実績値は、すう勢値ラインを下回る状況。

■ 沖合・遠洋漁業における経営体数の推移(実績・すう勢)



資料:水産庁「沖合・遠洋漁業の生産構造の見通し(試算)」、農林水産省「漁業センサス」、
農林水産省「漁業動態統計年報」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

■ 沖合・遠洋漁業における就業者数の推移(実績・すう勢)



資料:水産庁「沖合・遠洋漁業の生産構造の見通し(試算)」、農林水産省「漁業センサス」、
農林水産省「漁業就業動向統計年報」

4 政策改革の方向性

(1) 水産資源の回復・管理の推進

○ 我が国の排他的経済水域等における資源管理

- 資源水準に見合った漁獲を実現する観点から、従来からの漁業法等による規制に加え、TAC制度やTAE制度の適切な運用を図っているところ。

■ 資源回復へ向けた取組

【TAC (Total Allowable Catch (漁獲可能量)) 制度】

・漁獲量の上限を定め、管理する制度

<対象魚種>

サンマ、マイワシ、サバ類、マアジ、スケトウダラ、スルメイカ、ズワイガニ

【TAE (Total Allowable Effort (漁獲努力可能量)) 制度】

・特定の海域・漁業種類・期間における操業隻日数に上限を設定し、漁獲努力量を管理する制度

<対象魚種>

アカガレイ、イカナゴ、サメガレイ、サワラ、トラフグ、マガレイ、マコガレイ、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ

【資源回復計画】

・減船、休漁その他の漁獲努力量の削減、種苗放流、漁場環境の保全など、国(又は都道府県)の作成する計画(資源回復計画)の下で資源回復への取組を推進。

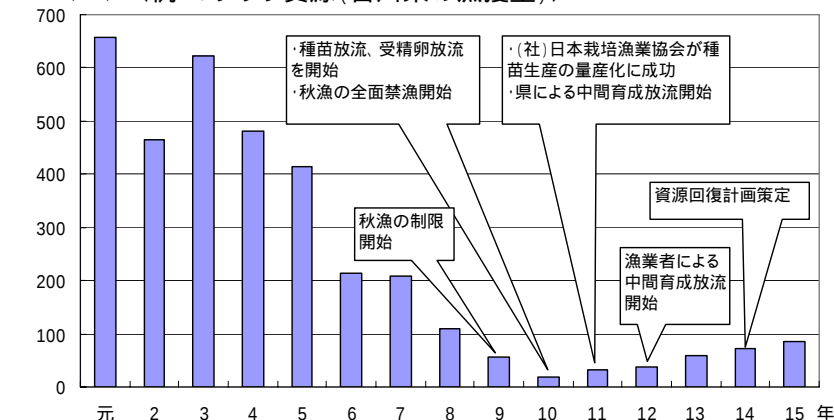
・平成17年度からは、従来の特定魚種に着目する資源回復計画に加え、漁業種類に着目した多魚種にわたる包括的な資源回復計画を作成。

・これまでに20の資源回復計画(35魚種)を策定済み。

(平成18年3月現在)

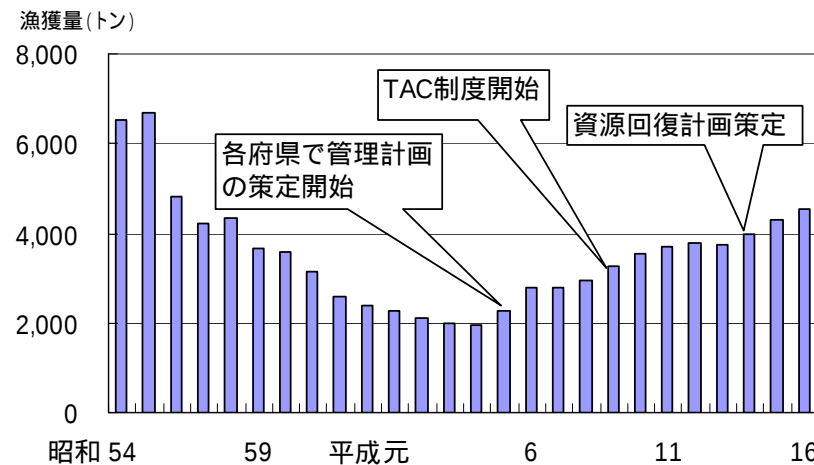
■ 資源回復の例

漁獲量(トン) (例1:サワラ資源(香川県の漁獲量))



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」から作成

(例2:ズワイガニ資源(日本海側の漁獲量))



○ 実施中の資源回復計画の概略（平成18年3月末現在）

ヤリカ太平洋系群(南部)資源回復計画

(平成16年11月4日公表)

- 対象資源: ヤリカ
- 対象漁業種類: 沖合底びき網漁業
- 計画内容: 減船、保護区域の設定(協議中)

九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画

(平成17年4月15日公表)

- 対象資源: トラフグ
- 対象漁業種類: とらふくはえなわ漁業
- 計画内容: 休漁、小型魚の採捕制限、種苗の放流など

熊本県アサリ資源回復計画

(平成17年3月30日公表)

- 対象資源: アサリ
- 対象漁業種類: 採貝漁業
- 計画内容: 殻長制限、漁獲量の制限など

南西諸島海域マチ類資源回復計画

(平成17年4月15日公表)

- 対象資源: アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメ
- 対象漁業種類: 底魚一本釣漁業、底立はえなわ漁業
- 計画内容: 保護区の設定

大分県豊後水道域クルマエビ資源回復計画

(平成17年8月4日公表)

- 対象資源: クルマエビ
- 対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業、建網漁業
- 計画内容: 禁漁期間の設定、体長制限、大型種苗の放流など

宮崎海域カサゴ資源回復計画

(平成17年8月9日公表)

- 対象資源: カサゴ
- 対象漁業種類: 主にかさご延縄漁業を含む全漁業
- 計画内容: 禁漁期間の設定、体長制限、禁漁区の設定など

長崎県大村湾海域ナマコ資源回復計画

(平成17年8月30日公表)

- 対象資源: ナマコ
- 対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業、なまこ鉾突き漁業
- 計画内容: 禁漁期間の設定、体重制限、目合規制、禁漁区の設定など

岩手県ヒラメ資源回復計画

(平成18年2月27日公表)

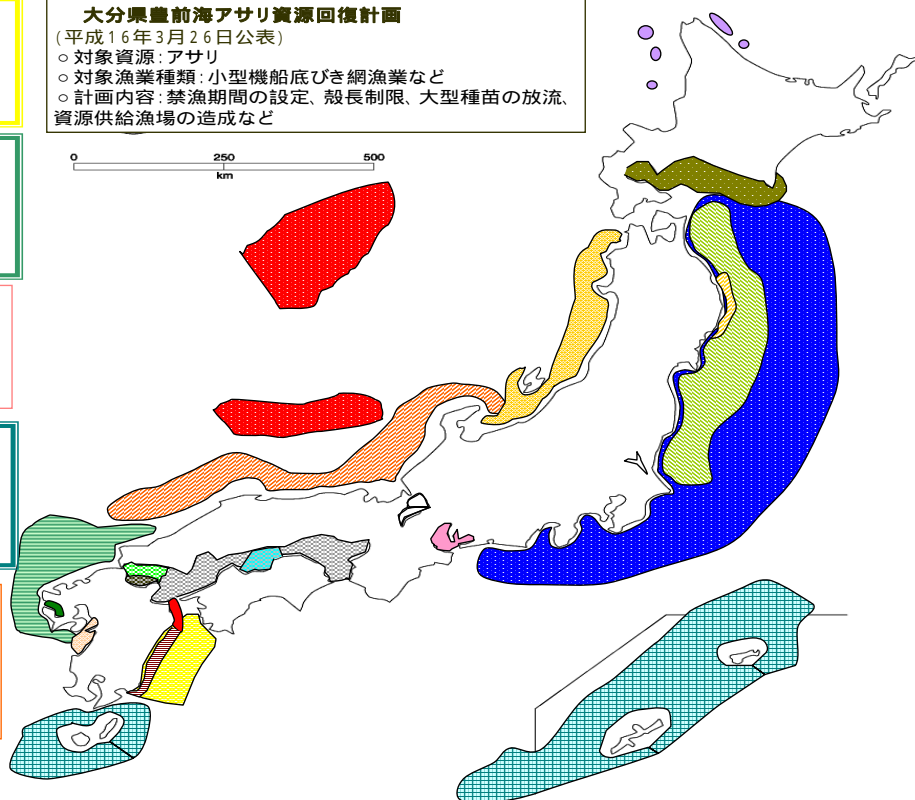
- 対象資源: ヒラメ
- 対象漁業種類: 刺網漁業、沖合底びき網漁業、定置網漁業、その他の漁業
- 計画内容: 小型魚の採捕規制、刺し網目合規制の検討など

大分県豊前海アサリ資源回復計画

(平成16年3月26日公表)

- 対象資源: アサリ
- 対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業など
- 計画内容: 禁漁期間の設定、殻長制限、大型種苗の放流、資源供給漁場の造成など

0 250 500
km



サワラ瀬戸内海系群資源回復計画

(平成14年4月12日公表)

- 対象資源: サワラ
- 対象漁業種類: 流し網漁業など
- 計画内容: 休漁期間の設定、網目の拡大、漁獲量の制限、種苗の放流など

カクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画

(平成17年3月31日公表)

- 対象資源: カクチイワシ
- 対象漁業種類: 船びき網漁業
- 計画内容: 休漁期間の設定、定期休漁日の設定

周防湾小型機船底びき網漁業対象種(カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)資源回復計画

(平成16年11月19日公表)

- 対象資源: マコガレイ、メダカレイ、イサガレイ、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ
- 対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業
- 計画内容: 小型魚の採捕制限、漁具の改良、休漁期間の設定、種苗放流など

宗谷海峡域イカナゴ資源回復計画

(平成16年4月22日公表)

- 対象資源: イカナゴ
- 対象漁業種類: 沖合底びき網漁業
- 計画内容: 減船、操業期間の短縮、休漁日の設定

えりも以西海域マツカワ資源回復計画

(平成17年3月10日公表)

- 対象資源: マツカワ
- 対象漁業種類: 刺し網漁業、小型定置網漁業など
- 計画内容: 小型魚の採捕制限、種苗の放流

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画

(平成15年3月10日公表)

- 対象資源: サメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアンコウ
- 対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業
- 計画内容: 保護区の設定など

マサバ太平洋系群資源回復計画

(平成15年10月23日公表)

- 対象資源: マサバ
- 対象漁業種類: 大中型まき網漁業など
- 計画内容: 休漁又は減船による操業統日数の削減

日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画

(平成15年7月1日公表)

- 対象資源: マガレイ、ハタハタ
- 対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業、刺し網漁業、小型定置網漁業
- 計画内容: 減船、休漁期間、保護区の設定、改良漁具の導入、小型魚の再放流など

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画(平成14年8月13日公表)

- 対象資源: トラフグ、シャコ、マアナゴ
- 対象漁業種類: 小型機船底びき網漁業
- 計画内容: 小型魚の採捕制限、休漁期間の設定、種苗の放流など

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画

(平成17年4月7日公表)

- 対象資源: ベニズワイガニ
- 対象漁業種類: 日本海べにずわいがに漁業、べにずわいがにかご漁業
- 計画内容: 休漁、減船、漁具改良など

日本海西部アカガレイ(ズワイガニ)資源回復計画

(平成14年9月6日公表)

- 対象資源: アカガレイ、(ズワイガニ)
- 対象漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業
- 計画内容: 保護区域の拡大、改良漁具の導入など

○水産エコラベリング

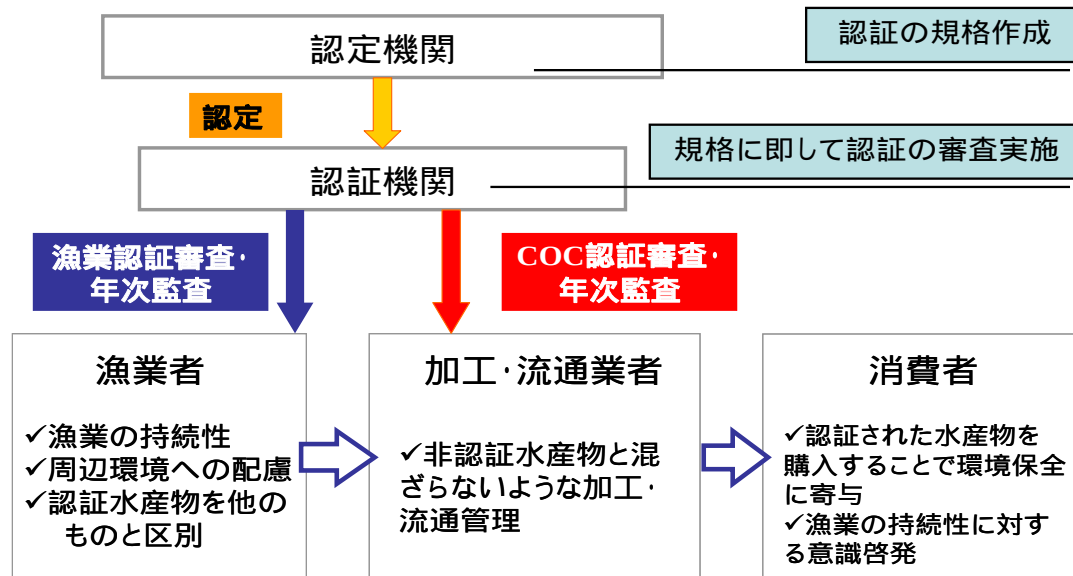
- 持続可能な漁業で得られた漁獲物を消費者が選択的に消費できるように、製品に表示を行うシステムについて、平成17年にFAO(国連食糧農業機関)はガイドラインを採択。
- このような情勢の下、諸外国ではエコラベリングの取組が検討されているところ。

1. エコラベリングとは

専用のロゴマークとともに、商品が一定の環境基準(例えば枯渇資源からの漁獲ではないなど)に適合した漁業から生産された旨を、製品のパッケージに表示することをさす。

2. FAOガイドラインの概要

FAOは以下のような第三者認証システムを提唱。



3. 欧米等諸外国における現状

EUや米国などでは、FAOガイドライン採択を受け、現在、政府としての対応方針を検討中。

なお、エコラベリングは、持続可能な漁業の推進だけでなく、小売事業者にとっては商品の差別化を図ることで環境意識を有する消費者層を取り込むといった企業戦略にも活用できるため、欧米の一部民間組織が自主的に実施しているものもある。

例えば、1996年にWWF(世界自然保護基金)とユニリーバが認定機関であるMSC(海洋管理評議会・本部イギリス)を設立し、現在までにアラスカのサケなど300件以上の漁業製品に対し認証を付与している状況がある。MSCの仕組みはFAOガイドラインに準拠しているとのこと。

○ 公海域を含む国際的な資源管理

- 1996年に批准した国連海洋法条約に基づき、国際的な資源管理を推進。
- 本条約に基づき、資源の適切な管理を前提とした周辺諸国との二国間漁業関係の構築、遠洋水域に係る国際的漁業関係への取組、海外漁業協力等を実施。

【我が国の水産外交】

我が国は、1996年に批准した海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）に基づき、科学的観点に立った水産資源の持続的利用という基本理念に則した国際的な資源管理を推進している。

国連海洋法条約は、国際的な資源管理につき、
ア 排他的経済水域における生物資源の適切な管理（沿岸国主義）

イ 公海における生物資源の適切な管理のための関係国による協力

ウ まぐろ資源等の高度回遊性魚種の適切な管理のための関係国による国際機関等を通じた協力

等を行うべき旨を定めている。

我が国は、本条約に基づき、
ア 水産資源の適切な管理を前提とした、中国、韓国、ロシア等の周辺諸国との互惠的な二国間漁業関係の構築

イ 多国間の国際資源管理の枠組みへの参加等、公海や外国の排他的経済水域等の遠洋水域に係る国際的漁業関係への取組

ウ 資源の適切な管理に資するような海外漁業協力
等の取組みを実施している。

国連海洋法条約の漁業関連事項の概要

沿岸国は、排他的経済水域において天然資源の探査、開発、保存管理等のための主権的権利を行使する。

排他的経済水域の幅は、基線から測定して最大200海里とする。

沿岸国は、自国の排他的経済水域における漁獲可能量を決定する。また、自国の漁獲能力を超える資源の余剰について、一定の条件の下に他国の入漁を認める。

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する漁業種類について、関係国が保存・利用のための措置に合意するよう努力する。

高度回遊性魚種について、排他的経済水域の内外を問わず、保存・利用に関し、関係国が国際機関などを通じ協力する。

海産哺乳動物の保存のための協力、特に鯨類について、その保存・管理及び研究のため、適当な国際機関を通じて活動する。

公海における生物資源の保存・管理のため、関係国が協力する。

○日中韓三国の排他的経済水域 (日本海、東シナ海、黄海)の資源管理

日本海、東シナ海及び黄海は、世界有数の漁場であり、古くから、日中韓三国の漁船が共通の漁業資源を求めて操業している。

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)に基づき沿岸国が漁業資源を管理する排他的経済水域(EEZ)制度が導入され、これらの海域は、ロシアEEZを除き、日中韓三国のいずれかのEEZに属している。

我が国は、中国、韓国との間で、それぞれ、漁業協定を締結している。(日中漁業協定:2000年発効、日韓漁業協定:1999年発効)

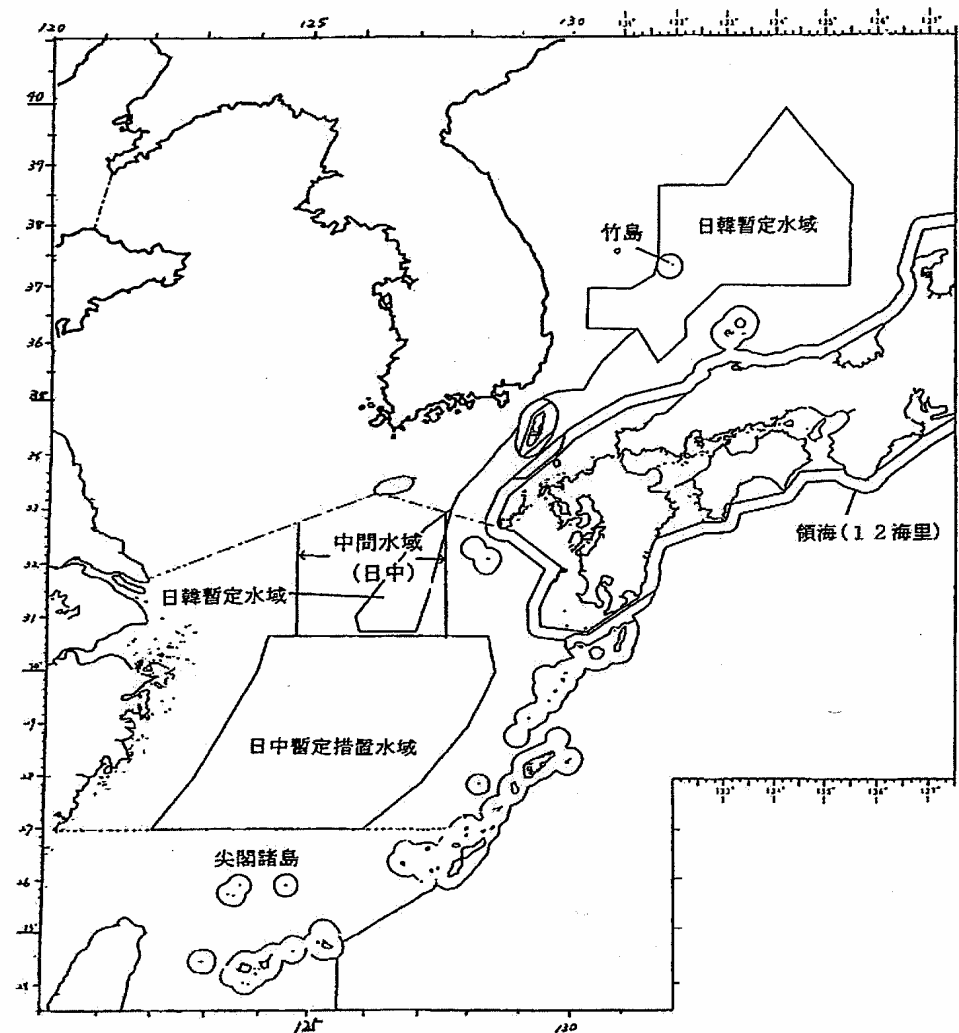
ア 相互入会の措置(沿岸国主義による水域)

- ・ 日中、日韓漁業共同委員会の勧告を尊重し、かつ、自国のEEZにおける資源状況等を考慮して、相手国漁船に対する漁獲割当量その他の操業条件を決定。
- ・ 自国のEEZで漁獲を行う相手国漁船に対して許可及び取締りを実施。

イ 日中暫定措置水域等の設定

- ・ 日中間、日韓間で、領土問題等から境界設定が困難な場合に、旗国主義を適用する水域を設定。

日韓・日中漁業関係図



○ 公海域を含むまぐろ資源の資源管理

高度回遊性魚種であるまぐろ類の管理については、海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)に基づき、沿岸国及び漁業国が適当な国際機関を通じ協力することとされている。

2004年6月の中西部太平洋まぐろ類条約(WCPFC)の発効に伴い、世界のまぐろ漁業の主要漁場の全てが、いずれかの地域漁業管理機関の管理下におかれたところである。

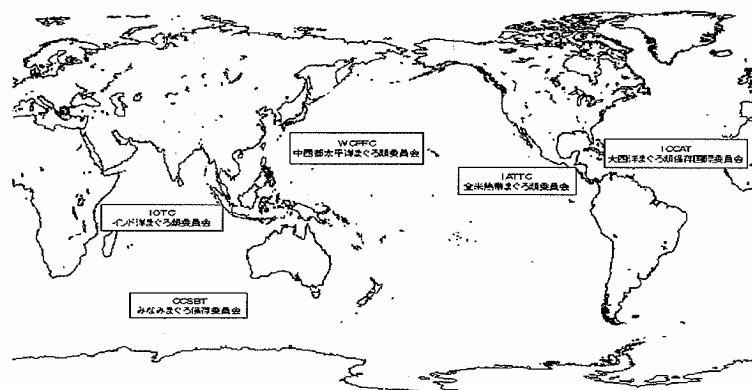
これらの地域漁業管理機関は、科学的な根拠に基づき、漁獲量、漁獲努力量の規制等の資源管理措置を実施している。

各地域漁業管理機関は、上記の資源管理措置に加え、漁船の船籍を地域漁業管理機関の非加盟国へ移し、(便宜置籍:FOC)、規制措置を逃れるなどのIUU(違法、無報告、無規制)漁業を廃絶するための取組を積極的に推進してきたところである。

国連海洋法条約(1994年11月発効)

第64条 沿岸国及び自国民がある地域において付属書Iに掲げる高度回遊性魚種を漁獲している他の国は、排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において当該魚種の保存を確保しかつ最適利用を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する。
(以下略)

まぐろ資源に関する地域漁業管理機関



IUU漁業を廃絶するための取組の例

貿易を通じた漁獲実績の把握のための統計証明制度の実施

IUU漁業により漁獲された漁獲物の貿易制限

正規登録船による漁獲物の輸入のみを認めるポジティブリスト制度の導入

台湾系便宜置籍船まぐろはえ縄漁船を処理するため、日台行動計画を策定

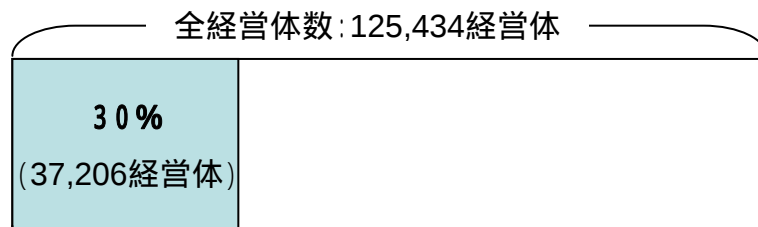
(2) 将来展望の確立と国際競争力のある経営体の育成・確保

○ 一定漁獲金額を有する漁業経営体の位置付け (沿岸漁業)

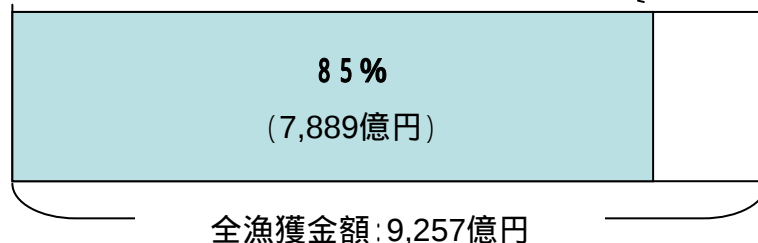
- 我が国沿岸漁業においては、一定の漁獲金額を有する限られた漁業経営体が、生産の相当部分を担っている状況。
- 例えば、
 - ・ 漁獲金額500万円以上の漁業経営体の数が全経営体数に占める割合は約30%であるが、これらの漁業経営体の漁獲金額が全漁獲金額に占める割合は約85%に上る状況。
 - ・ 漁獲金額1000万円以上の漁業経営体の数が全経営体数に占める割合は約14%であるが、これらの漁業経営体の漁獲金額が全漁獲金額に占める割合は約71%に上る状況。(数値は平成15年)

■ 沿岸漁業生産における漁獲金額500万円以上の漁業経営体の位置付け

【経営体数の割合】

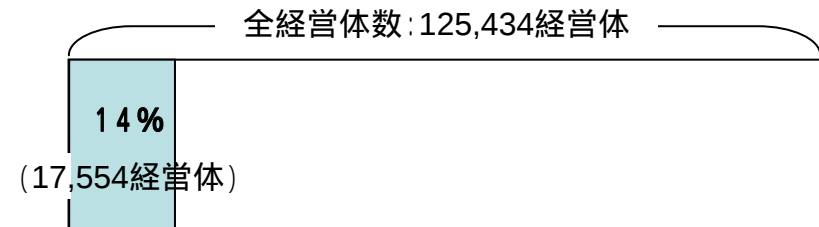


【漁獲金額の割合】

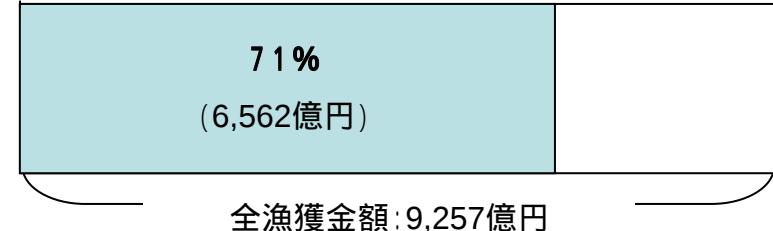


■ 沿岸漁業生産における漁獲金額1000万円以上の漁業経営体の位置付け

【経営体数の割合】



【漁獲金額の割合】

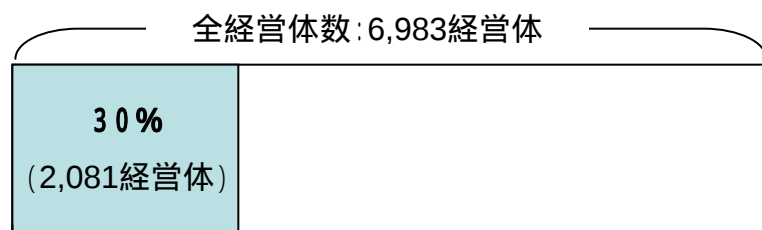


○ 一定漁獲金額を有する漁業経営体の位置付け（沖合・遠洋漁業）

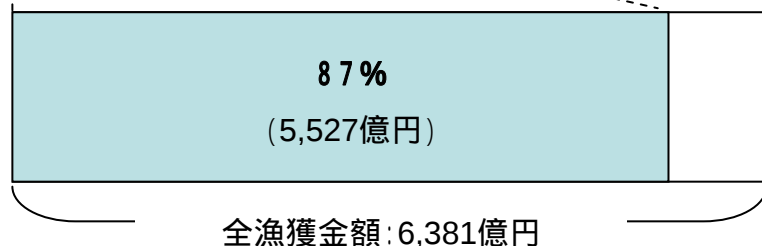
- 我が国沖合・遠洋漁業においては、沿岸漁業と同様に、一定の漁獲金額を有する限られた漁業経営体が、生産の相当部分を担っている状況。
- 例えば、
 - ・ 漁獲金額5000万円以上の漁業経営体の数が全経営体数に占める割合は約30%であるが、これらの漁業経営体の漁獲金額が全漁獲金額に占める割合は約87%に上る状況。
 - ・ 漁獲金額1億円以上の漁業経営体の数が全経営体数に占める割合は約15%であるが、これらの漁業経営体の漁獲金額が全漁獲金額に占める割合は約76%に上る状況。（数値は平成15年）

■ 沖合・遠洋漁業生産における漁獲金額5000万円以上の漁業経営体の位置付け

【経営体数の割合】

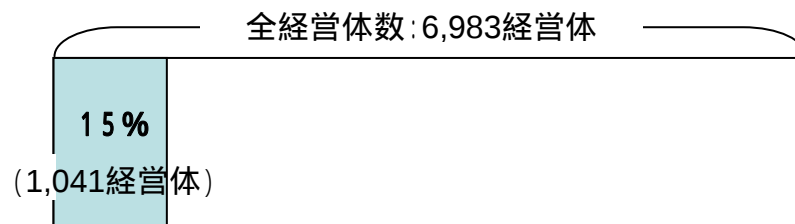


【漁獲金額の割合】

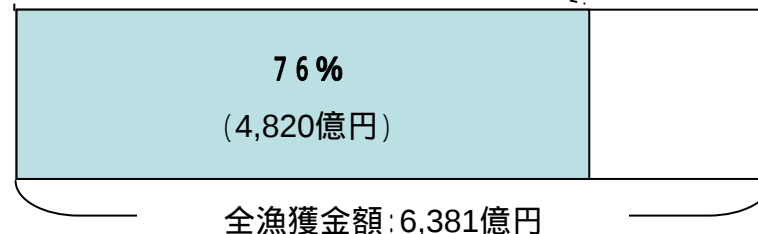


■ 沖合・遠洋漁業生産における漁獲金額1億円以上の漁業経営体の位置付け

【経営体数の割合】



【漁獲金額の割合】



○ 漁協の概要（組織・事業基盤）

- 漁協の組織・事業基盤は零細かつ脆弱
- 組合員である漁業者の負託に的確に応えていくためには、合併を通じた組織再編が不可欠
- 漁協系統は、自主的な方針の下、合併促進法の期限である平成19年度末までに、漁協数を約250とする構想を立てて合併を推進しており、17年5月に実施した一斉調査によると、全国259ブロックのうち、構想の全部または一部を達成したブロックは113（達成率44%）
- しかしながら、18年2月1日現在の漁協数は1,352で、構想実現には相当の努力が必要

・ 漁協の地区は、ほとんど（約7割）が市町村の区域未満。

・ 1漁協あたりの平均正組合員数は170人であるが、正組合員が50人未満の小規模漁協が392と、全体の1/4を占める。

・ 組織や事業の規模は、出資金、販売事業を除き、農協の1/20～1/30。

・ 今後、漁業者の減少・高齢化が進む中、これら小規模漁協は、水協法の成立要件（正組合員20名以上）を満たさなくなる恐れもある。

■ 漁協及び農協の規模の比較（1組合あたり、平成15年度末）

区 分	漁協（A）	農協（B）	(A)／(B)
正組合員数	170人	5,394人	1／32
職員数	10人	262人	1／26
出資金	142百万円	1,616百万円	1／11
信用事業			
貯金残高	2,728百万円	79,450百万円	1／29
貸出金残高	695百万円	22,570百万円	1／32
購買事業（供給）	155百万円	3,833百万円	1／25
販売事業（販売）	931百万円	4,954百万円	1／5

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」等

■ 水産業協同組合法（抄）（昭和23年12月15日法律第242号） （解散事由）

第68条 組合は、次の事由によつて解散する

- 1 総会の決議
- 2 組合の合併
- 3 組合についての破産手続開始の決定
- 4 存立時期の満了
- 5 第124条の2の規定による解散の命令

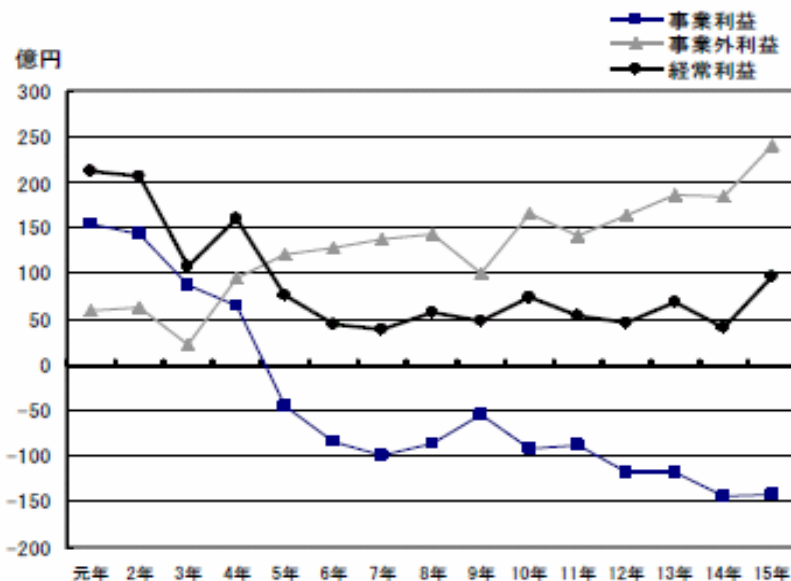
2～3項（略）

4 第1項の事由に因る外、組合は、組合員（准組合員を除く）が20人未満になったことに因つて解散する。

○ 漁協の概要（経営）

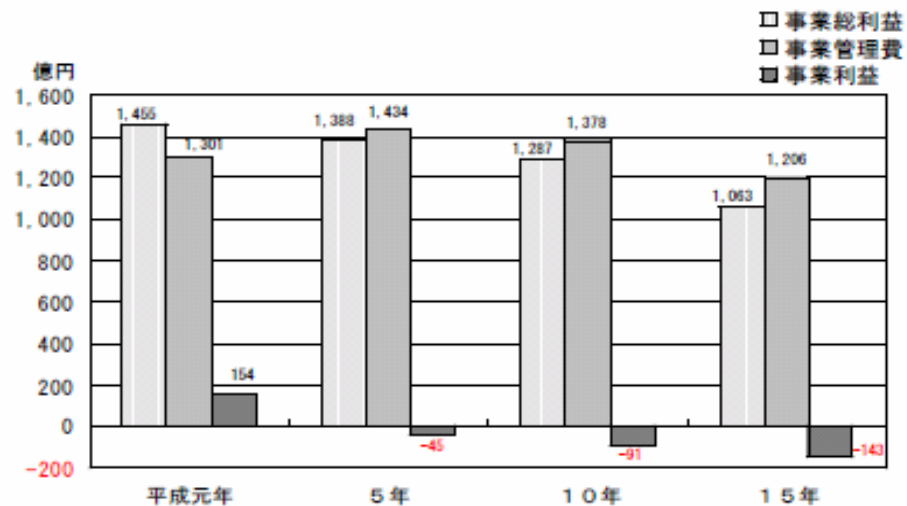
- 漁協が本来行っている事業の収支を示す事業利益については、黒字の漁協は1 / 4にすぎず、漁協全体では143億円の赤字(平成15年度)
- 但し、経常利益については、事業外利益に補填され、黒字漁協が2 / 3で、漁協全体では97億円の黒字
- 事業利益の赤字は、全体の事業規模が縮小する中、これに応じた事業管理費の削減が進んでいないことが原因

■ 漁協全体の事業利益、事業外利益、経常利益の推移



- ・ 1漁協あたりの事業利益は1千万円の赤字、経常利益は650万円の黒字

■ 漁協全体の事業総利益、事業管理費、事業利益の推移



- ・ 事業利益が赤字となる原因は、
 - ①水揚げ高や組合員の減少に伴い事業規模が縮小する中で、
 - ②事業規模に応じた管理費の削減など、経営合理化への取組不足

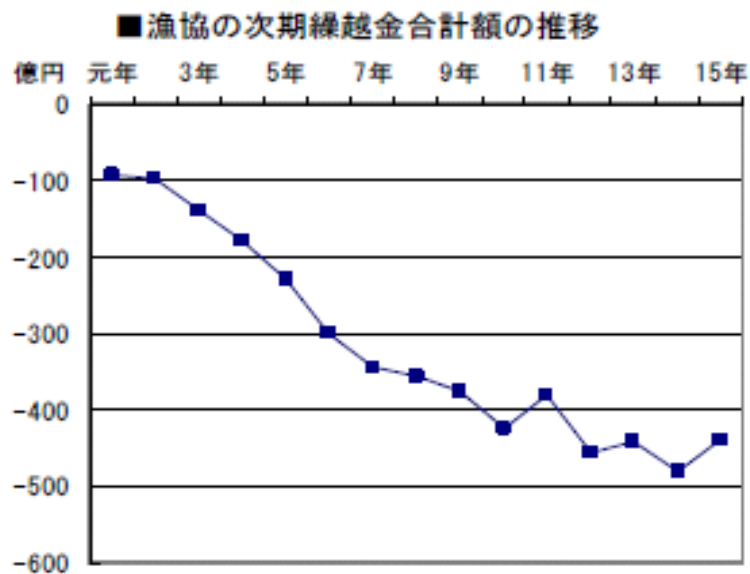
○ 漁協の概要（次期繰越金）

- 次期繰越金（ ）については、黒字漁協（約5割）が赤字漁協（約3割）を上回るが、黒字額17億円に対し赤字額は455億円で、漁協全体では438億円の赤字となり、この赤字幅は近年増加傾向
- これは、一部の漁協において、単年度収支の赤字幅増大に加え、組合員に対する貸付金や経済事業未収金の貸倒の発生等により、繰り越される損失が増大したため
- 事業部門別の収支を明らかにした上で、抜本的な事業改革の実施が重要な課題

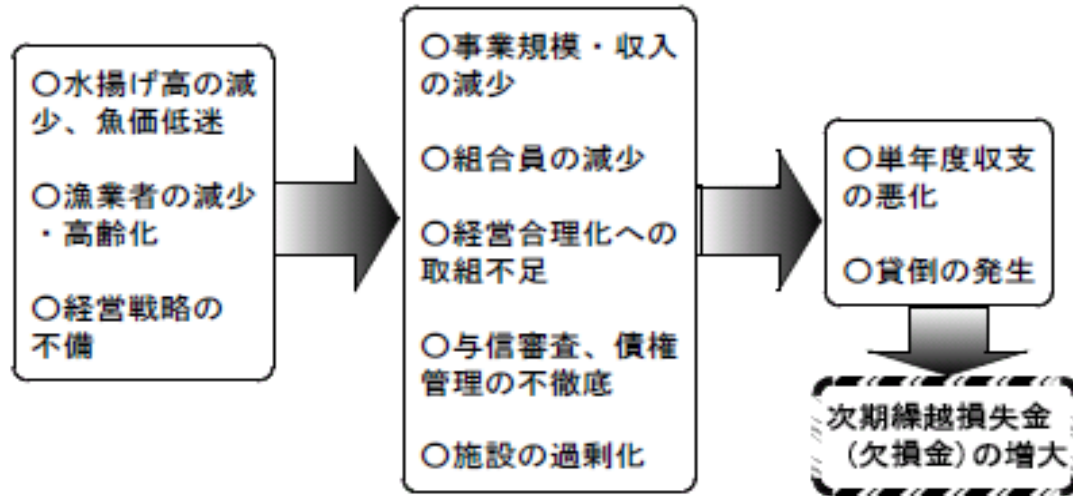
※次期繰越金とは、単年度の最終的な収支から各種準備金などの利益処分額を控除した後の残余额で、次期に繰り越されるもの。

・次期繰越金が赤字の漁協は全体の3割にすぎないが、赤字額が大きい漁協が一部あるため、全体の赤字が増大。

・但し、漁協全体の出資金は2,139億円で、1組合あたりで見ると次期繰越金の赤字3千万円に対し、出資金は1億4千万円（15年度）。



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」



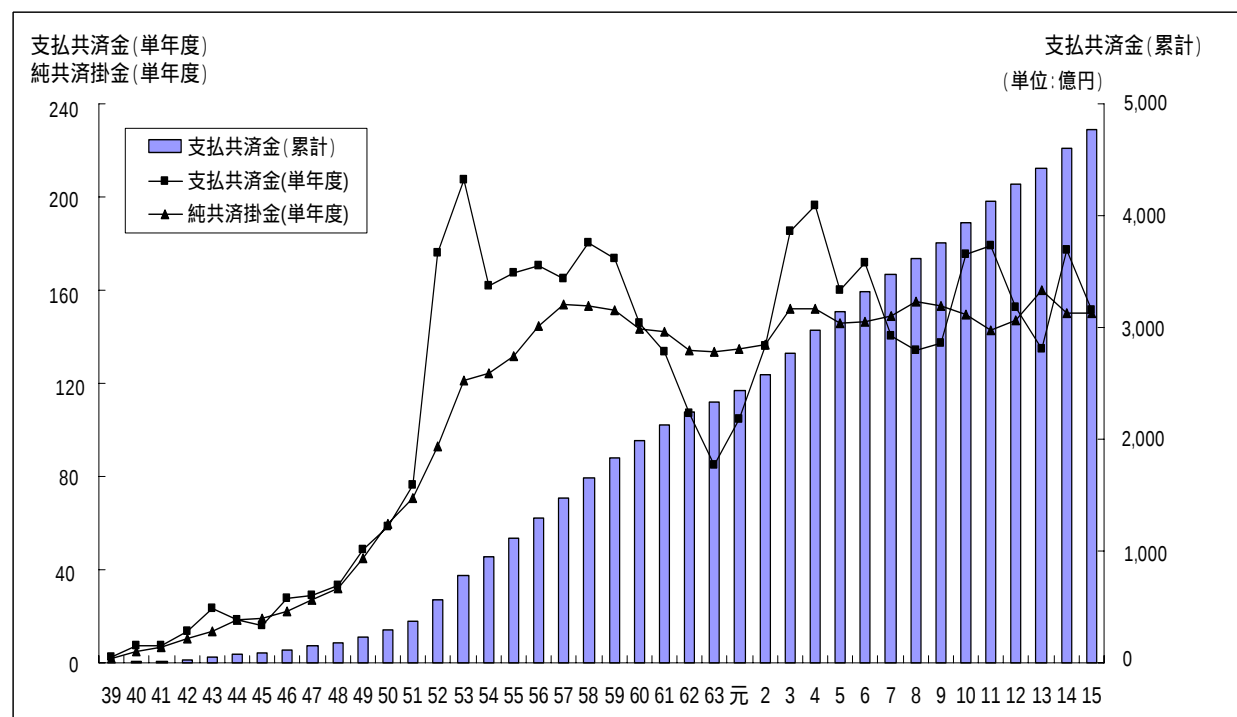
○ 漁業共済の概要

- 漁業共済は、台風災害等の不慮の事故又は異常の事象によって漁業者が受ける損失の補てんを行うことにより、漁業経営の安定に貢献。漁業共済の種類は4種類であり、対象に応じて収穫高保険方式、物損保険方式の2種類の補償方式。
- 漁業共済はこれまで約4千7百億円の共済金を支払っており、漁業経営のセーフティーネットとして重要な役割を果たしているところ。

■ 漁業共済の種類と事業の性格

種 類	事 業 の 性 格
漁 獲 共 済	漁船漁業等を対象とし、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償する。（収穫高保険方式）
養 殖 共 済	魚類養殖業等を対象とし、養殖魚貝類の死亡、流失等による損害を補償する。（物損保険方式）
特定養殖共済	貝類・藻類養殖業を対象とし、生産金額が減少し、かつ、生産数量が一定量に達しない場合の損失を補償する。（収穫高保険方式）
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償する。（物損保険方式）

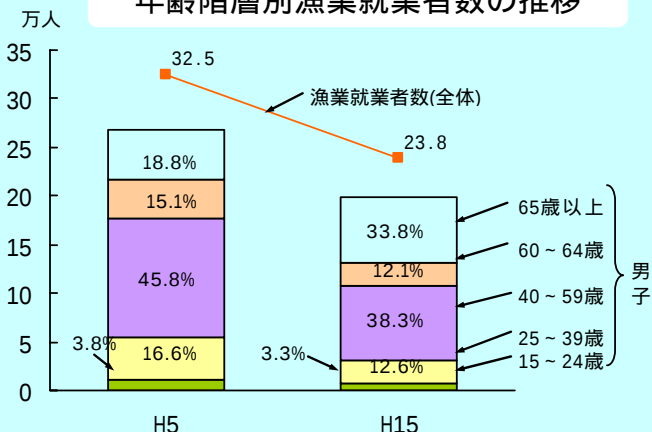
■ 共済金の支払状況



○新規就業者確保・育成支援事業について

現状と課題

年齢階層別漁業就業者数の推移



就業者はこの10年間で約3割**減少**

就業者の約5割が60才以上と**高齢化**

新規就業者は約1,500人と**低水準**

一方、国民から見れば・・・

漁業は体験する機会に乏しい**未知の職業**

若者は漁業に関心を有するも、未知の職業への不安などから**就業に躊躇**

国民に対し安全で新鮮な水産物の安定供給を行うためには新規就業者の確保が喫緊の課題！

事業の内容

全国漁業就業者確保育成センター
((社)大日本水産会)

漁業就業支援フェア

受入団体と若者（就業希望者）とのマッチングを行う



オリエンテーション

新規就業に必要な漁業に関する知識を身につける
(約1週間)



漁業現場での実践研修

漁ろう技術や鮮度保持技術など漁業現場での実践研修
(約6か月)



就 業

効 果

漁業現場での研修の機会を提供することで、**若者の新規参入を促進**

新規就業者の8割が地元出身者であり、都市部等から若者を受け入れることによって、より**開かれた漁村を実現**。

若者の参入による**地域の活性化**

受入側の漁村・求職側の若者双方の意識改革！

就業構造の改革！！

漁ろう技術の伝承！！

水産物の安定供給！！

円滑な就業が実現！

(3) 水産物の安定供給に向けた加工・流通・消費施策の現状

○ 水産物産地市場の再編・統合の現状

- 水産物産地市場の多くは、漁業協同組合が開設しているが、漁業協同組合そのものの規模が小さいこともあり、規模が零細、取扱商品が質・量ともに不安定であり、需要者の要求に応えられないなどの問題を抱えている。
- このため、国は、産地市場統合の基本的考え方、目標像及び適正な運営のための留意点等をまとめた「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通達)を平成13年3月に定め、都道府県に対し、市場の再編整備を計画的に推進することを要請。
- 「統合方針」においては、平成22年に産地市場数を約500とすることを目標としているものの、平成17年6月時点での市場数が876と、統合が進んでいない状況。

■ 平成15年の取扱高階層別産地市場数(開設者別)

■ 水産物産地市場数及び取扱量・金額・買受業者の推移

	1億未満	1億～ 5億未満	5億～ 10億未満	10億～ 20億未満	20億～ 30億未満	30億～ 50億未満	50億以上	総 数
地 方 公 共 団 体	1	4	2	12	3	10	20	52
漁 業 協 同 組 合	170	299	107	83	38	17	23	737
漁業協同組合連合会	1	2	5	6	3	3	1	21
会 社	9	27	21	13	4	5	15	94
個 人	4	2	0	1	0	0	0	7
総 計	185	334	135	115	48	35	59	911

	平成5年	10年	15年	17年6月末	22年目標
市場数	1,041	985	911	876	約500
取扱量(万トン)	787	610	478	-	-
取扱金額(億円)	20,183	16,913	13,852	-	-
1市場当たりの 取扱金額(億円)	19	17	15	-	-
買受業者数(業者)	40,956	37,533	32,567	-	-
1市場当たりの 買受業者数(業者)	39	38	36	-	-

資料:農林水産省「漁業センサス」
注)本件調査による市場とは、漁船により水産物の直接水揚げがあり、第1次段階の水揚げが行われた市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて第1次段階の取引を行った市場をいう。

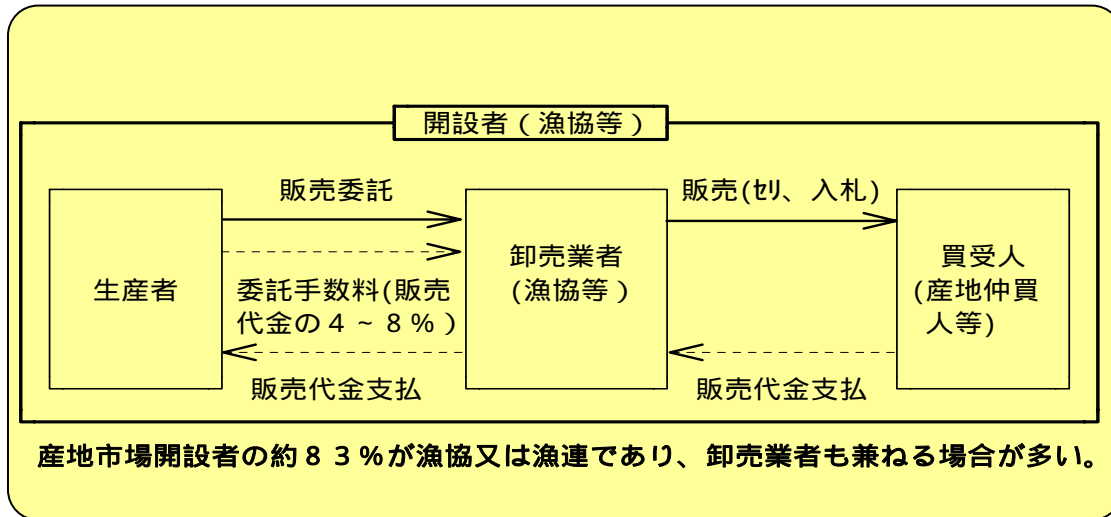
資料:平成5～15年のデータは農林水産省「漁業センサス」より作成。
その他は水産庁調べ。
注:水産物産地市場数については、中央卸売市場を除いた市場数である。

平成8年の全漁連による産地市場の取扱規模別収支状況調査によれば、年間取扱高10億円未満では赤字、10億円以上で黒字となっており、「産地市場統合方針」でも最低規模の目安を12億円としている。

○ 水産物産地市場の統合が進まない要因

- 市場本来の機能を果たすためには、市場統合とともに買受人の集約、新規参入など市場運営の改善による競争原理の確保が不可欠。
- このような意識の下に各産地では統合に向けた検討が行われているが、統合に不安を感じる関係者との間の合意形成が困難なことにより統合が進まない現状がある。

産地市場運営の形態



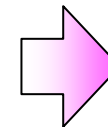
運営改善の取組

産地市場における競争原理の確保に向けた取組事例

漁協合併を契機とした買参権のオープン化

市場統合により売買参加者を一カ所に集約

等



■ 統合に対する不安の事例

生産者	統合を通じて活発な魚価形成が行われるとの期待はあるものの、新しい市場までの輸送コスト増を考えると、メリットはないのではないか。
買受人	市場が統合されれば、従来の市場施設が利用できなくなることによる消費地への流通ルートの変化により、従来の取引を維持できなくなるのではないか。

○ 水産物産地市場の統合へ向けた取組

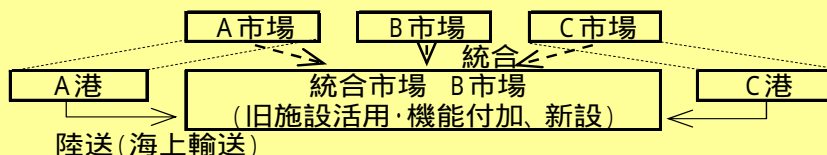
- 統合に向けた関係者の合意形成のため、統合のデメリットを最小限に抑えた創意工夫を行っている産地もみられ、今後ともこのような取組への支援を重点的に実施する必要。

産地市場統合の形態

施策の現状

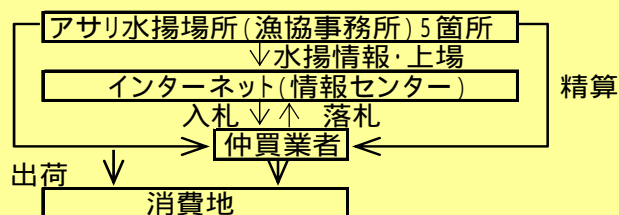
- 物理的に複数の市場を統合して一つの市場とするケース

〔最近の事例〕 山口はぎ(山口県) 8市場→1市場(新設)
魚津(富山県) 2市場→1市場(新設)
網代(鳥取県) 4市場→1市場(統合)



- 物理的な荷さばき場(統合前の市場)の配置はそのままにして、情報通信技術の活用により、水産物を一箇所に集荷することなく取引を行うケース

〔最近の事例〕 伊勢市漁協(三重県)
商品の質・規格が比較的安定しているアサリを対象に、15年度より、荷捌き場は従来のまま、電子ネット上での入札を実施



産地加工や衛生的な取扱いなど、売る側・買う側にとって魅力的な付加価値機能を備えた施設整備への助成

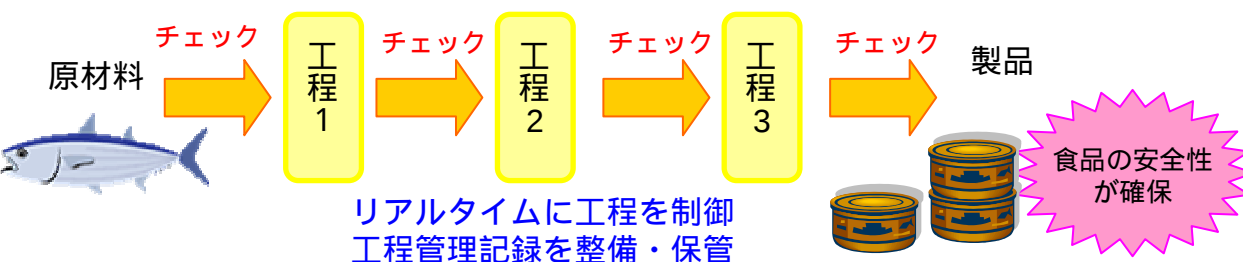
従来の市場施設・水揚げ物の輸送ルートを維持したまま効率化を図るための情報システム開発・実証試験への助成

市場運営強化に必要な人材育成事業への助成 等

○ HACCPシステム

- Hazard Analysis Critical Control Point(危害分析重要管理点)の略称で、食品の原材料から最終製品に至る製造工程において、重点的管理ポイントを定め、危害(普通に考えて病気や怪我を引き起こすことのある生物的、化学的、物理的要因)について効果的かつ効率的に管理する手法である。
- HACCPによる衛生管理は、従来の最終製品の抜き取り検査とは異なり、食品の製造工程についてあらゆる角度から危害を予測し、管理することにより、食中毒などによる危害の発生を防止または減少させる衛生管理手法である。

HACCP導入時の工程管理



水産加工業におけるHACCP認定企業数の推移

		(年度末現在)						
認定機関		10年度	11	12	13	14	15	16
厚生労働省	対 EU	9	9	11	11	12	19	17
	対 米	48	56	57	62	67	85	85
	マル総	10	14	16	22	27	29	30
	小計	67	79	84	95	106	133	132
(社)大日本水産会	対 米	10	27	53	61	72	83	96
その他民間機関	対 米等				14	25	32	45
合計		77	106	137	170	203	248	273

資料:水産庁調べ

注:1)マル総とは、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程(日本版HACCP)の承認

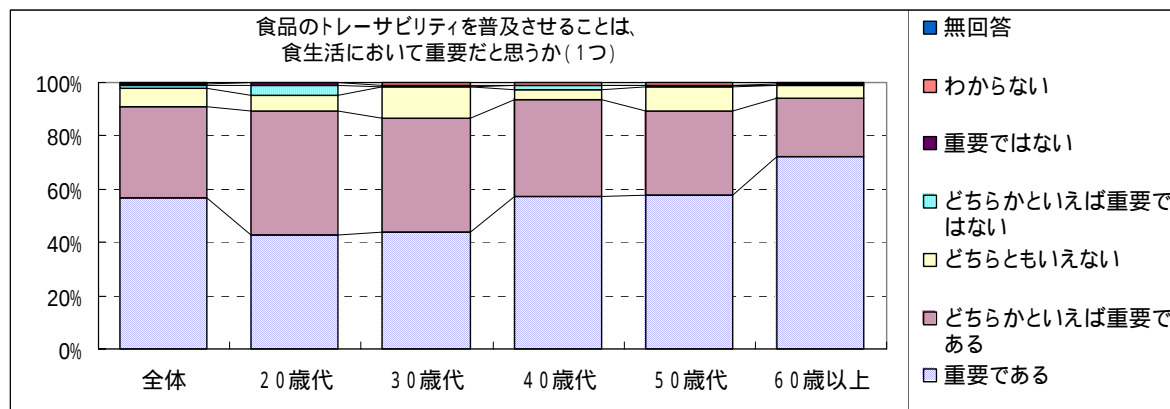
2)「その他民間機関」は、我が国でHACCP審査登録をしているISO審査登録機関等からの聴き取り

HACCP導入のメリット

- 即時に結果の判別できる手段で操業状態をモニタリングすることによって、リアルタイムに工程を制御し、最終製品の出荷時にはすでに食品の安全性が確保されているという合理的なシステムである。
- 工程管理記録を整備・保管することによって自らの品質・衛生管理結果が適正であったかどうかを後で確認することが出来るとともに、第三者に対しても客観的なデータを示して自らの製品の安全性を示すことが出来る。

○ 水産物のトレーサビリティ導入に向けた取組

- トレーサビリティの重要性について消費者の意識を踏まえ、国は水産物についても、食品としての特性や生産・流通の実態にあったガイドラインの策定やシステム開発への助成により、民間の自主的取組を支援しているところ。



資料：農林水産省「食品のトレーサビリティについて」
(平成15年度食料品消費モニター第1回定期調査結果)

注：回答者数は1,003人

■ 農林水産省によるトレーサビリティシステム導入促進策（水産物関連）

基本的な考え方の公表

「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」(16年3月)

品目別ガイドラインの作成

「トレーサビリティ構築に向けた外食産業ガイドライン」(16年3月)

「貝類(カキ・ホタテ)のトレーサビリティ導入ガイドライン」(17年3月)

海苔・養殖魚のトレーサビリティ導入ガイドライン(18年3月)

先進的システムの開発・実証試験への助成

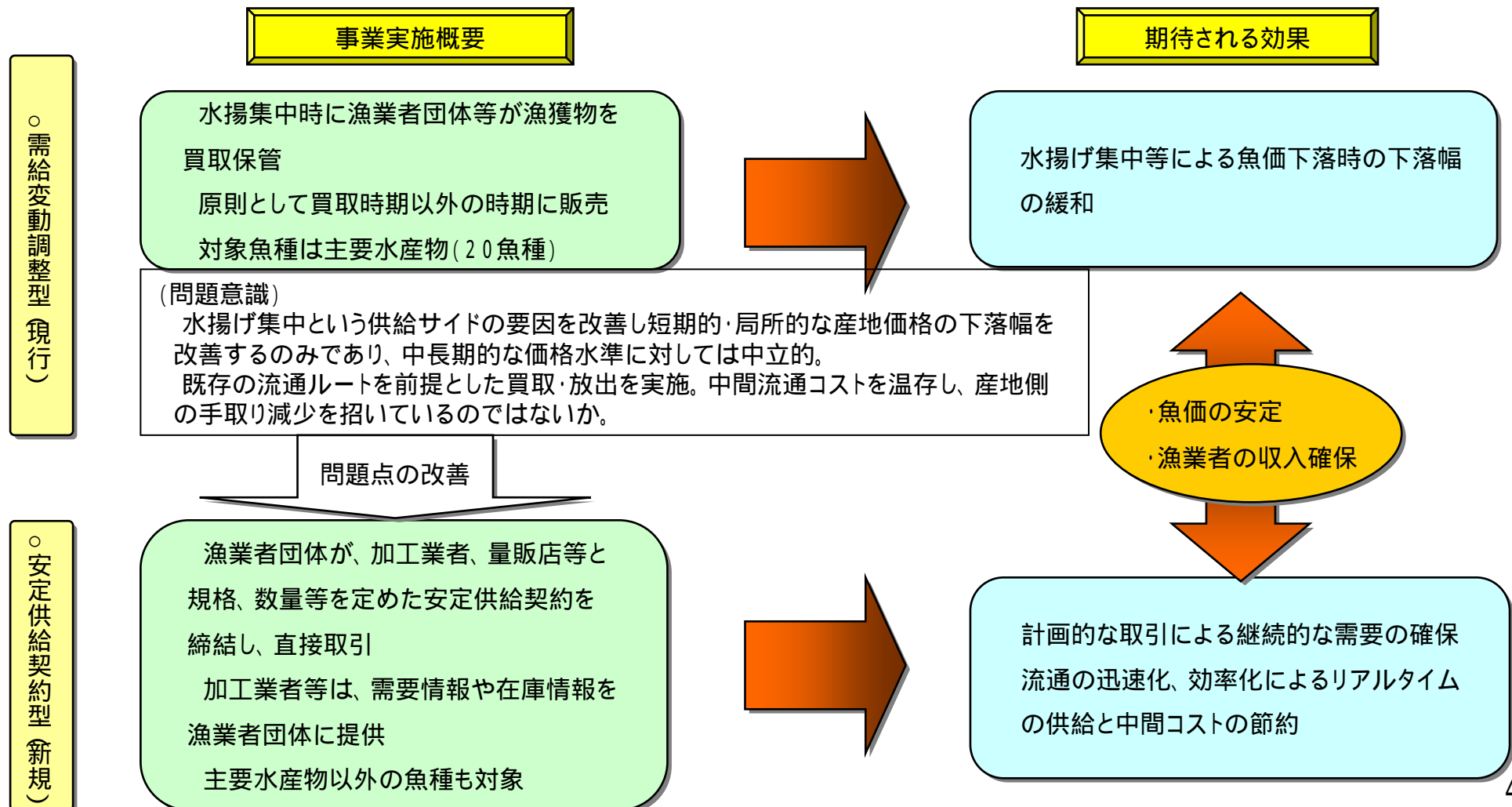
宮城県産カキのトレーサビリティシステム開発事業の実施(14年度)

EUのトレースフィッシュシステムを活用した統合型水産物安全・安心トレーサビリティシステムの開発事業(17年度) 等

生産者や食品事業者
によるシステム導入の
自主的な取組みを支援

○水産物調整保管事業の活用による流通構造の改善

- 水産物調整保管事業は、水揚げが集中し易い水産物の特性を緩和する上での一定の役割を果たしているところであるが、生産者の手取り確保に向けた流通構造改革には有効ではないという問題点がある。
- このため平成18年度から、産地が需要者の求める種類、規格、数量の水産物を、需要者の必要とする時に一定の価格で供給する場合に、調整保管事業を活用し、産地と需要者との直接取引を推進。



○食育・魚食普及への取組

- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を推進していくことが重要。
- 食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、食育基本法に基づき、18年3月に「食育推進基本計画」が決定。計画は平成18年度から22年度の5年間が対象。

○食育推進基本計画の概要（事項抜粋）

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
食に関する感謝の念と理解
食育推進運動の展開
子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
食に関する体験活動と食育推進活動の実践
伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率向上への貢献 等

第2 食育の推進の目標に関する事項

- 朝食を欠食する国民の割合
(子ども4%→0%、20代男性30%、30代男性23%→15%)
- 学校給食における地場産物を使用する割合(21%→30%)
- 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
- 食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
- 教育ファームの取組がなされている市町村の割合(60%)
- 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
- 推進計画を作成・実施している自治体の割合
(都道府県100%、市町村50%)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

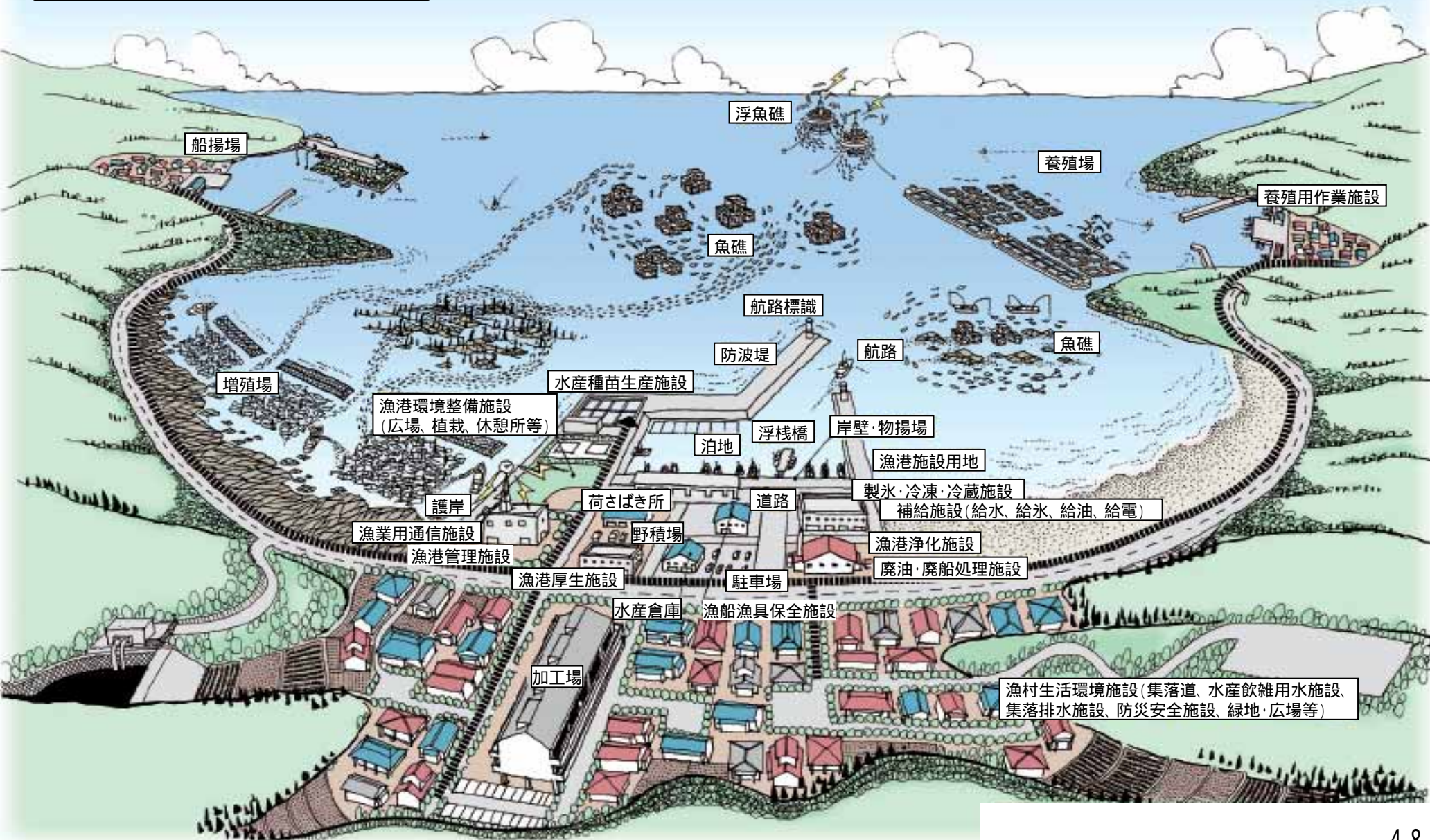
- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

都道府県等による推進計画の策定促進
基本計画の見直し等

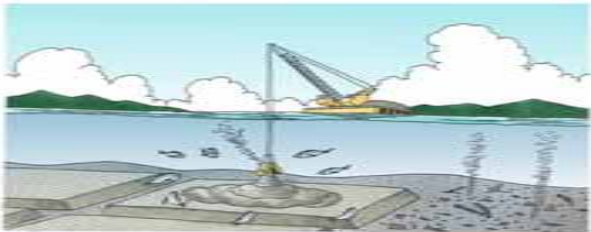
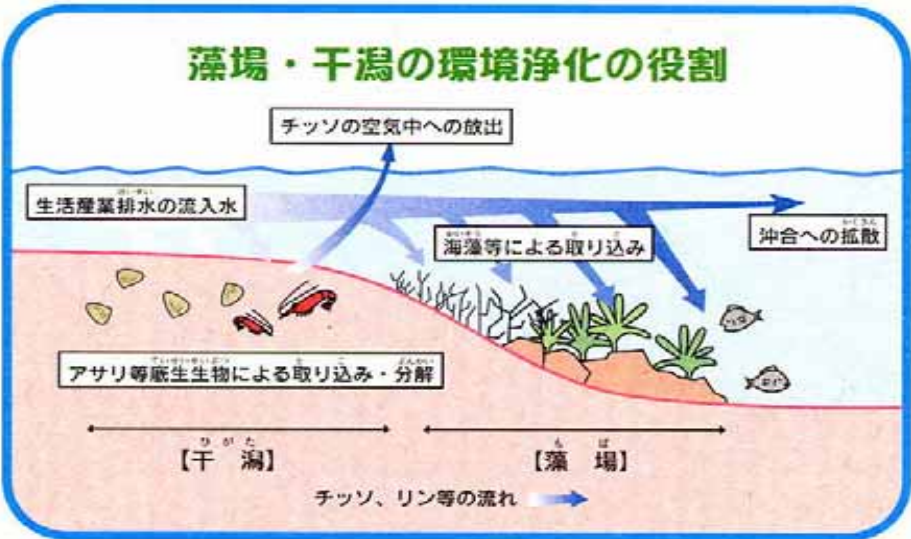
(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

漁港・漁場・漁村の概念図

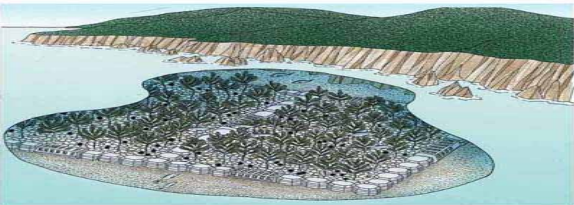


○ 漁場の概況

- 藻場・干潟は、水産生物の産卵や幼稚仔の育成の場や生息の場としての機能、また、CO₂の固定や窒素、リンなどの海中栄養分の吸収による水質浄化機能がある。
- これまでの漁場の整備等により、約1万6千km²の漁場を確保。このうち、藻場・干潟を、約140km²造成。



砂浜域・干潟域の環境改善のため覆砂を実施



産卵場または稚魚の育成場のため藻場を造成



着定基質投入によるアワビ、伊勢エビ等定着性資源の増加

○ 漁場の整備状況

漁場の整備面積 (km ²) (漁場整備率)	13,067(H1) (9.9%)	16,074(H12) (12.1%)
藻場・干潟の造成面積 (ha)	4,065(H1)	14,043(H16)

○ 漁港の概況

- 我が国の海岸線には、漁業生産活動の根拠地として漁港漁場整備法に基づく漁港が2,920港存在。また、港湾法に基づく港湾が1,070港存在。
- 「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、漁港漁場整備法の規定により指定されたもの。
- 本土との唯一の連絡窓口として漁港が使われているところが、離島振興法にもとづく離島のうち133島(約52%)あり、離島漁港の約40%で定期船発着港としての役割を果たしている。

○ 漁港総数 2,920 (平成18年4月1日現在)	
第一種 (主に市町村管理)	: 2,210
第二種 (主に都道府県管理)	: 495
第三種 (主に都道府県管理)(特三含む)	: 114
第四種 (都道府県管理)	: 101
〔参考〕 港湾総数1,070	
特定重要港湾	: 23
重要港湾	: 105
地方港湾	: 942

○ 漁港に依存する離島の区分と定期船が発着する漁港

区分	該当島数	構成比(%)
1島1漁港(他に港なし)	118	46.5%
1島複数漁港(島内港湾なし)	15	5.9%
1島1漁港1港湾	20	7.9%
その他	101	39.8%
うち1島1港湾	29	11.4%
計	254	100.0%

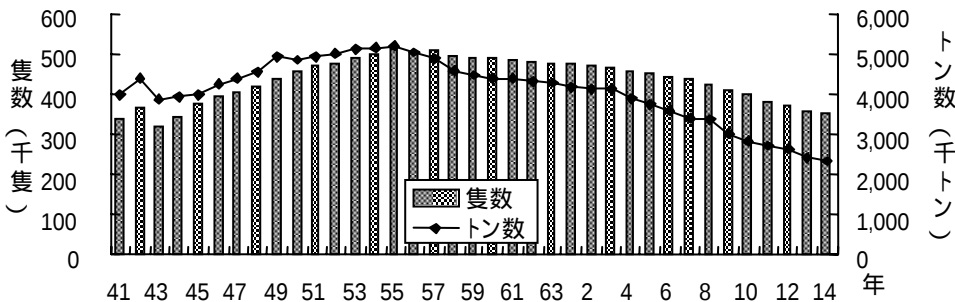
注) 北海道の離島を除く。

離島の漁港数(A)	うち、定期船が発着する漁港数(B)	比率(B/A)
468港	179港	38.2%

注) 平成14年4月1日現在。北海道の離島を除く。

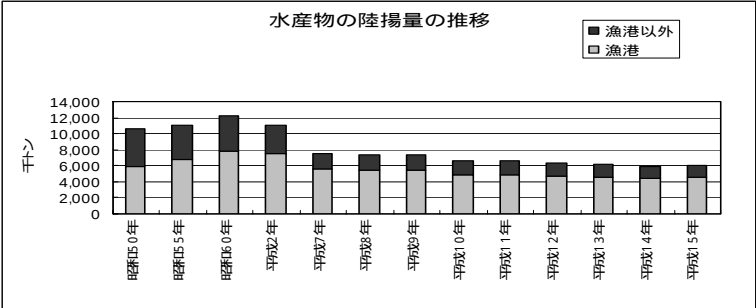
○ 漁港を利用する漁船隻数の推移

平成14年に漁港を利用した動力漁船は34万9,796隻、総トン数231万3,584トンとなっている。



○ 漁港における陸揚量の推移

平成15年の全国における陸揚量は約608万トン、うち漁港における属地球揚量は約454万トン。



○ 漁村の概況

- 漁業センサスの定義に基づく、平成15年度現在の漁業集落数は、6,291集落であり、海岸線約5.5kmに一つの漁業集落が立地。
- 漁港背後集落の約75%が、過疎地域、半島地域、辺地地域といった条件不利地域に立地。多くの漁業集落は、急峻で山がちな地形であり高密度な家屋連担。
- 豊かな自然環境、新鮮な魚介類等の地域資源を活用し、都市住民に対する健全なレクリエーションの場の提供、子供たちの漁業体験学習の場の提供等による都市との共生・対流の取組が行われている。

漁業集落数の推移

年次	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年
漁業集落数	6,866	6,585	6,245	6,291

資料：漁業センサス（第8次～第11次）

漁業集落の地域指定割合

条件不利地域（延べ）						
過疎	山村	辺地	離島	半島	奄美	沖縄
52.5%	17.5%	30.7%	16.9%	31.5%	0.9%	2.6%

資料：水産庁「漁港背後集落基礎データ」

注：漁業集落とは、漁港背後の人口5千人以下の集落

生活環境施設等の整備状況

	漁業集落	小都市
下水道等普及率	37.3	62.9
ゴミ処理実施率	99.5	100
自動車交通可能道比率	76.2	82.8

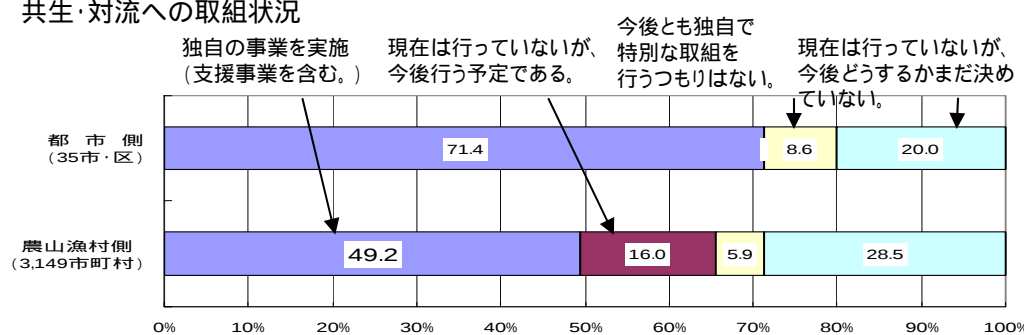
資料：総務省「公共施設状況調」及び水産庁「漁港背後集落基礎データ」

注：1）小都市とは、人口10万人未満の都市であり、漁業集落とは、

漁港背後の人口5千人以下の集落

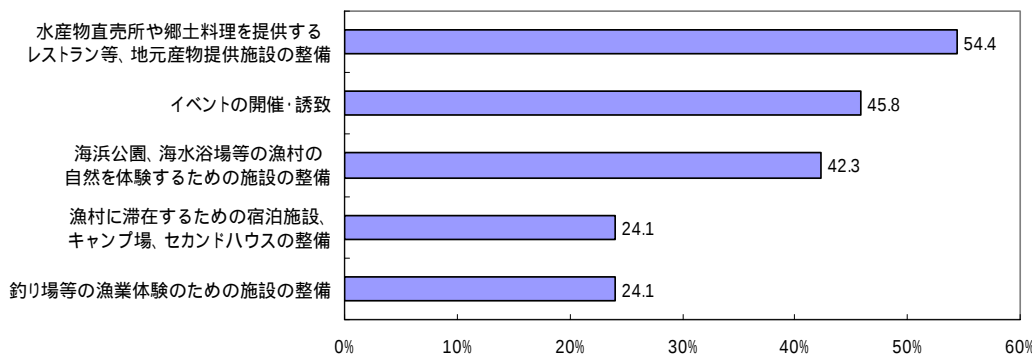
2）小都市の値は平成15年3月、漁業集落の値は平成16年3月

共生・対流への取組状況



資料：農林水産省「都市と農山漁村の共生・対流への取組状況」

都市と漁村交流推進の取組（複数回答）（515市町村）



資料：農林水産省「都市と農山漁村の共生・対流への取組状況」

○ 離島交付金の概要

- 中核的なグループが中心となって、共同で漁業の再生に取り組む離島の漁業集落(地区)に対して、交付金を交付。

離島の現状

日本の離島数 6,847
 うち有人離島数 421
 有人離島の漁業集落数 1,500
 離島の漁業生産額 1,916億円 (全国比10.9%)

平成18年度予算額: 17億円

離島の課題

本土に比べ、生産・販売面で条件格差が存在
 漁業就業者の減少、高齢化が進行
 〔 高齢化比率 : 34%(離島)
 (H15) 28%(本土)
 他の兼業機会も少なく、漁業集落の活力が低迷

離島の水産業

離島の漁業は、我が国の水産業にとって
 前進基地・漁場の保全の面で大きな役割
 (* 離島の漁港の利用船舶の 約半分は地元外)
 離島において、水産業及び水産加工業は基幹産業

離島交付金による
支 援

交付金

漁業再生活動

期待される効果

地域資源(漁場)の
保全と最大限の利用

離島の水産業・漁村の再生

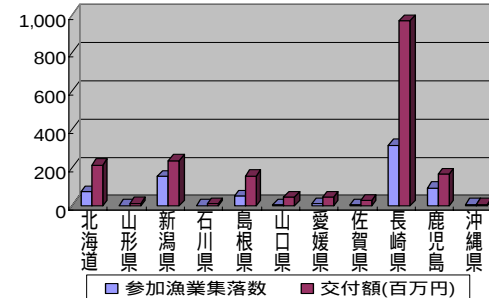
離島が有する国境監視等
の多面的機能の発揮

離島交付金の実施状況

有人離島の漁業集落の約半数で実施

区 分	集落協定の締結状況		
	協 定 締結数	参加漁業 集落数	交付額 (百万円)
北海道	9	73	214
山形県	1	1	12
新潟県	27	153	237
石川県	1	1	9
島根県	4	49	155
山口県	5	5	44
愛媛県	8	9	45
佐賀県	4	4	28
長崎県	86	317	967
鹿児島県	30	94	165
沖縄県	5	6	6
合 計	180	712	1,882

県別参加集落数・交付額



○ 環境・生態系保全活動への支援（環境・生態系保全活動支援調査事業）

水産業の現状と役割

環境・生態系保全活動の内容（例）

藻場・干潟の維持管理
海面・海底ゴミの回収や海岸清掃
植樹
外来魚の駆除



漁業就業者の減少
31.3万人(H6)→23.1万人(H16)
(10年間で26%減)

漁業就業者の高齢化(65歳以上)
21%(H6)→35%(H16)(男子)
(10年間で14%増)



調査の内容

全国における環境・生態系保全活動の事例の調査

適切な保全活動の内容の検討

保全活動の活動指針の検討

支援手法の検討

支援手法の地域における有効性や適合性の検証

(平成18年新規予算額: 7,000万円)



期待される効果

漁業者が中心
となっていく環境・生態系保全活動の充実

水産業・漁村の有する
多面的機能の発揮

- ・水質浄化機能
- ・生物多様性維持機能
- ・環境美化機能等



漁業者が行う
環境・生態系保全活動の低下